

令和6年5月23日時点版

東北圏広域地方計画

中間とりまとめ

～●●●●●●～

(サブタイトル)

令和6年5月

東北圏広域地方計画協議会

東北圏広域地方計画 中間とりまとめ 目次

第1章 計画の目的 ······	······
第1節 計画の目的 ······	······
第2節 計画の対象区域と計画期間等 ······	······
1. 対象区域 ······	······
2. 東北圏の位置付け ······	······
3. 計画期間 ······	······
第2章 東北圏を取り巻く状況と地域特性 ······	······
第1節 東北圏が歩んできた歴史 ······	······
第2節 東北圏の特徴と魅力 ······	······
1. 広大な圏土と豊かな自然環境 ······	······
2. 広範囲に都市が分散する圏土構造 ······	······
3. 気象、災害等の自然の脅威 ······	······
4. 地域資源のポテンシャル ······	······
5. 産業集積の加速化と先端産業拠点の整備・進展 ······	······
6. 特徴ある伝統芸能、文化、冬の魅力 ······	······
第3節 東北圏を取り巻く潮流と課題 ······	······
1. 東日本大震災からの復興・再生 ······	······
2. 激甚化・頻発化する自然災害への対策の強化 ······	······
3. 深刻な人口減少・少子高齢化に適応する地域の形成 ······	······
4. 若年層・女性の転出を抑える誰もが活躍できる地域づくり ······	······
5. 豪雪地帯における克雪・利雪・親雪 ······	······
6. 地域産業の衰退からの脱却、国際競争力のある産業の振興 ······	······
7. コロナ禍で落ち込んだ交流人口の回復 ······	······
8. デジタルトランスフォーメーション（DX）の遅れと成長の停滞からの脱却 ······	······
9. 地球規模の環境問題への対応 ······	······
10. 美しい圏土や歴史文化の保全と活用 ······	······
11. 公共投資の重点化と効率化、民間活力の導入 ······	······
第3章 これから10年で東北圏が目指す姿 ······	······
第1節 東北圏の将来像 ······	······
第2節 将来像実現のための基本方針及び戦略的目標 ······	······
基本方針1 「安心をともす」防災先進圏域として、世代を超えて震災伝承とレジリエンス（強さとしなやかさ）を世界に発信する東北圏 ······	······
戦略的目標（1）復興・再生の強い力を未来につなげる社会の実現 ······	······
基本方針2 「自然をめでる」グリーンな国土づくりとカーボンニュートラルに挑戦する東北圏 ······	······
戦略的目標（2）美しい国土の保全と恵みある豊かな自然の継承・利活用 ······	······
戦略的目標（3）「脱炭素化への挑戦」と「安定的なエネルギー供給」の両立の実現 ······	······
基本方針3 「恵みをわかつ」国際競争力を持つ先端産業と豊かな地域資源の活用により、日本全体を牽引する東北圏 ······	······
戦略的目標（4）豊かな地域資源の活用と先端産業の挑戦による国際競争力の強化 ······	······
戦略的目標（5）交流・連携強化による世界とつながるネットワークの実現 ······	······

基本方針4 「生活をつむぐ」デジタルとリアルが融合した地域生活圏により、全国に先駆ける人 口減少下でも持続可能な東北圏	・・・・・
戦略的目標（6）東北圏民が総活躍する「自分らしさ実現チャレンジ」の推進	・・・・・
戦略的目標（7）デジタルとリアルの融合により人口減少に打ち克つ地域生活圏の形成	・・・・・
第4章 戰略的目標の実現に向けた主要な施策	・・・・・
第1節 新しい未来を創造する東日本大震災からの復興プロジェクト	・・・・・
(1) 東日本大震災・原子力災害からの復興・再生	・
第2節 レジリエンスの実践を通して効果を発揮する防災先進圏域形成プロジェクト	・・・・・
(1) 圏域全体の防災・減災、強靭化の推進と震災経験の伝承	・
(2) 過酷な条件と対峙する東北圏のインフラの戦略的メンテナンス	・
第3節 東北圏の自然環境・水環境や景観の保全・継承プロジェクト	・・・・・
(1) 人と自然が育んだ美しい「森里川海」の原風景の継承	・
(2) 陸域・海域の水環境の保全・再生と豊かな水の恵みの享受	・
(3) 自然環境の持つ多面的な機能の活用	・
第4節 地域と共生した脱炭素社会の実現へ挑戦する構造転換プロジェクト	・・・・・
(1) カーボンニュートラルに貢献する社会づくりへの挑戦	・
(2) 地域と共生した多層的なエネルギー供給構造への転換	・
(3) 地域の持つ資源と特性を最大限活用して循環させる社会の構築	・
第5節 次世代産業の研究・集積による産業振興の推進プロジェクト	・・・・・
(1) 国際競争力を持つ産業クラスター及びリサーチコンプレックスの形成	・
第6節 東北圏の資源を活かした農林水産業の収益力向上プロジェクト	・・・・・
(1) 豊かな資源を活かした次世代の農林水産業の展開	・
第7節 「四季の魅力溢れる東北」を体験出来る滞在交流型観光園の創出プロジェクト	・・・・・
(1) 地域資源の付加価値を高め、新しい需要に対応したビジネスモデルへの転換と観光関連産 業の拡大	・
第8節 東北圏の発展を牽引する日本海・太平洋2面活用による交通ネットワークとグローバ ル・ゲートウェイ機能強化プロジェクト	・・・・・
(1) 圏域全体の交流・連携を支える高速交通網の形成	・
(2) 日本海・太平洋2面活用による国際競争力強化	・
第9節 交通・情報通信ネットワーク強化プロジェクト	・・・・・
(1) 生活と産業を支える圏域内外を結ぶネットワークの形成	・
第10節 東北の未来を創る次世代人材育成プロジェクト	・・・・・
(1) 東北圏の将来を担う次世代の多様な人材の創出	・
第11節 多様な主体との連携・協働と地域コミュニティによる地域活性化プロジェクト	・・・・・
(1) 多様な主体の協働による地域運営の実現	・
(2) 地域を支えるコミュニティの活性化	・
第12節 人口減少社会に対応した東北圏民総活躍プロジェクト	・・・・・
(1) 女性、若者、高齢者の活躍を支える環境づくり	・
(2) 「デュアルライフ東北」の実現	・
第13節 誰もが恩恵を享受できる東北圏版地域生活圏形成プロジェクト	・・・・・
(1) 地域が互いに支え合う広域連携の枠組みの構築	・

(2) 地域生活圏を支える持続的なモビリティ社会の実現 ······
(3) 「東北圏まるごとデジタル」で誰もが安心・便利な暮らし方・働き方の実現 ······
(4) 東北圏の荒廃を防ぐより良い最適解を導く地域の実現 ······
第14節 他圏域との連携プロジェクト ······

第5章 計画の推進に向けて ······
第1節 計画の効果的推進 ······
1. 計画の推進 ······
2. 重点的・効率的な施策の実施 ······
3. 計画のフォローアップ ······
第2節 他計画との連携 ······

第1章. 計画の目的

第1節 計画の目的

国土形成計画法に基づく国土形成計画は、それまでの全国総合開発計画に代わる「全国計画」と、各地方の開発促進計画に代わる「広域地方計画」によって構成されており、多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図ることをその基本の方針として、2008年7月4日に第一次国土形成計画（全国計画）が閣議決定された。

第一次東北圏広域地方計画は、2009年8月4日に国土形成計画法に基づき国土交通大臣が決定した計画であり、全国計画の基本の方針に基づき、東北圏の地域特性を踏まえながら特色のある地域戦略を描くため、経済団体、地方公共団体、国の方針が協議を行った上で策定した。

第一次東北圏広域地方計画策定の約1年半後となる2011年3月11日に発生した東日本大震災は、長い年月をかけて培ってきた災害への備えの想定を超えるものであり、これにより新たな教訓や課題が顕在化することになった。そして、国土を巡り大きく状況が変化する中で、2050年を見据えた、国土づくりの理念や考え方を示す「国土のグランドデザイン2050」が2014年7月に取りまとめられ、2015年8月14日に第二次国土形成計画（全国計画）が閣議決定された。これを受けて東北圏においても国土形成における諸課題に対応すべく、2016年3月に将来像を「震災復興から自立的発展へ」とし、第二次東北圏広域地方計画を策定した。

その後、第二次国土形成計画（全国計画）の策定から約9年が経過する中、国土をめぐる社会経済状況は大きく変化してきており、時代の転換点ともいえる局面にある。人口減少・少子高齢化の加速、巨大災害リスクの切迫、気候危機の深刻化、生物多様性の損失など、我が国が直面するリスクは、今後、その切迫感や深刻度がより増していくものと想定される。特に東北圏は、全国よりも早いスピードで人口減少・少子高齢化が進行しており、地域の公共交通や医療・福祉・介護など、生活に不可欠なサービスの利便性の低下が懸念されている。また、地方の人口減少・流出の悪循環につながる流れが続ければ、2050年には全国の居住地域の約2割が無居住化することが推計されている。地域が直面する危機的な状況の広がりは、均衡のとれた国土利用の観点からも、その持続性を損ないかねない焦眉の問題であり、今を生きる世代として長期的視点に立った課題認識と対応が迫られている。

加えて、2020年初からの新型コロナウイルス感染症の拡大や、2022年2月から始まったロシアによるウクライナ侵略など、従来必ずしも社会全体で想定されてこなかったリスクは、国民の価値観や社会経済のあり方に深刻な影響を及ぼし、構造的な変化をもたらしている。また、長期にわたるコロナ禍を契機としたデジタル化の進展と相まって、テレワークの普及等による暮らし方・働き方の変化や、若者世代を中心とした地方・田園回帰にもつながりうるローカル志向の広がりなど、人々の価値観や行動様式の変化の兆しが少しずつ見え始めている。

こうした社会経済の大きな変化に直面する我が国は、まさに時代の重大な岐路に立っており、2021年6月にとりまとめられた「国土の長期展望」や国土審議会で設置された計画部会において議論され、目指す国土の姿として「新時代に地域力をつなぐ国土」を掲げ、2023年7月28日に第三次国土形成計画（全国計画）が閣議決定された。これを受けて東北圏においても、人口減少の

1 深刻化やコロナ禍を契機とした新たな暮らし方・働き方の変化を始めとする価値観の多様化など、
2 顕在化している諸課題に対応すべく「第三次東北圏広域地方計画」（以下、「本計画」という）を策
3 定することとした。

4 本計画の策定に当たっては、2050年 の長期を見通し、様々な資源、技術、知見を最大限活用し
5 て、東北圏の長期的・総合的な発展を図り、東日本大震災をはじめとする大災害の教訓を活かし、
6 復興支援へ報いるよう、国土形成計画が目指す「新時代に地域力をつなぐ国土」の形成に貢献する
7 ことが求められる。また、持続可能で循環型の圏域づくり、産学官が連携した先端産業拠点や新た
8 な産業の創出、デジタルとリアルが融合した地域生活圏の形成等の取組を行い、他圏域との連携を
9 図りつつ安全で安心できる創造的な圏土形成に取り組む。

10 なお、本計画は、東北圏の経済団体、地方公共団体、国の地方支分部局等の各主体が協働して将
11 来ビジョンづくりに取り組む策定プロセスを通じて、地域戦略を進める上での今後の長期的な方
12 針・目標を各主体が共有し、新たな工夫や連携を促進する意義も有している。

14 第2節 計画の対象区域と計画期間等

15 1. 対象区域

16 本計画の対象区域である「東北圏」とは、国土形成計画法施行令に基づき、青森県、岩手県、宮
17 城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県の区域を一体とした区域（以下「圏域」という。）をい
18 う。

19 また、東北圏外の首都圏、北陸圏、北海道等（以下「他圏域等」という。）にわたる主要な施策
20 についても、交流・連携を図る観点から取り込んでいる。

22 2. 東北圏の位置付け

23 東北圏は、人口は約1,060万人、圏域内総生産額は約44兆円で、日本全体の約1割の人口・経
24 済規模を有している。

25 東北圏は、豪雪地帯であり、多くの自然、豊穣な大地、水資源に恵まれ、安全な食料等を供給で
26 きる能力を有しているほか、再生可能エネルギーのポテンシャルが高く、美しい森林や海、食文化、
27 産業、特徴的な祭り等の個性的で魅力ある地域資源が豊富に存在している。これらの地域資源を活
28 用することによって、震災からの復興と活力ある東北圏の再生を推進するとともに、国民の新たな
29 価値観やライフスタイルを生み出し、最先端の防災・環境を実現する住みよい圏域づくりを目指
30 す。

32 3. 計画期間

33 本計画の計画期間は、2050年、さらにその先の長期を見据えつつ、今後概ね10年間とする。

1 第2章. 東北圏を取り巻く状況と地域特性

2 第1節 東北圏が歩んできた歴史

3 縄文時代は、青森県の三内丸山遺跡や秋田県の大湯環状列石にみられるような縄文文化が圏域
4 の各地で花開いていた。弥生時代の中期には、広い範囲で水田が開かれ、以後、米づくりを基礎と
5 する生活文化が始まり、奈良・平安時代には、朝廷の東北経営のため、太平洋側の陸奥国に多賀城、
6 胆沢城等が、日本海側の出羽国には秋田城等が設置された。

7 中世は、奥州藤原氏が、四代約 100 年間にわたり陸奥・出羽地方を治め、周辺地域から産出す
8 る豊富な金や、北方地域や中国等との交易による富を背景として、拠点であった平泉において浄土
9 思想を基調とした莊厳な仏教文化都市を形成した。近世以降は、新田の開墾、水利技術の発展が進
10 み、米等の栽培が盛んになるとともに、江戸、大坂へ米や木綿、塩、木材等が運ばれ、交易が拡大
11 した。特に米は、北上川、最上川、阿賀野川、信濃川等の河川舟運、東廻り海運、西廻り海運等の
12 発達と相まって船により積み出され、日本の列島経済を左右する食料供給地域としての性格を強
13 めるとともに、江戸や上方との交易によって特色ある文化や富の蓄積をもたらした。

14 明治以降は安積疎水等の大規模開墾、主要河川の改修等により、農業地帯としての基盤が整って
15 いくようになる。昭和時代に入ると、1933 年の三陸大津波や 1934 年に発生した大凶作をきっかけ
16 として、「東北振興調査会」が設置され、産業振興や交通整備等の検討が行われた。また、1947
17 年のカスリン台風、1948 年のアイオン台風により、立て続けに被害を受け、被害の中心となった
18 北上川においては、「北上特定地域総合開発計画（KVA）」が進められた。1955 年以降は、東北
19 開発促進法、東北開発株式会社法及び北海道東北開発公庫法のいわゆる東北開発三法が制定され、
20 東北圏の産業立地条件を整備するため、東北開発促進計画が策定された。

21 1962 年には、「全国総合開発計画」が策定され、大都市圏との地域格差を解消する開発拠点である
22 新産業都市として、八戸地区、仙台湾地区、常磐郡山地区、秋田湾地区、新潟地区が指定、新たな
23 産業の集積と港湾の開発が進んだ。1965 年以降は、マイカー時代が到来し、東北縦貫自動車道
24 や関越自動車道が順次開通した。また、1987 年には東北自動車道が全線開通して本格的な高速道路
25 時代の幕開けとなった。さらに、産業集積を促進することを狙いに、むつ小川原地区、秋田湾地区、
26 北上地区、阿武隈地区等の大規模産業基地の建設も進んだ。

27 1982 年には、東北新幹線の大宮～盛岡間及び上越新幹線の大宮～新潟間が開業し、首都圏への
28 速達性が向上することとなり、その後も、山形新幹線、秋田新幹線の開業を経て 2010 年 12 月には新青森までの東北新幹線全線開業、2015 年 3 月には北陸新幹線の長野～金沢間の開業を迎えた。
30 さらに 2016 年 3 月には、北海道新幹線の新青森～新函館北斗間が開業した。高速道路についても、
31 磐越自動車道、山形自動車道や秋田自動車道等の横断道や北陸自動車道、常磐自動車道の整備が進
32 んだほか、日本海沿岸や秋田・福島・山形の内陸部等で整備が進められている。また、復興道路と
33 して整備を進めてきた三陸沿岸道路が 2021 年 12 月に全線開通した。加えて、国際交流も活発化
34 し、各県の港湾において国際定期コンテナ航路が開設されるとともに、青森、花巻、仙台、新潟の
35 各空港から国際線の定期便が就航している。

36 21 世紀への移行期に当たる 1998 年には、多軸型国土構造の形成を目指す全国総合開発計画「21
37 世紀の国土のグランドデザイン」が閣議決定、また翌年の 1999 年には「東北開発促進計画（第 5

1 次)」が東北開発促進法に基づき閣議決定され、2005年に「国土総合開発法」を「国土形成計画法」
2 に改め、2009年8月に「東北圏広域地方計画」が策定されて新しい時代にふさわしい圏土の形成
3 に向けた取組が進められてきた。その後、東日本大震災で顕在化した新たな教訓や課題、巨大災害
4 の切迫や急激な人口減少・少子高齢化等、国土を巡り大きく状況が変化する中で、危機感を共有し
5 つつ、2050年を見据えた、国土づくりの理念や考え方を示す「国土のグランドデザイン 2050」が
6 2014年7月に取りまとめられた。

7 東北圏は東日本大震災を始めとし、歴史的に自然災害が多発する地域でもある。869年の貞觀地
8 震、1611年の慶長地震、1804年の象潟地震、1896年の明治三陸大津波、1933年の昭和三陸大津
9 波、1960年のチリ地震津波、1964年の新潟地震、1978年の宮城県沖地震、1983年の日本海中部
10 地震、2008年の岩手・宮城内陸地震等、地震による災害は数多く、また、令和元年東日本台風、
11 令和2年7月豪雨等、風水害は圏域各地で毎年のように繰り返し発生している。さらに、1888年
12 の磐梯山大爆発等の火山災害も少なくない。このように東北圏は自然災害と常に向き合いながら
13 暮らしてきた。

14 特に近年では、気候変動の影響により、自然災害が激甚化・頻発化し、地域の暮らしや経済の安
15 全・安心に対する脅威が拡大している。

16 また、2020年初からの新型コロナウイルス感染症の国内における広範かつ長期にわたる拡大に
17 より、東北圏の経済及び産業は大きな打撃を受け、従来の社会経済活動に大きな制約をもたらし
18 た。一方で、コロナ禍を契機としたデジタル化の進展と相まって、テレワークの普及等による暮
19 らし方・働き方の変化に兆しが見られ、若者世代を中心に地方・田園回帰にもつながりうる人々の価
20 値観や行動様式の変化の兆しが少しづつ見え始めている。

22 第2節 東北圏の特徴と魅力

1. 広大な圏土と豊かな自然環境

24 東北圏は、北緯36度40分～41度30分、東経137度40分～142度の範囲にあり、ローマ、
25 ニューヨーク、ワシントン等世界の大都市とほぼ同緯度に位置している。人口約1,060万人と欧
26 州の中規模諸国（ポルトガル、ベルギー等）と同程度の規模であり、圏域内総生産額約44兆円と
27 日本全体の約1割の人口・経済規模を有している。面積は日本全体の約2割を占める広大な圏土を
28 有しているが、地形は起伏に富み、南北に併走する3列の急峻な山脈・山地によって地域が分断さ
29 れている。東に太平洋、西に日本海を臨み、そして両海をつなぐ津軽海峡があることから、環太平
30 洋と環日本海の2つの交流圏をつなぎ得る特長を有するとともに、太平洋側には三陸海岸に代表
31 される海食崖とリアス海岸、日本海側には秋田平野、庄内平野や越後平野に沿って発達した海岸砂
32 丘等、変化に富む美しい海岸線に囲まれており、水産資源も豊富な地域である。

33 また、面積の約7割が森林であり、日本三大美林に数えられる青森ヒバ、秋田スギを擁するほか、
34 十和田八幡平、磐梯朝日、三陸復興、日光、上信越高原、妙高戸隠連山、尾瀬国立公園等を始めと
35 する良質かつ美しい自然にも恵まれている。特に世界自然遺産として登録された白神山地のほか、
36 ユネスコエコパークの只見、世界ジオパークの糸魚川、ラムサール条約湿地に登録された仏沼、伊
37 豆沼・内沼、志津川湾、蕪栗沼・周辺水田、化女沼、大山上池・下池、尾瀬、佐潟、瓢湖は、世界
38 的に見ても貴重な自然資源を有する地域である。信濃川や北上川に代表される大河川等、豊富な水

1 資源を有しているほか、温泉地の数も全国の約4分の1を有するなど全国最多である。

2 東北圏は、このように広大な圏土と豊かな自然環境に恵まれており、農地とその周辺の山や川等
3 の自然・地形、森林、集落等が調和した美しい農村風景等も数多く残っている。

5 2. 広範囲に都市が分散する圏土構造

6 東北圏には、仙台市（110万人）と新潟市（79万人）の2つの政令指定都市と、人口30万人以上
7 の郡山市（33万人）、いわき市（33万人）、秋田市（31万人）を含む人口20万人以上の中核市
8 が8市、そのほか247の市町村が分布している。

9 東北圏の広大な地域は脊梁山脈により分断され、点在する平地、盆地に人口が分布する都市が形
10 成されたため、都市間距離は約28kmと全国平均の約22kmと比較して約1.3倍長い特徴を有し
11 ている。また、東北圏のDID（人口集中地区）人口比率は約48%と全国平均の70%より低密度
12 で、拡散した人口分布が東北圏の都市の特徴となっており、大都市圏のような集積がなく、主要幹
13 線に沿って大小の都市が連坦しつつ、中小規模の都市も広く分布する分散型の地域構造となって
14 いる。

15 3. 気象、災害等の自然の脅威

16 東北圏の四季は、春は一斉に咲き誇る花々によって生命の息吹に満ち溢れ、夏は緑豊かな自然
17 につつまれながらも比較的冷涼で過ごしやすく、秋は大自然が織りなす色とりどりの紅葉につつ
18 まれ、冬は雪の美しい景観が演出されるなど、四季折々の豊かな変化を楽しむことができる。

19 このように、東北圏は四季を始めとする自然の恵みを享受している一方、過去に例を見ない未
20 曾有の巨大災害となった2011年3月の東日本大震災を始め、幾度となく地震や津波等の脅威にさ
21 らされてきた。また、近年では、平成27年9月関東・東北豪雨（2015年）、令和元年東日本台風
22 （2019年）、令和2年7月豪雨（2020年）、2022年7月・8月の大雨、令和5年台風13号（2023
23 年）等、激甚化・頻発化する水災害による洪水被害や土砂災害、高潮災害が特に目立ってきて
24 いる。一方、渇水も頻繁に発生しており、2015年の鳴瀬川・雄物川・子吉川等9水系、2018年の鳴
25 瀬川・雄物川・子吉川等7水系、2019年の雄物川・子吉川等4水系、2023年の北上川・名取川・
26 最上川、新潟県各地域において渇水があり、依然として水資源について脆弱性を有している。

27 また、東北圏は面積の約85%が豪雪地帯対策特別措置法に基づく豪雪地帯の指定を受けており、
28 そのうち約44%が特別豪雪地帯になっているなど雪と寒さへの対応も迫られている。冬期に通行
29 不能となる道路、膨大な除雪費用、積雪・凍結による交通事故等、冬期の人々の暮らしや、産業等
30 の面に大きな影響を及ぼしている。

31 さらに、全国の活火山111のうち20火山が東北圏に存在しており、1970年の溶岩流をともな
32 う秋田駒ヶ岳の噴火や1997年の秋田焼山の噴火、1974年や2016年の新潟焼山の噴火、1998年
33 の岩手山の火山性地震、2014年の吾妻山、蔵王山の火山性微動や御釜の白濁、2018年の吾妻山、
34 秋田駒ヶ岳、蔵王山の火山性微動等、火山活動の高まりが確認されている。これら、自然災害に対
35 する脆弱性が改めて浮き彫りとなっており、広大な圏土の災害対策が強く求められている。

36 4. 地域資源のポテンシャル

1 東北圏は、豊かな自然資源や広大な圏土と農用地の広がりを背景に、第1次産業が活発であり、
2 生産額が全国シェアの約36%を誇っている米を始め、農畜産品、林産品や水産品等、高い全国シェ
3 アを占めている。食料自給率は東北圏の各県とも全国上位の水準にあり、関東圏を中心に安定的
4 食料供給に大きく貢献している。また、豊富な森林資源を有しており、戦後に植林した森林が本格
5 的な利用期となっている。このため、森林の適切な整備及び保全を図りながら、国産材の利活用を
6 積極的に行うことで、圏土の約7割を占める森林を持続的に管理していくことが可能となる。

7 東日本大震災以前、東北圏に立地する発電所の総出力は、各圏域の中でも大きく、特に、原子力
8 発電の出力は、全国シェアの約42%を占めていた。震災後、東京電力福島第一原子力発電所事故
9 による全国的な原子力利用の停滞と化石燃料の輸入増加等社会への影響は著しく、安定的なエネ
10 ルギー需給構造の確立が課題となっている。圏域内には、首都圏に電力を供給する発電所が福島
11 県や新潟県に立地しているほか、青森県六ヶ所村には、原子燃料サイクル施設の立地に加え、国際
12 研究拠点の整備が進められているなど、首都圏や日本全体のみならず、世界のエネルギー問題を
13 考える上でも重要な役割を担っている。

14 また、東北圏の太平洋側沿岸地域では日射量が全国的に見ても比較的多く、沿岸地域や山間部
15 では風況に恵まれている。さらに地熱資源や積雪が多く、森林面積も広いなど、今後積極的な活用
16 が望まれている再生可能エネルギーのポテンシャルが高い圏域である。

17 近年は、地球温暖化対策の一環として、バイオマス発電や地熱を用いた発電、中小水力発電、風
18 力発電等、自然的・社会的条件を活かした再生可能エネルギー等の利活用への取組も積極的に行
19 われている。また、東北圏の直轄管理ダムの有効貯水容量の合計は、他圏域と比較して最も多く、
20 水力発電への活用ポテンシャルが高いほか、洋上風力発電については、東北における2030年の導
21 入目標が407～533万kWとなっており、東北地方は北海道、九州地方に次ぐ、大きな導入ポテ
22 ンシャルを秘めた地域とされ、地域への経済波及効果からも導入の期待が高まっている。

24 5. 産業集積の加速化と先端産業拠点の整備・進展

25 東北圏では、これまでに医療機器産業、自動車関連産業の集積が進んできている。また、近年の
26 世界情勢の変化による経済安全保障の観点や、社会の更なるデジタル化に伴う情報処理量の加速
27 度的な増加による国内投資の拡大といった理由から、半導体関連産業の国内立地が見られる。特
28 に、岩手県や宮城県ではその動きが顕著であることから、更なる日本のものづくりや半導体サブ
29 ライチーンの強靭化に貢献することが期待される。加えて、震災後の産業発展や地域経済の再
30 生に向けて、福島イノベーション・コスト構想を軸とした産業集積を推進してきたところであ
31 り、2020年3月には福島ロボットテストフィールドや福島水素エネルギー研究フィールドが全面
32 開所し、2023年4月には福島国際研究教育機構（F·REI）が設立されている。また、次世代放射
33 光施設「NanoTerasu（ナノテラス）」の2024年運用開始や、国際リニアコライダー（ILC）の誘
34 致活動の積極的な展開、フュージョンエネルギーの多国間科学技術協力・ITER計画の関連研究な
35 の科学技術に関するプロジェクトが各地で進んでおり、「国際卓越研究大学」に東北大が全国
36 で初めて認定候補に選定されるなど、新たな産業基盤づくりへの展開が期待されている。

37 6. 特徴ある伝統芸能、文化、冬の魅力

1 東北圏には、青森ねぶた、盛岡さんさ踊り、仙台七夕、秋田竿燈、山形花笠、相馬野馬追、長岡
2 大花火等の夏祭り、男鹿のナマハゲ等の民俗行事、佐渡おけさ等の民謡、津軽三味線等に代表され
3 る伝統芸能や長い歴史と独特的の風土に培われた文化等が数多く残っている。

4 また、横手かまくらまつり、十日町雪まつり、上杉雪灯籠まつり等、冬の行事を始め、世界的に
5 も珍しい樹氷や日本を代表するスキー場が多く存在するなど、たくさんの冬の魅力が存在する。

6 さらに、白神山地に続いて、2011年6月に岩手県平泉、2015年7月に明治日本の産業革命遺
7 産として橋野鉄鉱山、2021年7月に北海道・北東北の縄文遺跡群が世界遺産に登録されるなど、
8 歴史的な文化遺産も数多く残されている。

9 食では、多くの良質米の産地であり、漬物等の発酵食づくりに適した風土や雑穀等を取り入れ
10 た豊富な食文化も多く受け継がれている。農作物の中には、だだちゃ豆、松館しづく大根、とう
11 菜、仙台長なす等に代表される在来作物も多い。また、郷土料理の宝庫でもあり、じやっぱ汁、せ
12 んべい汁、わんこそば、きりたんぽ鍋、芋煮、のっぺ汁、あんこう鍋等バラエティに富んだ料理が
13 多彩にある。このほか、全国に誇れる地酒も豊富である。

14 東北圏では各地域において、日常会話に多くの方言が残されており、その地域の長い歴史や文
15 化の中で、育み根付いた地域独自の文化でもある。豊かな人ととのつながりに基づく地域共同
16 体意識が多く残されており、人々の温かいネットワークが暮らしの中に残されていることも、東
17 北圏の大切な財産であるといえる。

19 第3節 東北圏を取り巻く潮流と課題

20 1. 東日本大震災からの復興・再生

21 2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、我が国の観測史上最大のマグニチュード
22 9.0 の巨大地震となった。宮城県栗原市で最大震度7を観測した強い揺れと太平洋沿岸で発生
23 した巨大な津波、さらにはこれらに伴い引き起こされた地盤沈下や液状化現象、土砂災害や火災
24 等により、被害の範囲が極めて広範囲に及び、東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響も重
25 なった未曾有の複合災害となった。

26 東日本大震災から10余年が経過し、目覚ましい復興が進められてきたところであるが、復興の
27 「総仕上げ」の段階にある地震・津波被災地域では、今後も被災者支援等の取組が求められてい
28 る。一方、原子力災害被災地域では、未だ避難指示が続いている帰還困難区域も残っているため、
29 引き続き国が前面に立って、中長期的に対応することが必要である。

30 震災復興においては、東北圏を震災前の状態に回復させるだけでなく、圏域の自立的発展を見
31 据えた産業振興が必要である。また、日本国内のみならず世界各地より寄せられた支援に対して
32 恩返しをする意味でも、被災経験や教訓を伝承・発信しながら、今後起こり得る広域災害の備えに
33 も活かし、防災先進圏域を目指す。

35 2. 激甚化・頻発化する自然災害への対策の強化

36 東北圏では、東日本大震災以降も震度5以上の地震が度々発生しており、岩手山や藏王山の火
37 山性微動等の火山活動の高まりも確認されている。また、地球温暖化等による地球規模での気候
38 変動に伴い雨の降り方が変化し、洪水や土砂災害、雪害等が多発している。気候変動は今後も水災

害の激甚化・頻発化をもたらすとともに、生態系や農林水産業等を含め、社会経済に広く深刻な影響を及ぼすことが予測されており、地域の暮らしや経済の安全・安心に対する脅威が拡大している。

地球温暖化の進行に伴って、気象災害の強度と頻度が増加することが懸念される中、東北圏においても気候変動リスクを踏まえた防災・減災、国土強靭化の取組が必要となっている。災害外力の増大に伴い、防ぐことのできない災害も増加することを想定し、ハード・ソフトを組み合わせ、しなやかに対応することが重要である。

また、東日本大震災を含む他に類を見ない大規模な被災経験を活かして、先進的な国土強靭化のモデルとして世界に発信できる防災先進圏域を確立することが必要である。

3. 深刻な人口減少・少子高齢化に適応する地域の形成

全国で未曾有の人口減少・少子高齢化が進行する中、東北圏は女性人口の域外流出が最も深刻な地域であり、全国より速いスピードで人口減少が進み、2030年には1,000万人を下回る見込みであり、2020年から2050年までの30年間で若年女性人口が50%以上減少する「消滅可能性自治体」数は183と分析されている。東北圏は人口減少が進行する中で、国土における人口分布は、東京一極集中を始めとして地域的に偏在化する傾向にあり、東北圏の中でも各県の県庁所在地とその周辺自治体に人口が流入し、その他の自治体同士では生産年齢人口の取り合いが起きている。その結果、中山間地域を中心に無居住化する地域が拡大している。また、今後は、人口減少の荒波が小規模都市から、日常生活において地方の中心的な役割を担う中規模都市（人口5～30万都市）へと拡大する見込みとなっている。

東北圏における急激な人口減少により、地域の暮らしを支える公共交通や医療など、中心的な生活サービスの提供機能が低下・喪失するおそれがあるほか、中心市街地の空洞化や中山間・沿岸地域での急激な過疎化の進行、集落の消滅危機等が顕在化してきていることから、市町村を越えた相互の連携・補完等が求められている。

また、生産年齢人口が減少する一方で、高齢化の進行も著しく、総人口に対する65歳以上の高齢者人口の割合をみると、2020年は全国の約29%に対し、東北圏では約33%と上回っており、将来予測によれば、2045年には約43%になると見込まれている。

人口減少・少子高齢化の進行は、労働力不足による地域産業の低迷、地域社会の活力低下、社会保障費の負担の増大だけでなく、財政悪化による行政サービスの縮小や地域コミュニティの衰退、地域における生活や産業、被災地の復興等、あらゆる面で影響を与えるものであり、大きな問題となっている。

4. 若年層・女性の転出を抑える誰もが活躍できる地域づくり

若年層・女性が進学や就職を契機として首都圏等へ流出するなど、東北圏ではほとんどの県で転出超過している。特に全国から首都圏への20代女性転出者のうち、東北圏からの転出者は、全体の2割弱を占め、賑わいの喪失や地域コミュニティの弱体化、更なる活力低下を招くことが懸念される。また、東北圏では、高等学校卒業者の自地域内就職率が約79%と全国平均の約83%に対して低調に推移している。

一方で、かねてからの生活における価値観の多様化に加えて、コロナ禍を経験してテレワークなどのデジタル技術を活用した新しい働き方が急速に浸透したことにより、東京一極集中だけではなく、新たな地方・田園回帰の動きが見られている。しかしながら、直近のデータでは首都圏の一極集中の流れが再度見られることから、この流れを断ち切り、これまでと異なる視点から積極的に地方移住や二地域居住を推進することが求められる。

東北圏の未来を担い得る人材の育成と活用を進めるとともに、圏域内の若者にとって魅力ある雇用の場の創出等が必要であるため、次代を担う若年層が魅力を感じることができる圏域づくりを行う必要がある。また、東北圏では出生率及び女性の就業率が全国水準に満たないため、女性の能力を発揮できる環境を整備するとともに、安心して子どもを産み育てやすい社会を実現し、多様な働き方や新しい生活スタイルへの対応により、女性を含む誰もが活躍できる地域を創る必要がある。

加えて、地域の認識・新たな発想や人材育成の面からも、他圏域等の人材との交流やその活用による地域づくりの取組が必要である。

5. 豪雪地帯における克雪・利雪・親雪

東北圏の山間部では、豪雪や雪崩によって、人命や家屋に甚大な被害が発生するだけでなく、経済活動においても流通への支障が生じるなど、豪雪地帯で生活する住民に大きな障害となっている。

また、冬期における交通事故も多く、降雪時のスリップ事故や走行不能車両の発生による大規模かつ長時間におよぶ通行障害が度々発生している。さらに、人口減少・少子高齢化に伴い、除排雪の担い手が著しく不足するとともに、除雪作業中の死亡事故が高齢者を中心に多く発生している。加えて、積雪に伴う空き家の倒壊や落雪も大きな問題となっている。

冬期に安全で快適に生活するためには、集落を保全する雪崩対策を始め、降雪時の迅速な除雪作業の実施、除排雪体制の確保、地域間交流や通勤通学等の支障となる道路の通行止めや交通規制の解消のための雪害対策の推進とともに、雪による労働の負担軽減等が必要である。

一方、雪冷熱をエネルギーとして利用する取組を継続的に行うとともに、雪の魅力を活かした情報発信、観光資源としての活用等、雪を貴重な地域資源ととらえ、雪と共に存・活用する取組を積極的に推進することが必要である。

6. 国際競争力のある産業の振興

我が国の国際競争力は、一人当たり名目GDP（2022年）でOECD38カ国中21位と低水準にあり、世界の都市間競争が激化する中で厳しい状況に置かれている。国際競争が激化する中、東北圏では、従来の電子部品・デバイス等の情報通信機器、金属製品、一般機械器具等の製造業に加え、近年においては、自動車産業、半導体産業、医療機器産業など関連企業等の裾野が広いものづくり産業の集積が進んでおり、東北圏の経済をけん引している。

このような産業集積を活かし、関連産業のさらなる育成・創出、国際競争力を持つ企業群の形成や企業誘致の促進とともに、関連産業の育成・創出等地域産業の振興、地域経済の活性化により「稼ぐ力」を高めていく必要がある。また、デジタルトランスフォーメーション（以下「DX」とい

う。) やグリーントランスフォーメーション (以下「GX」という。)、経済安全保障等の国際的な潮流を踏まえつつ、成長産業への構造転換や投資の促進、科学技術を中心としたイノベーションの創出、魅力ある雇用の場の創出・確保が必要である。

さらに、感染症等の大流行や予期し得ない戦争の勃発などの世界情勢の緊迫化により、エネルギー・食料の需給を巡るリスクが顕在化していることから、安定的な供給の確保が重要となっている。

また、東北圏の産業や経済を発展させていくためには、国内外とつながる物流の円滑化や安定かつ安価な資源の調達に向けた対応等が必要である。特に東北圏は、日本海と太平洋の双方に面していることから、日本海・太平洋の2面を活用できる。また両海をつなぐ津軽海峡も有しているほか、北海道とも近い位置にある。これらの地理的特性を活かし、東アジアと世界を結ぶ国際ゲートウェイ機能の強化と日本海・太平洋2面活用型国土の形成によるグローバル化を推進することにより、産業や経済の発展を目指すことが必要である。

7. コロナ禍で落ち込んだ交流人口の回復

東北圏の外国人延べ宿泊者数は、コロナ禍の影響により大きく落ち込み、観光産業に打撃を与えた。

国内外をターゲットとして、ポストコロナの交流人口の回復・拡大・深化が喫緊の課題となっている中、観光の復活に向けては、コロナ禍による変化やコロナ禍前からの課題を踏まえ、これまで以上に地域資源の付加価値を高め、新しい需要に対応するなど、質の向上を重視した観光へと転換していくことが求められる。

また、東北圏の国際交流の活発化に資する交流人口の拡大のために、国際航空路線やクルーズ船の誘致に対する積極的な対応が必要である。

さらに、国内旅行需要の喚起を行うとともに、近年の働き方や住まい方のニーズの多様化等も踏まえ、テレワークを活用したワーケーションや新たな交流市場の開拓の推進が必要である。

8. デジタルトランスフォーメーション (DX) の遅れと成長の停滞からの脱却

人口減少・少子高齢化、過疎化・東京圏への一極集中、地域産業の空洞化といった問題に直面している中、地方行政や地域産業及び地域経済を維持していくためには、DXによる生産性の向上が重要であるが、東北圏の地方公共団体や企業のデジタル技術の活用は遅れている状況である。

「デジタル田園都市国家構想」は、「新しい資本主義」の重要な柱の一つとして、デジタル技術の活用により、地域の個性を活かしながら、地方の社会課題の解決、魅力向上のブレイクスルーを実現し、地方活性化を加速するものであり、東北圏においても物流や交通、医療、教育などデジタルの徹底活用によるリアルの地域空間の質的向上を図ることにより、場所と時間の制約を越え、多様な暮らし方や働き方を自由に選択できる社会を形成することが求められる。また、昨今、技術革新が著しい生成AI分野等にも注視しながら、デジタルを活用していくとともに、高速・大容量のデータ通信を可能とする光ファイバーなどの情報インフラを今後さらに整備していく必要がある。

1 9. 地球規模の環境問題への対応

2 地球温暖化の進行は、地球レベルでの気温・海水面の上昇や異常気象をもたらすおそれがある。

3 また、各地域の気候、地形、社会条件等によってその内容や程度が異なることから、地域レベルで
4 地球温暖化対策に取り組むことが重要である。地球温暖化は、作物の品質低下や栽培適地の移動
5 等の農林水産業への影響、高潮や台風、洪水、突風、土砂災害等の自然災害の激甚化・頻発化、熱
6 中症や感染症等の健康被害等、社会に広範な影響を及ぼすと予想されていることから、温暖化の
7 進行を食い止めるための緩和策を着実に進めるとともに、既に現れている影響や、今後中長期的に
8 避けることのできない影響への適応策を計画的に進めることが必要となっている。また、気候
9 変動の影響のみならず、生態系の保全が考慮されない社会経済活動の拡大に伴い、生物種の絶滅
10 リスクが増大するとともに、生物多様性の損失傾向が続いているため、保全に取り組む必要がある。

11 気候変動対策と生物多様性の保全は、いわば車の両輪として、一体的に取り組む必要性が国際
12 社会において広く認識されるところとなっており、2050年カーボンニュートラルや、ネイチャーポジティブの考え方に基づき、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に
13 保全する30by30目標といった国際公約の実現は不可避の課題である。

14 東北圏は、再生可能エネルギーの導入等、環境に配慮した取組を積極的に行っている。東北圏の
15 豊かな自然環境は、地球温暖化防止の観点からのCO₂（二酸化炭素）の吸収源、生物多様性保全
16 等の観点からも重要な資源であり、これから東北圏においては、環境問題や資源問題に貢献する
17 先進圏域としての積極的な対応が求められる。

18 パリ協定やSDGsの採択等の国際社会の動向を受け、持続可能な東北圏を形成するためには、
19 豊富な自然と共生し、脱炭素社会、循環型社会を構築することが必要である。

20 10. 美しい圏土や歴史文化の保全と活用

21 東北圏は、世界自然遺産の白神山地を始めとする豊かな自然があり、8箇所の国立公園、9箇所
22 の国定公園を擁し、糸魚川、下北や栗駒山麓等の11箇所のジオパークが認定されるなど、地域の
23 自然と人の暮らしの関わりを学ぶ地域づくりが進められている。一方で、荒廃農地の増大、地域住
24 民の営みの中で、維持、管理されてきた里地里山の荒廃等が問題となっており、一旦荒廃した農地
25 や森林を利用可能な状態に戻すには長い時間と費用と労力が必要とされる。このため、荒廃農地
26 等の再生に向けた取組や人口減少社会における新たな国土管理の仕組みづくりが問われている。

27 また、東北圏には、生活に密着した文化や工芸、長い歴史の中で培われてきた伝統や、特徴ある
28 祭り等が受け継がれているが、2021年に世界文化遺産に登録された北海道・北東北の縄文遺跡群、
29 登録に向け2023年に推薦された「佐渡島（さど）の金山」といった一部を除き、国内外にあまり
30 知られていない。特に海外に関しては、訪日外国人の東北圏訪問率が低水準であることからも、外
31 国人の東北圏に対する認知度は低いと言わざるを得ない。

32 今後は、東北圏が大切に守り続けている伝統的で特徴的な祭りや食文化、雪文化、伝統工芸と
33 いった日本を代表する様々な資源を活用しつつ、地域的活動とともに着実に後世へ継承するほか、
34 観光資源としての利活用や国内外への情報発信等を強化し、地域活性化への取組等を進めていく
35 必要がある。

1
2 1.1. 公共投資の重点化と効率化、民間活力の導入

3 人口の著しい減少や過疎化の進行は、行政サービスの効率性と水準の低下を招くおそれがある。
4 全国より速いスピードで人口減少が進行する東北圏にあっては、厳しい財政制約の下においても、
5 住民が安心して生活できる望ましい行政サービスのあり方として、公共投資の重点化・効率化を
6 図る必要がある。

7 また、高度経済成長期以降に集中整備されたインフラの老朽化が深刻な問題となっている。建
8 設後 50 年を経過する施設の割合が今後加速度的に高くなり、老朽化が急速に進むと見込まれる。
9 維持管理に係る制度や体制についても十分とは言えない状況であり、さらには今後、大規模な補
10 修や更新が一時期に集中することが懸念される。一方、今後の人口減少社会において、災害時の復
11 旧作業や、平常時における社会インフラの適正管理を担う人材の不足が懸念されることから、地
12 方公共団体中心の取組には限界がある。国と地方の適正な連携・補完関係を強化するとともに、民
13 の力を最大限発揮し、官民の多様な主体が連携・協働して地域課題の解決に当たる必要がある。

14 また、新技術の活用や官民連携手法の導入促進により、メンテナンスの高度化・効率化を図る必
15 要がある。

1 第3章. これから 10 年で東北圏が目指す姿

2 第1節 東北圏の将来像

3 第2章の東北圏を取り巻く状況と地域特性を踏まえ、直面する課題やリスク等に背を向けることなく、東北圏が有する美しい風景・自然、多彩な伝統芸能・文化を基本となる資産・資本と捉え、
4 次の4つの「目指すべき地域づくりの方向性」を見据え、守り・伝え・活かし・交流し・発展する
5 という回転軸のもと、未来に希望の持てる豊かな『東北圏の将来像』を示すものとする。

6 また、将来像の実現にあたっては、第三次国土形成計画（全国計画）において示されている国土
7 づくりの戦略的視点である、「民の力を最大限發揮する官民連携」「デジタルの徹底活用」「生活者・
8 利用者の利便の最適化」「縦割りの打破（分野の垣根を越える横串の発想）」を取り入れ、取り組んでいく必要がある。

9 特に、人口減少・少子高齢化が深刻化している東北圏においては、東北版となる「デジタルとリ
10 アルの融合した地域生活圏の形成」などの取組を進めることが重要である。

- 11 • 東日本大震災の経験や教訓を活かすまちづくり、人づくりを継続していくとともに、新たな技術を活用したクリエイティブな圏域を目指す。
- 12 • 原子力災害を経験した東北圏だからこそ、様々な分野の新しい技術を活用したカーボンニュートラルやGXを先導する圏域を目指す。
- 13 • 日本有数のエネルギーポテンシャルエリアである特性を活かした新たなエネルギー産出と循環により日本全体を牽引するとともに、エネルギー・食料の地産地消による自立した豊かな圏域を目指す。
- 14 • デジタルの活用やチャレンジを受け入れる寛容さなどにより多様な暮らし方を可能にし、若者や女性を含む誰もが自分らしく活躍できる魅力的な圏域を目指す。

23 第2節 将来像実現のための基本方針及び戦略的目標

25 基本方針 1. 「安心をともす」

26 防災先進圏域として、世代を超えて震災伝承とレジリエンス（強さとしなやかさ）
27 を世界に発信する東北圏

29 【主に潮流と課題 1、2、11 を踏まえた戦略的目標】

30 戰略的目標（1）復興・再生の強い力を未来につなげる社会の実現

31 東日本大震災の発災以降、地震・津波被災地域において復興は大きく前進した一方で、復興の進
32 展に伴い、引き続き対応が必要となる事業や新たな課題も明らかとなっていることから、復興の
33 ステージに応じて、産業・生業、コミュニティを再生し、持続可能で活力ある地域社会を創り上
34 げていく。また、原子力災害被災地域では、産業集積を推進し、我が国の科学技術力の強化を牽引
35 する「創造的復興の中核拠点」を目指す。

36 加えて、日本海・太平洋の両面及び津軽海峡等の利点・特性をフル活用し、巨大災害への備えと
37 首都直下型地震等の大規模災害時のバックアップ機能の強化を図る。

併せて、未曾有の大災害を経験した圏域として、次世代に災害の経験と教訓を伝承するとともに情報発信を行い、被災からの復興の軌跡や技術力を伝える取組などを推進する「レジリエンス（強さとしなやかさ）を世界に発信する防災先進圏域」の形成を目指す。
さらに、インフラ老朽化対策として、持続可能なインフラメンテナンスの実現を進める。

6 基本方針2. 「自然をめでる」

7 グリーンな国土づくりとカーボンニュートラルに挑戦する東北圏

9 【主に潮流と課題9、10を踏まえた戦略的目標】

10 戰略的目標（2）美しい国土の保全と恵みある豊かな自然の継承・利活用

11 奥羽山脈等の原生自然から人と自然の関わりにより育まれた里山まで多様性に富む自然環境を
12 保全し、国際公約ともなっている30by30目標の達成に貢献する。地域の自然資本として持続可能
13 な形で活用し、人と自然が共生した国土利用・管理を行い、生態系サービスの維持・向上を図る。
14 また、多様な主体の参画の下、自然・歴史・文化等の地域資源を活かすべき資本と捉えて地域づく
15 りの取組を推進し、継承していく。

17 【主に潮流と課題5、6、9を踏まえた戦略的目標】

18 戰略的目標（3）「脱炭素化への挑戦」と「安定的なエネルギー供給」の両立の実現

19 恵まれた地域特性と資源を抱える東北圏は、2050年脱炭素社会の実現に大きく貢献するポテン
20 シャルを備えている。低炭素な東北産エネルギー源の創出・導入拡大と、自然環境に配慮したエネ

21 ルギーの安定供給を実現すべく、産学官等連携して構造転換を図る。

22 また、東北圏の資源を余さず最大限活用していくため、循環型の社会づくりに向けた取組を推
23 進する。

25 基本方針3. 「恵みをわかつ」

26 国際競争力を持つ先端産業と豊かな地域資源の活用により、日本全体を牽引する東北 27 圏

29 【主に潮流と課題5、6、7、10を踏まえた戦略的目標】

30 戰略的目標（4）豊かな地域資源の活用と先端産業の挑戦による国際競争力の強化

31 我が国は産業を取り巻く国際競争環境の厳しさが増していることから、生産性の向上や未来志
32 向のイノベーション創出を促進する。

33 また、ものづくり技術や優れた技術など地域の持てる力を磨き上げ、東北圏に魅力ある「しご
34 と」を創り出す。また、地域資源を活かした産業の集積や、先端科学技術産業の集積等により、国
35 际競争力を持つ産業クラスターの形成及び持続可能な産業への構造転換を目指す。

36 農山漁村では、安定的な食料自給のためにも、東北圏が有する豊かな地域資源を活かすとともに、他産業との融合による新たな雇用の創出等により稼げる魅力的な農林水産業に発展させる。

38 併せて、国内外の人々を魅了する東北圏の豊かな自然や食文化、特徴ある祭り、雪文化等、東北

1 圏の文化や豊かな自然の再認識と利活用により観光産業の活性化と交流人口の拡大を図る。

2

3 【主に潮流と課題 2、5、7、10、11 を踏まえた戦略的目標】

4 **戦略的目標（5）交流・連携強化による世界とつながるネットワークの実現**

5 東北圏は、日本海・太平洋の2面を活用できる地理的特性を有しており、また、圏土の東西距離
6 が短く、日本海・太平洋を短時間でつなぐことができるとともに、津軽海峡に接していることか
7 ら、東アジアと北米の結節点となり得る地理的特性を有している。このため、日本海・太平洋の2
8 面活用による産業の構造転換を見据えた物流機能の高度化・効率化による産業の国際競争力の強
9 化を図る。また、東アジア、北米との国際交流・連携活動の拠点として、多面的な価値を提供でき
10 る場の形成を図ることで、世界とのヒト、モノ、カネ、情報の対流により発展する東北圏の形成
11 を目指す。

12 加えて、日常生活における住民の安全で快適な移動や観光交流等を活発にするため、快適な生
13 活を支える総合的かつスマートなネットワークを形成する。

14

15 **基本方針4. 「生活をつむぐ」**

16 デジタルとリアルが融合した地域生活圏により、全国に先駆ける人口減少下でも持続
17 可能な東北圏

18 【主に潮流と課題 3、4、10 を踏まえた戦略的目標】

19 **戦略的目標（6）東北圏民が総活躍する「自分らしさ実現チャレンジ」の推進**

20 今、直面する危機を未来の成長につなげる最大の機会と捉え、多世代にわたる幅広い東北圏民
21 のチャレンジを後押しし、デジタルなどの新たな技術を活用したクリエイティブな圏域を目指す。
22 また、関係人口の増大を図りながら、多様な人材の集積・育成・活用を推進し、地域社会の再生・
23 活性化を図る。

24 多様なニーズに応える働き方、生活の仕方、過ごし方などを選択できる受け皿を生み出し、東
25 北圏民誰もが安心して暮らし、自分らしく活躍できるよう地域づくりを推進する。

26

27 【主に潮流と課題 3、4、7、8、11 を踏まえた戦略的目標】

28 **戦略的目標（7）デジタルとリアルの融合により人口減少に打ち克つ地域生活圏の形成**

29 人口減少・少子高齢化等が特に著しい東北圏においては、将来的に生活サービスの崩壊を招き
30 かねず地域の存続すら危ぶまれる状況に直面する。だからこそ、この危機に打ち克つには、多様な
31 主体が地域経営に参加しながら「兼ねる、束ねる、つなげる」視点で、従来からある計画論や規
32 制・枠組み等について柔軟な考え方を取り入れ実践することや、物流や交通、医療、教育など現実
33 の地域空間の質を高めるデジタルの活用が不可欠である。

34 これらを踏まえ、持続可能で活力ある地域づくりを目指し、地域の暮らしの利便性を向上させ

1 る。また、現状の土地の利用区分にとらわれず、東北オンリーワンの価値を最大限に考慮する国土
2 の利用のあり方、地域の管理のあり方を踏まえ、最適な圈土の利用・管理を進める。
3

1 第4章 戰略的目標の実現に向けた主要な施策

2 第1節 新しい未来を創造する東日本大震災からの復興プロジェクト

3 被災地の発展と地方創生施策等の連携の充実により、安全・安心で活力ある社会・生活基盤の構
4 築を図るため、復興を支える公共施設等の整備や産業創造に向けた拠点形成、原子力災害を克服
5 する取組を推進する。

6 (1) 東日本大震災・原子力災害からの復興・再生

7 地域特性に応じた①安心して暮らしやすいまちづくりや②地域コミュニティの形成などに引き
8 続き取り組みつつ、被災地における③創造的な産業復興に向け、④⑤農林水産業や⑥観光産業等
9 の復興を推進し、地方創生につなげるための取組を進める。また、沿岸地域の再生にあたっては、
10 ⑦自然環境を活かした被災地の再生に取り組む。

11 特に⑧原子力災害被災地域においては、引き続き、国が前面に立って、福島県や地元自治体等
12 と緊密に連携しながら、除染はもとよりインフラや生活環境等の整備に取り組むとともに、帰還
13 困難区域全ての避難指示解除と、その復興・再生に最後まで責任をもって取り組む。

14 ①地域課題に応じた安心して暮らしやすいまちづくり

15 被災地では、残る基幹インフラ事業の早期完了を目指すとともに、造成宅地・移転元地等の活用
16 や今後も高齢者等の見守りや心身のケア、コミュニティ形成の支援など復興のステージに応じた
17 切れ目のない支援を継続し、地域の個別課題にきめ細かく対応して支援することで、安心して暮
18 らしやすいまちづくりに取り組んでいく。

19 また、人口減少・少子高齢化が更に進行すること等の社会構造の変化を踏まえるとともに、東日
20 本大震災の発災前後において全国で最も社会動態による人口減少が大きかった被災地だからこそ、
21 安心して暮らしやすいまちづくりに向けて、病院、学校、商店、住宅等を結ぶ地域公共交通の再構
22 築により、高齢者や子ども、女性、障害者等に配慮した利便性の高いまちづくり、全ての人々が安
23 心して快適に生活できるユニバーサルデザインを取り込んだまちづくり、東北圏の持つ豊かな自
24 然環境や景観、風景に配慮した美しいまちづくり等、人が中心となるまちづくりを進める。加え
25 て、多世代の交流を促進するコミュニティ拠点の形成、三世代同居・近居等を促進するなど、多世
26 代が交流するまちづくりを推進する。

27 ②「地域コミュニティ」の防災力を向上する地域づくり

28 地域コミュニティ機能は、災害時の住民同士の助け合いと連携による災害対応力の向上や、被
29 災者の心のケアに重要な役割を果たす。復興期間を通じて培ってきたN P O、ボランティア、企
30 業、大学等多様な主体との結びつきやノウハウ、男女共同参画などの多様な視点を最大限活かし
31 つつ、国内外に誇れる防災先進圏域としての地域コミュニティを目指す。また、防災 DX を推進し、
32 デジタル技術を活用した地域防災力の向上を図る。

33 地域人口の急減に直面している地域においては、地域おこし協力隊制度の更なる推進を図るな

ど、地域防災の担い手として地域外から新たに地域づくりに参加する人材の拡大を図る。

③被災地における創造的な産業復興の推進

全線開通した復興道路・復興支援道路を活用して、東日本大震災及び原子力災害によって大きな影響を受けた産業の復興や再生を促進し、新たな産業の誘致や創出を図る。また、未だ残る風評被害への対応が地域経済の再生には不可欠であるため、引き続き、農林水産業、中小企業等の生産基盤施設の復旧支援を進め、産業全体の再生、復興を図る。併せて、職業指導を通じた雇用の確保、ニューツーリズムや復興ツーリズムを推進し観光産業の振興を図る。

また、被災した企業の再生に向け、資金面の支援のみならず、経営ノウハウ等、企業の経営能力向上に向けて、ものづくりを支える産業人材や伝統的産業における後継者の育成、起業家の育成等の取組を進めるとともに、国内外における展示商談会の開催、マッチングの創出を行い、被災企業の販路拡大を促進する。

併せて、福島県の浜通り地域等においては、福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積に向けた取組が進められてきたところであり、2023年4月に「創造的復興の中核拠点」として設立した福島国際研究教育機構（F-REI）により研究開発や産業化、人材育成の動きを加速させていく。加えて、風評被害の払拭に向け、引き続き、放射線の正確な情報発信、地場産品の商談会の開催による販売拡大やPRを実施する。

④被災地の農林業復興の推進

農業分野では、農地・農業用施設等の整備、農業用機械の導入、鳥獣被害対策などこれまで行ってきた被災農業者への支援を継続するとともに、放射性物質の分布・蓄積状況や影響を踏まえ、原子力災害被災12市町村における営農未再開農地についても営農再開を目指す。また、営農再開に当たっての新たな担い手の確保や原子力災害被災地域においては被災地産品への風評被害の払拭などにも引き続き取り組む。併せて、ICT（情報通信技術）等の先端技術を活用したスマート農業や「デジ活」中山間地域の取組を推進する。

被災地での農業経営の多角化、農産物の高付加価値化を通じた農業の成長産業化を図るための農商工連携や6次産業化の取組、環境保全型農業の取組の一層の高度化・拡大、植物工場等の施設園芸の導入を推進する。さらに、HACCP（工程管理システム）等、食品・農産物の品質等を的確に管理する取組を実施し、安全・安心な食品・農産物の生産拠点の構築を進める。

また、被災地におけるバイオマス、中小水力等の再生可能エネルギーを活用した自立分散型エネルギーシステム（スマートビレッジ）の構築、省エネルギー型農業の積極的な推進及び震災に強い農業インフラの構築のための農業水利施設等の保全管理、整備を推進する。

併せて、地域材を活用した木造復興住宅の建築を積極的に推進するほか、木質バイオマス資源の利活用を進める。

⑤被災地の水産業復興の推進

地震・津波被災地域では、中核産業である漁業の水揚げの回復や水産加工業の売上の回復が引き続き課題となっている。また、福島県の沿岸漁業及び沖合底びき網漁業については、2021年4

月から本格操業へ移行したが、2023年8月からの福島第一原子力発電所のALPS処理水の海洋放出に伴う風評被害の懸念など、被災県のみならず東北圏全体に及ぶ喫緊の課題もある。そのため、被災地の水産物の安全性や魅力に係る情報発信や販路拡大支援等を通じて、漁業と水産流通加工業の一体的な復興を推進する。さらに、冷凍技術の開発による市場や加工施設等の品質及び衛生管理体制の向上に取り組み、海外への販路拡大、被災地での雇用創出等につなげる。

沿岸漁業については、小規模漁業者が多く、個別経営としての復興には課題もある。加えて、東日本大震災後、解雇された雇用者や失われた販路が戻っていない被災地の現状を踏まえ、漁業者等の意見を十分に取り入れ、漁業者による共同事業化や漁船や漁具等生産基盤の共同購入、共同利用や集約化を図るとともに、漁港の機能の集約や役割分担を踏まえた漁港の整備を推進する。

沖合・遠洋漁業については、水揚げ量や市場の取扱量が多く、関連産業の裾野も広いことから、漁船、船団の近代化や合理化による漁業の構造改革に加え、漁業生産と一体的な水産流通業、水産加工業の効率化や高度化を推進する。また、拠点漁港については、流通、加工機能や防災機能の高度化を推進する。

このほか、漁船や施設の共同購入、共同利用システムの活用や協業体の育成等を通じ、水産業の担い手の確保や育成等を推進する。

⑥観光産業復興の推進

旅行業では、ワーケーションや復興ツーリズム、ホープツーリズム、ブルー・ツーリズムなど、多様な旅行ニーズに対応し、アフターコロナにおける外国人観光客の誘致、インバウンド回復に向けた官民連携の取組を進める。併せて旅行会社と連携し、首都圏等での誘客キャラバンの実施、海外での観光プロモーション、メディア・エージェントの招請等に取り組む。

また、東日本大震災の経験と教訓を次世代伝承する施設として復興祈念公園、震災遺構を始めとした震災伝承施設や三陸復興国立公園などを活用し、教育旅行の誘致を進め、被災地からの情報発信を兼ねた国内外のコンベンション、国内外からの積極的な観光客の誘致活動を行う。

原子力災害被災地域においては、根強く残る観光業等における風評を払拭し、観光振興を最大限に促進するため、滞在コンテンツの充実・強化、受入環境の整備、プロモーションの強化等を支援し、国内外からの誘客に取り組む。

このほか、被災地域の特性を活かした観光産業の復興を図るため、風景、食そして文化等の地域資源の再発掘等、ほかの産業との連携を通じた地域ビジネスの展開を図る取組を推進する。

⑦自然環境を活かした被災地の再生

被災した沿岸地域の再生に当たっては、グリーン国土の考えを踏まえ、多様な機能を有するグリーンインフラやECO-DRRとして、津波からの緩衝地域となる緑地等の配置、そして自然環境の保全又は復元、創出に配慮する。併せて、必要な施設整備とともにエコツーリズムや環境教育等の取組を実施して、地域を活性化させる。

⑧原子力災害被災地域における安全・安心な生活環境の実現

(原子力関連施設の徹底した安全確保の継続)

1 東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、「福島のような事故を二度と繰り返して
2 はならない」という強い決意の下、原子力発電所や関連施設については、放射線等の影響から人の
3 健康と環境を保護する必要がある。原子力規制委員会等による安全確保に向けた新たな規制制度
4 の導入や原子力防災対策の検討を踏まえ、徹底した安全確保を図ることが必要である。

5 加えて、東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップを踏まえ、
6 国が前面に立って、安全かつ着実に事故収束（廃炉・処理水対策）に向けた取組を実施するととも
7 に、放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を低減するための取組を
8 進める。

9

10 **(住民の帰還意向を踏まえた除染の推進、特定廃棄物等の処理と適切な管理)**

11 帰還困難区域の避難指示解除を目指し、住民の帰還意向を踏まえ、帰還する住民が安心して生
12 活できるよう、特定帰還居住区域において、十分な除染に取り組む。

13 福島県内の特定廃棄物等は引き続き地元の更なる信頼確保に努めながら、安全・安心の確保に
14 万全を期し、処理を進める。また、福島県以外の指定廃棄物についても、最終処分に向け、地方公
15 共団体と連携し、地元の理解が得られるよう丁寧な説明に努めながら、指定解除の仕組み等も活
16 用しつつ個別の状況に応じた取組を進める。

17

18 **(地域住民の健康管理の継続)**

19 福島県の被災者の適切な健康管理及び健康不安の解消のために、福島県「県民健康調査」の円滑
20 な実施に向けた財政的・技術的な支援を継続する。また、相談員支援センターを中心とした放射線
21 不安へのきめ細かい対応を行う。

22

23 **(医療・福祉サービス確保のための施策)**

24 帰還・移住等の促進・生活再建に向けて、医療・介護・福祉施設の整備・事業再開、地域医療体
25 制の確保や不足診療科目など地域に必要な機能の確保、再開後の医療施設や介護施設の経営確保、
26 医療・介護従事者の確保を進め、県や市町村と連携し、地域ニーズに対応したきめ細かい支援を行
27 う。

28

29 **(食品等に関する規制の検証と情報の提供)**

30 食品等に関する規制等について、科学的・合理的な見地から検証する。併せて、その検証結果等に
31 について、消費者の理解を深めるため、分かりやすい形で情報発信・リスクコミュニケーションを進
32 める。

33 インターネット等の様々な媒体を活用した情報発信や、放射線副読本の更なる活用を図った教育
34 の充実により、放射線に関する科学的な知識や復興が進展している被災地の姿について理解を促進
35 するよう効果的な取組や必要な支援を引き続き行う。

1 第2節 レジリエンスの実践を通して効果を発揮する防災先進圏域形成プロジェクト

2 あらゆる災害に備えた総合的な対策を講じて安全・安心な圏域の形成を図り、東北圏が一体となつた取組を推進する。また、東日本大震災を経験した東北圏の使命として、次世代に災害の経験と教訓を伝承するとともに情報発信を行う。加えて、積極的に国内外から人を呼び込み、被災からの復興の軌跡や技術力を伝える取組などを推進する。

6 併せて、建設から50年以上経過するインフラ施設の割合が今後、加速度的に増加することから、
7 維持管理・更新を戦略的・計画的かつ適切に進め、安全・安心な東北圏を形成する。

9 (1) 圏域全体の防災・減災、強靭化の推進と震災経験の伝承

10 東日本大震災のような広域的な巨大災害においては、初動期に被災地へのアクセスを確保するための道路等の広域交通基盤の啓開のほか、遠隔地からの迅速な支援が被災地救援に有効であったことを踏まえ、①広域的な地域間連携を構築する取組を推進するとともに、縦割りや分野の垣根を越えた省庁間や官民の横断的な連携等により、柔軟な協力体制を構築する。また、そのための社会基盤としての広域交通ネットワークの代替性・多重性を確保した上で、DXを活用した②情報通信ネットワークの強靭化を推進する。さらに、発災以降の部品供給等の途絶による企業の生産停止が日本経済に大きな影響を与えたことから、③災害時における企業のサプライチェーンの強靭化に向けた取組を推進する。

18 加えて、地震、津波、水害等、あらゆる災害の被害を最小化するため、④ハード・ソフト・土地利用一体となった取組を推進するとともに、同震災の⑤経験と教訓の伝承や「自助」「共助」の強化を⑥国内外へ発信する。

22 ①広域的な機能分担を踏まえた地域間連携の促進、協力体制の構築

(広域的な地域間連携の促進)

24 東日本大震災の教訓を踏まえ、広域的な大災害に備えるため、圏域内外の同時被災リスクが小さい遠隔地の地方公共団体間の連携体制の強化、防災協定の締結等の取組を推進するとともに災害時の市町村間BCP策定の推進、災害廃棄物の広域的な処理体制の構築や広域避難者の受入等も想定した広域合同訓練の実施等連携の実効性を高める取組を推進する。また、災害時にも活用可能な高付加価値コンテナの「道の駅」への設置を進めるなど、「道の駅」に災害時に必要な防災設備や事業継続性を確保し、地域の避難行動・復旧活動を支える防災拠点化や、応援部隊の集結及び進出、広域医療搬送、広域物資輸送等の機能を有する広域防災拠点について、あらかじめ明確にしておく。加えて、アジア太平洋地域を中心とした海外も視野に入れ連携を進める。また、複数県にまたがるような広域災害発生時においては、国の現地災害対策本部等、政府の危機管理機能の速やかな設置が可能となるよう調査・検討を進める。

(多様な主体と連携した災害時の協力体制の構築)

36 東日本大震災からの復興の過程で培った東北の知恵をもとに、地域住民のいのちと暮らしを守る人材を育成する。また、東日本大震災では民間企業やNPO、NGO（非政府組織）といった多様な主体による広域的な支援が行われたことを踏まえ、災害時における行政と民間企業や、ボラ

ンティア団体、大学等との連携を進め、仮設ハウス等備蓄が困難な資機材や緊急物資の供給、受入、保管、仕分けそして配送、通信基盤の早期復旧、民間賃貸住宅の提供、応急仮設住宅の建設、燃料供給、帰宅困難者の受入、観光客等への支援等多様な分野での協定の締結等を推進する。

(非常時の対応に備えた平時からの備えとバックアップ体制の構築)

大規模災害時には、リエゾン（災害対策現地情報連絡員）や、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊（エネルギー・産業基盤災害即応部隊含む）、T E C – F O R C E （緊急災害対策派遣隊）等を迅速に派遣し、被災地のニーズを把握するとともに、応急復旧作業への支援を行うことが重要である。また、災害直後の行方不明者の捜索や公共施設の迅速な啓開を図るために衛星通信車や排水ポンプ車等の災害対策機械を被災地に迅速に導入することが効果的である。このような非常時に円滑かつ迅速な対応が可能となるよう、平時から災害対応に習熟した人員応援体制の充実、強化を図るとともに、資機材等の点検や検証を進めるほか、地域の道路・河川・港湾等の維持管理機能を支える地域建設業者と協定を締結するなど必要な連携を進める。さらに、発災直後から時間の経過とともに必要となる支援内容の把握に努めるほか、避難が長期化する場合も想定して物資調達訓練の充実を図る。

あわせて、国土全体での機能や役割分担等を考慮しながら、首都直下型地震や南海トラフ地震が発生した場合に、東北圏が他圏域のバックアップに向けて果たす役割を視野に入れた取組が重要である。

(災害時における医療体制の確保)

大規模災害時にも機能する医療体制の構築を図る観点から、医療施設の耐震化や医療機器の停電対策を講ずるほか、医薬品や燃料等の確保・備蓄を進めるとともに、災害時に強いクラウドシステムを活用した診療情報のバックアップに向けた取組を推進する。また、医療施設間の連携協定や平時における実践的な防災連携訓練を実施し、災害時の医療人材や看護師の育成確保を図る。さらに、災害時における要配慮者の救助体制の確立に向けた関係機関での情報共有を図るとともに、患者の症状に応じた適切な搬送体制を構築する。また、災害発生時には医療体制が不足する事態を回避するため、災害派遣医療チーム（DMAT）について、医療法に基づく養成・登録を着実に行う。

(災害廃棄物等の広域処理)

今後発生し得る大規模災害に備えるため、廃棄物処理については、既に締結されている相互応援協定に基づき、平時からの連携体制の構築、仮置き場の確保等、確実に実施できるよう準備する。また、し尿処理等が災害によって通常の体制が分断されたとしても、例えば地震に強い下水道の整備や、避難所等の防災拠点に設置できるような災害に強い浄化槽の普及等の取組を推進する。

②災害時の通信環境の確保、バックアップも含めた情報通信システムの構築

(災害時の通信環境の構築)

災害発生時の緊急情報連絡手段を確保する観点から、無線通信ネットワークの整備等を推進する

とともに、有線・無線系、地上・衛星系、移動通信系等による伝送路の多重化を推進するほか、これら情報通信システムの整備状況や使用方法の普及、浸透を図る。また、携帯電話災害用大ゾーン基地局の増設、耐震化、非常用電源の容量確保や非常用電源設備の導入支援等による物流施設の災害対応能力の強化等を図る。加えて、自然災害や通信障害等の発生により、利用者が携帯電話を長時間利用できなくなるような事態が生じないようにするために、事業者間のネットワークを相互利用する「事業者間ローミング」の実現に向けた取組を進める。

さらに、災害時に孤立するおそれのある集落等での情報通信手段の確保について、衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器の無償貸与を進める。

(行政情報のバックアップ)

震災時に行政等が保有する戸籍情報が消失しないよう情報を遠隔地へ保存するバックアップ体制の整備や、データを分散保管するクラウドサービスの普及を促進する。

(災害情報の収集・提供・管理の構築)

災害時における通信基盤の早期復旧に向けた官民の連携・協力体制の整備など、通信インフラの強靭化に取り組む。

道路やライフラインの被災状況や復旧状況、支援物資やボランティア情報等を効率的かつ効果的に収集、提供することができるよう、各種災害情報を一元化する仕組みづくりを構築する。また、各自治組織や民生委員、地元消防団及び行政等の関係者間において、情報の共有を図る体制を構築するとともに、避難者を含む被災者同士及び被災者と支援者が効率的、効果的に互いの情報を交換できるような仕組みづくりを構築する。さらに、民間団体等と道路管理者との協定締結等による道路啓開体制の強化、官民の所有するプローブ情報や観測衛星等を活用した災害警知や被害状況の早期把握を行い、初動強化を推進する。

加えて、災害による被害を最小限にとどめるため、災害に関する情報が確実かつ迅速に住民へ届くよう、防災行政無線等の拡充・機能強化を進めつつ、地方公共団体が発する災害情報を集約し、既存の多様なメディアを通じて住民へ伝達する共通基盤であるレアラート(災害情報共有システム)情報の迅速かつ確実な伝達を推進する。

(災害に強いデータベースシステムの構築)

災害発生時に金融システムの機能維持や情報発信体制の継続性を確保できるよう、金融システムのバックアップ機能の確保や、複数の金融機関による横断的な合同訓練の実施等実効性の高い取組を推進する。

③災害時にも強いサプライチェーンの構築と円滑な物流の確保

(災害に強い生産・物流のシステムの構築)

東日本大震災では物流インフラの被災等により、商品の確保や部品の調達が困難になり、生産活動そのものが停止したことから、災害に強い生産・物流システム構築の必要性が明らかとなった。

このため、高度な物流システムを構築し、商品等の供給が途切れない企業間の協調体制の構築や、

1 経済活動が維持できる輸送システムの整備、物流インフラ間を切れ目なくつなぐシステムの構築、
2 災害に強い物流施設整備に引き続き取り組んでいく。また、シームレスネットワークの構築や高規
3 格道路と代替機能を発揮する直轄国道等とのダブルネットワークの強化を進め、リダンダンシーの
4 確保を図り、サプライチェーン全体の強靭化・最適化を図る。さらに、外内航海運等の輸送モード
5 の安定的な維持が可能な災害に強い物流体系の構築、日本海側と太平洋側の連携による輸送ルート
6 の多重化等の対策を推進する。加えて、頻発する集中豪雨に対処するため治水機能への道路ネット
7 ワークを活用する。

8

9 (B C P策定の推進)

10 東北圏の製造業は、国内外の製造業のサプライチェーンの中でも重要な役割を果たしてきたが、東
11 日本大震災では、多くの企業が操業停止状態となり、その影響が我が国のみならず、世界に大きく
12 波及するなど、サプライチェーンの脆弱性が明らかとなつた。

13 このため、地域の最低限の経済活動の維持、被災した施設の早期復旧等のため、関係企業等と連携
14 した災害発生以降の物流機能の確保に向けたB C P（事業継続計画）の策定を進める。

15

16 ④ハード・ソフト・土地利用一体となった総合的な災害リスク低減の推進

17 (災害リスク低減のためのハード・ソフト対策の推進)

18 地震、津波、高潮等の災害から人命や資産を防護するため、ハード・ソフトの施策を組み合わせ
19 た「多重防御」により防災・減災、国土強靭化を図り、被害を最小化する取組を推進する。

20 ハード対策として、治水・治山施設、海岸保全施設等の国土保全施設の整備、緊急輸送道路の強化、
21 格子状骨格道路ネットワーク整備、道路・鉄道交通網の代替性や多重性の確保、災害に強い道路ネッ
22 ワーク構築に向けた橋梁の耐震性能向上、道路の法面・盛土対策等や港湾・空港施設の耐震化、
23 無電柱化の推進、ヘリポートの整備、空港や港湾の災害対応力の強化、DXを活用した情報通信ネッ
24 ワークの強靭化、災害時機能維持が必要となる主要な公共施設、行政施設や医療機関等における
25 安全性の確保と自家発電設備や衛星携帯電話の配備等の防災機能の強化、老朽化施設等の防災水準
26 の確保や施設の更新を推進する。

27 減災に資するソフト対策として、G I S（地理情報システム）を活用したハザードマップの整備・
28 普及、事前防災行動計画（マイタイムライン）の普及啓発、緊急復旧資機材や食料・燃料等の備蓄、
29 防災関連の研究、緊急速報メールやソーシャルメディアの活用等を含む多様な手段による災害・避
30 難情報発出体制の整備、災害時における要配慮者の避難対策を推進する。また、官民それぞれの立
31 場から、甚大な災害による経済的・社会的被害の軽減に向けて、B C Pの策定を進めるとともに、
32 土地利用計画の見直しや建築基準の見直し、住まい方の工夫等、水災害リスクを踏まえた防災まち
33 づくりや、事前防災・事前復興の観点も踏まえ、災害に強い地域づくりのため措置を総合的に実施
34 する。

35

36 (広域交通基盤の防災機能強化)

37 災害時に必要な防災設備や事業継続性を確保し、広域的な防災拠点機能をもつ「防災道の駅」の
38 取組を進めるとともに、副次的機能が期待される道路法面への避難路の設置や緊急避難場所として

1 の活用を進める。また、基幹的な交通施設の耐震化を推進するとともに、主要なサービスエリア及
2 びパーキングエリアに非常電源や充電機器、災害時トイレ等を設置し、交通施設への防災機能の付
3 加を推進する。また、災害時における物資等の輸送拠点として、港湾、空港を計画的に活用するた
4 め、あらかじめ関係機関が災害時の運用計画等について調整、情報共有等の充実を図るとともに、
5 港湾の拠点性を活かした災害対応力の強化に向けた取組を推進する。道路においては、施設点検
6 データやハザードマップ等の組み合わせによる道路リスクマネジメントの実施等により、道路の防
7 災対策を効果的・効率的に推進する。港湾についてはその機能を最大限活用する「命のみなとネット
8 ワーク」形成に向けた取組を進める。さらに、空港については、滑走路等の耐震対策や護岸嵩上げ等の浸水対策を推進する他、各地方空港へのアクセス性強化に努めていく。

10 (地震対策)

11 東日本大震災を踏まえた今後の大規模地震対策として、最大クラスの地震を想定し、あらゆる被
12 害の可能性を考慮した必要な対策を推進するとともに、発災以降の揺れ、液状化、津波といった災
13 害が時間の経過とともに連鎖的に発生する潜在的リスクへの対応を意識した災害対策を推進する。

14 また、公民館や学校等地震時に避難所として利用される建物や、堤防等の防災施設や基本的な交
15 通施設、通信施設、電気、ガス、上下水道等のライフライン施設の耐震化、耐液状化や代替性の確
16 保を進めるほか、無電柱化を図る。加えて、高齢化率の高い地域等に多く見られる、耐震基準見直
17 し前に建築された住宅・建築物の耐震化・不燃化を促進する。そのほか、急傾斜地の崩壊対策、住
18 宅地の地盤沈下や液状化等の対策を推進する。さらに、緊急輸送を確保するため、緊急輸送道路上
19 の橋梁の耐震化や河川・運河の整備、緊急物資の輸送拠点となる港湾・空港の耐震化対策、防災活
20 動拠点ともなる防災公園を整備するとともに、狭隘道路や危険な密集市街地の解消、避難路・避難
21 地の確保、延焼遮断帯の設置、水面・緑地帯の計画的確保等により、地震に強いまちづくりを進め
22 る。

23 大規模地震の発生に備え、道路寸断等により交通機関が途絶した場合の帰宅困難者対策として、
24 事業所等における食料の備蓄等を進める。加えて、不特定多数の者が利用する商業施設、観光施設
25 等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備、訪日外国人や障害者等にも配慮した利用者
26 への情報伝達体制、避難誘導体制の整備を図る。

27 (津波対策)

28 東日本大震災を踏まえた今後の津波対策としては、最大クラスの津波、最大クラスに比べて津波高
29 は低いものの発生頻度が高い津波の双方を想定して対策を講ずる。特に発生頻度が高い津波につい
30 ては被害を防止・軽減するため、計画的に防波堤、海岸堤防・防潮堤、海岸防災林、河川堤防等の
31 整備や管理を行い、あわせて河口部や低平地での道路や地盤の嵩上げ、水門・陸閘等の遠隔操作化
32 等、多重的に津波を防御するための対策を推進する。

33 最大クラスの津波に対しては、これらの施設整備に加え、津波ハザードマップの周知、地域や事業
34 者における避難計画の策定や避難訓練の実施など、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防
35 御」により被害を最小化し、津波防災地域づくりを進める。

36 ハード対策としては、避難場所・避難ビル、避難路・避難階段等の避難関連施設の整備や確保を図

1 るとともに、行政施設や要配慮者に関連する施設等の浸水リスクの低い場所での整備等を進める。
2 さらに、避難者の収容、復旧活動の拠点となる防災公園等の整備、緊急輸送道路ネットワークの整
3 備、河川・運河を活用した緊急輸送のための整備を推進する。

4 津波に対するソフト対策として、津波による浸水が想定される区域については、被災しても人命が
5 失われないことを最重視し、災害リスクを考慮した土地利用や建築規制を行う。

6

7 (風水害、土砂災害、高潮災害対策)

8 近年の気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化に対応するため、河川管理者等が主体と
9 なって行う治水事業等を強力に推進するとともに、あらゆる関係者が協働して流域全体で治水対
10 策に取り組む総合的かつ多層的な水災害対策である流域治水の取組を推進する。流域治水では、
11 地域の特性に応じ、氾濫ができるだけ防ぐ・減らすための対策として河川、ダム等治水施設の整備
12 や雨水幹線や雨水貯留浸透施設などの整備を進めるとともに、災害が発生することを前提とした
13 対応（タイムラインに沿った対応）の更なる強化、治水協定に基づいたダム事前放流の実施体制強
14 化、利水ダム等の洪水調節機能の強化等を行う。また、被害対象を減少させるための対策として、
15 より災害リスクの低い地域への居住の誘導などの対策等を図る。さらに、被害の軽減・早期復旧・
16 復興のための対策として、水災害リスク情報空白地帯の解消や各種ハザード情報の提供等を行う。
17 また、流域治水の実効性を高め、推進するため、特定都市河川制度を活用する。

18 加えて、土石流、がけ崩れ、地すべり等の土砂災害対策、河川、海岸及び港湾における高潮、波
19 浪、高波対策、道路斜面や盛土等の防災対策、沖合航行船舶の避泊水域確保のための整備、暴風、
20 土砂災害や高潮等に対する鉄道の安全対策を推進するとともに、土砂災害警戒区域等の指定、各
21 種ハザードマップの作成及び周知等の警戒避難体制の充実・強化、安全性の高い土地への誘導、災
22 害情報等システム構築及び情報発信体制の強化、災害に強い森林づくりを通じた「緑の国土強靭
23 化」の推進、最大クラスの洪水、内水、高潮等のハザードマップの整備・普及を図ること等により、
24 地球温暖化に伴う災害リスクを視野に入れつつ、ハードとソフトが一体となった減災対策を推進
25 する。そのほか、局所的な集中豪雨や津波等への迅速かつ安全な対応のため、河川管理施設の操作
26 の遠隔化や無動力化等を進める。

27

28 (海岸防災林の松くい虫被害の拡大防止)

29 海岸線の多くにクロマツを主体とした防災林が造成され、海岸からの飛砂や強風から人家や農地
30 等を守る役割を果たしてきた。一方で、松くい虫による被害（マツ材線虫病）が全国的に蔓延し、海
31 岸防災林の機能低下が懸念されている。適切な防除の実施により、松くい虫被害のさらなる拡大を
32 防止する。

33

34

35 (渴水対策)

36 渴水への十分な備えを図るため、多目的ダム建設や既設ダム群の連携運用等により安定的な水
37 資源を確保し、関係者が連携して渴水対応タイムライン（時系列の行動計画）を作成するよう努め
38 るとともに、渴水リスク情報を共有し、協働して渴水に備える。あわせて、節水等の地域住民への

1 啓発や関係利水者間の調整に取り組み、渴水に強い地域づくりを推進する。

2

3 **(火山噴火災害対策)**

4 猿駒山火山対策や岩手山火山対策を始めとする火山噴火災害対策として、火山防災協議会における検討等を踏まえ、火山噴火時に発生が想定される溶岩流、融雪型火山泥流、土石流等による被害を軽減するための砂防施設の整備の推進、火山噴火時の降灰に伴う土石流等による災害防止のため必要な治山事業の推進に加えて、監視体制の強化、噴火警報等の伝達及び火山防災マップの作成・普及や噴火警報等に対応した避難体制の確立を図る。

5 また、火山噴火に起因する土砂災害をできる限り軽減するため、火山活動の推移に応じた緊急対策を迅速かつ効果的に実施するほか、火山噴火時の緊急対応や準備事項等、ハード・ソフト対策からなる「火山噴火緊急減災対策砂防計画」の策定・改定や迅速で分かりやすい災害情報の提供を推進する。加えて、観光客等へ正確な情報を発信し、風評被害の防止に努める。

6

7 **⑤災害の経験と教訓の伝承と「自助」「共助」の強化**

8 **(防災訓練・教育の充実強化)**

9 地域防災力を強化するため、自主防災組織やN P O等と連携・協力し、災害への応急対応や広域対応を含めた、より実践的な防災訓練の充実強化を図るとともに、B C Pに基づく継続的な訓練の実施やタイムライン（時系列の行動計画）の策定・普及啓発に取り組む。

10 行政機関や教育機関においては、地域ぐるみの安全対策を推進するとともに地域の特色を活かした防災意識の高揚と災害対応力の向上を図る。また、自然災害が激甚化・頻発化している状況下にあって、新型コロナウイルスなどの感染症拡大が発生した場合など、複合的な災害状況における地域コミュニティの防災力のあり方の検討を進める。

11 **(災害の経験と教訓の伝承)**

12 東北圏域内には、過去の災害の実情や教訓を伝える石碑や震災遺構などが存在する。防災力の向上のためには過去の災害を風化させず伝承していくことが重要である。

13 東日本大震災においては、復興祈念公園や被災地の震災遺構などの震災伝承施設をネットワーク化し、防災に関する「学び」や「備え」を発信することで震災を風化させず、後世に伝え続ける3.11 伝承ロードの取り組みを推進していくことで防災力の向上や地域の活性化を図る。

14 **(「自助」「共助」の強化)**

15 災害では、公助の限界があり、住民等の自助、共助による防災活動が重要であるため、住民自らの身を守るために、地域の災害リスク等を認識し、行政機関等から提供される情報を活用するなど自ら考え適切に行動する「自助」と、住民相互や地域コミュニティの中で助け合う「共助」を広めていく必要がある。

16 具体的には、自主的避難の促進及び避難の円滑化・迅速化を図るためのハザードマップの活用、避難訓練等のソフト対策による自助・共助の取組や、地域防災力の向上等に向けた消防団の体制、装備、訓練等の充実強化、自主防災組織等の活動の活性化と活動カバー率の向上、地域・企業の

1 リーダーの育成等に取り組む。

2 加えて、個々の自助・共助・公助の取組を実践する場においても、従来の紙での説明や対面での
3 議論ではなく、情報共有のスピードアップや効率化のメリットがあるウェブ会議などを活用した
4 DXを積極的に導入する。

5 また、昨今の自然災害の激甚化・頻発化に対応し、平時から、行政と民間主体等との連携・協働
6 体制の強化を図るため、圏域レベルで、官民の災害支援に関する情報共有や活動調整等のコーディ
7 ネーション機能を担う「災害中間支援組織」の設置・機能強化に向けた支援を行う。

8

9 ⑥国内外に誇れる防災先進圏域の実現

10 2015年3月に仙台市で開催された第3回国連防災世界会議で策定された「仙台防災枠組 2015-
11 2030」を踏まえ、国際協力の場合においては、多様な主体の連携に加えて、防災に関する国際機
12 関や地域機関等も含めたネットワークにより、国内外に誇れる防災先進圏域の実現を目指す。ま
13 た、気候変動や災害時に対応するための広域的な協力体制を構築することで、教訓を共有しつつ
14 協力効果の拡大を目指す。

15 具体的には、復興過程の検証、国際的な災害統計の整備への貢献や、東北圏における取組を含め
16 た「より良い復興」の優良事例の情報発信、復興人材育成活動やそのための体制づくりへの支援等
17 に取り組む。

18

19 (2) 過酷な条件と対峙する東北圏のインフラの戦略的メンテナンス

20 全国で社会資本の老朽化が差し迫る中、特に東北圏は、面積の約8割が豪雪地帯であり、降雪に
21 伴う道路インフラの塩害などインフラを管理していく上では、他圏域と比較して厳しい条件を抱
22 えている。また、東京都の約60%の面積を有する山形県鶴岡市を始めとして、一行政機関が広範
23 囲でインフラを管理しなければならない実態も踏まえ、①インフラの戦略的メンテナンスを行う
24 必要がある。

25

26 ①インフラの戦略的メンテナンスによる予防保全への転換

27 既存施設の適時・適切な維持管理、機能保全・向上、更新、長寿命化対策等を実施し、従来の事
28 後的管理から予防保全的管理への転換を加速させる。また、インフラの特性や利用状況等を踏まえ、
29 経済社会の変化に応じた質的向上や機能転換、用途変更や複合化・集約化を図るとともに、ロボッ
30 トやセンサー等、DXを掛け合わせたあらゆる新技術を積極的に活用し、防災・減災、メンテナンス
31 等におけるイノベーションを生み出す。

32 例えば、メンテナンスサイクルを持続的に回すため、全ての道路管理者が参加し、連携・協力し
33 て点検計画を策定し、点検・措置状況の集約・評価・公表を行う取組等を推進する。

34 さらに、小規模な市町村で、人員や予算不足により予防保全への転換が不十分である場合には、
35 このまま放置すると重大な事故や致命的な損傷等を引き起こすリスクが高まるため、複数・広域・
36 他分野のインフラを「群」としてとらえ、総合的かつ多角的な視点から戦略的に地域のインフラを
37 マネジメントする「地域インフラ群再生戦略マネジメント」に取り組む。

第3節 東北圏の自然環境・水環境や景観の保全・継承プロジェクト

豊かな自然と共生し、その恵みを継承していくため、多様な主体と連携して健全な生態系の保全・再生に向けた取組を進めながら、地域に根ざした資源・文化等を活かした地域価値の向上を図る。また、自然環境・生物多様性の持つ多岐にわたる機能を活用する取組を推進する。

(1) 人と自然が育んだ美しい「森里川海」の原風景の継承

ネイチャーポジティブ（自然再興）の考え方に基づき、①豊かな自然環境の保全を推進するとともに、環境と共生する国土利用・管理を適切に推進する。

また、②良好な景観の保全と創出に向けた整備やソフト面の取組の充実を図る。

①豊かな自然環境の保全の推進

(原風景の保全と継承)

優良農地の確保、荒廃農地の発生防止及び解消等を図るとともに、営農により維持される農地、農業用水等の農村景観を形成する地域資源について、良好な状態で保全及び管理が行われるための取組を推進する。また、中山間地域等での農業生産活動の継続、自然環境の保全に資する農業生産活動、環境保全型の営農活動等への支援に取り組む。

地域住民、N P O、産業団体、行政等の連携による東北圏の原風景を保全するための体制づくりを促進するほか、景観教育の充実や先進的な取組事例に関する情報提供、地域への専門家の派遣等によるソフト面での施策の充実を図る。

多様な主体による協働の下、原風景を保全するための体制づくりと地域資源や個性を活かした地域づくりの取組を推進し、効果的な情報発信を通じて、観光の振興や地域の活性化に結び付けていく。また、地域固有の伝統文化の保全と継承を図るため、郷土の歴史、風土等の記録や整理を推進する。

(環境と共生する国土利用・管理)

低未利用地の自然再生地への転換も含め、保全区域を適切に配置する OECM の設定促進等により、森・里・まち・川・海のつながりを確保して広域的な生態系ネットワークの形成を促進する。地域の現状把握・将来予測、一体的な検討を踏まえた地域管理構想の策定を推進するとともに、自然資本の保全・拡大にも配慮することにより、地域における生態系サービスの維持・向上を図る。また、自然の恵みの持続可能な利用を東北圏民のライフスタイルや経済活動に組み込む普及啓発活動を推進する。

所有者自ら経営管理が実施できない森林など、手入れが不十分な森林については、発生防止・解消のために、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営の適否に応じて所有者と担い手をつなぐ森林経営管理制度に基づく取組、所有者不明森林等に関する特例措置による適切な経営管理、地域林政アドバイザーリスト制度の活用等による体制強化に向けた取組を推進する。

農村部では、多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による地域・集落における今後の農地利用に係る話し合いの促進や共同活動の支援、鳥獣被害対策による農作物・水産物被害の軽減、地域計画に基づいた農地の集積・集約化、基盤整備の効果的な活用等による荒廃農地の発生防止及

1 び解消に向けた対策を戦略的に進める。

2

3 (生物多様性を重視した取組の推進)

4 国立公園等の保護地域の拡張と管理の質の向上、適切な保護・管理、OECM の設定・管理を推進
5 する。

6 絶滅危惧種の保全を全国的に推進することにより、その個体数の減少を防止し、回復を図り、多様
7 な主体と連携した取組を促進して希少種を地域のシンボル等として保全する。一方で、ニホンジカ
8 やイノシシを始めとする鳥獣被害対策については、都道府県が実施する取組を強化するとともに、
9 将来の鳥獣捕獲の担い手の育成及び確保を図っており、こうした生態系そのものの保護・保全と必
10 要に応じた駆除・捕獲・誘導をバランス良く実践することで、双方によって良い環境となるよう共生
11 を目指す。

12 生態系、農林水産業等への被害リスクが増大する外来種問題については、水際での侵入防止対策
13 の強化と優先度の高い侵略的外来種の防除を実施するとともに、地方公共団体が実施する侵略的外
14 来種の防除等を支援し、生態系への被害を防止する。また、各種の社会活動に外来種対策の観点が盛
15 り込まれ、行動がなされるよう、外来種に対する正しい理解を促進するための普及啓発を実施する。

16 多様な主体の活動がそれぞれの地域の視点で連携して展開されるよう、地域連携保全活動計画の
17 作成等の支援、優良事例の発掘及び顕彰、地方公共団体、事業者、民間団体、土地所有者等の関係者
18 のニーズのマッチング等の取組を推進する。また、事業の実施に当たり適切かつ効果的な環境影響
19 評価法の運用に努め、再エネ導入に際しての環境影響評価手続に必要な環境基礎情報の提供など、
20 情報基盤の整備を進めるとともに、必要な人材育成に取り組む。

21

22 ②良好な景観の保全と創出

23 適正な制限の下にこれらが調和した土地利用が行われるよう誘導しながら、地方公共団体による
24 景観計画の策定や見直しを引き続き推進して景観まちづくりの質を向上させる。

25 住民や事業者の土地利用等の事業活動等に関しては、良好な景観の形成に努めるよう意識啓発や
26 教育、先進的な取組事例の情報提供、専門家によるアドバイザー制度等のソフト面での充実を図る。

27 社会資本等の整備に当たっては、地域固有の特性等を踏まえ、住民やその他関係者、学識経験者等
28 の多様な意見を聴取しつつ景観評価を行い、事業案に反映させながら、景観アセスメントシステム
29 の運用、事業の景観形成ガイドライン等の活用、景観行政と連携した屋外広告物規制等により、景観
30 に配慮した整備を進める。

31 無電柱化については、良好な景観形成や観光振興のみならず、防災・減災、二次災害の拡大防止に
32 も資することから、無電柱化推進計画に基づき推進していく。

33

34 (2) 陸域・海域の水環境の保全・再生と豊かな水の恵みの享受

35 ①水の安定供給と、魅力的で多様な水辺空間の創出を図るとともに、山地から海岸までの一
36 貫した②総合的な土砂管理の取組を推進する。また、多様な主体を始めとした広域的な枠組にお
37 ける③海域の環境保全・再生・利用に向けた取組や、親水空間の創出に向けた整備等を推進する。

1 ①水の安定供給とうるおいある水辺空間創出

2 リスク管理型の「水の安定供給」を実現する仕組みづくりに向けて、水インフラ（水道施設、農業
3 水利施設、水力発電施設、工業用水道施設、河川管理施設、下水道施設、水資源開発施設等）の整備
4 や老朽化対策を重層的に取り組むほか、流域における健全な水循環・生態系の維持・回復等の取組を
5 推進する。

6 また、河川、湖沼、ため池等の水辺の整備、水辺の環境を活かした都市公園の整備、舟運の活用、
7 水源地域等における体験型観光、水辺を活かしたかわまちづくり等の取組を推進・支援し、魅力的で
8 多様な「水文化」の継承・創出・再生を図る。

9 そのほか、地盤沈下、地下水汚染、塩水化等の地下水障害の防止や生態系の保全等を確保しつつ、
10 地域の地下水を守り、水資源等として利用していくために、各種ガイドライン等による支援や地域
11 の実情に応じて「地下水マネジメント」に取り組み、地下水の総合的な管理を進める。

13 ②総合的な土砂管理の取組の推進

14 土砂移動の継続的な観測・監視、評価を踏まえながら、治山施設の整備、砂防施設による流出土砂
15 の調節、河川、ダム等の堆積土砂対策、侵食海岸における海岸保全施設の整備・養浜等を実施する。
16 また、適切な土砂管理を行うための土砂移動に関するデータの収集・分析や、より有効な技術の検
17 討・評価や関係機関との事業連携のための連携方針の策定等、山地から海岸までの一貫した総合的
18 な土砂管理の取組を推進する。

20 ③海域の環境保全・再生・利用

21 「ブルーカーボン生態系」を保全・再生・創出させるために、総合的な土砂管理の取組の推進、浚
22 渫土砂等を活用した干潟や海浜等の造成、栄養塩類及び汚濁負荷の適正管理と循環の回復・促進、藻
23 場・干潟等の生態系の保全・再生、美しい景観の保全・形成、漂流・漂着・海底ごみ対策の推進等を
24 図る。また、多様な主体の参加による海浜清掃活動、漁業者やNPO等による植林活動の促進等、広
25 域的な枠組における環境保全の取組を推進する。

26 海洋性レクリエーション・スポーツ空間としての砂浜や磯場等の整備や、海岸部における公園等
27 と海岸保全施設の一体的整備と緑地の整備等、地域づくりの核となる事業を推進する。

28 さらに、安全面・景観面で問題視されている放置艇対策としての施設整備等を推進する。

30 (3) 自然環境の持つ多面的な機能の活用

31 環境を取り巻く諸課題の解決に向け、①自然環境の持つ効用に着目した取組を実践していく。

32 また、子どもを含め東北圏民の生物多様性の重要性への理解と当事者意識の醸成につなげるため、
33 自然の中のフィールドを整備・活用し、様々な取組の創出を図る。

35 ①自然環境の持つ効用に着目した取組の推進

36 (環境を取り巻く諸課題の対応に向けた実践)

37 自然環境が有する多様な機能は、生物の生息・生育の場の提供、CO₂の吸収・排出削減、ヒート
38 アイランド現象の緩和、健康でゆとりある生活空間の形成、良好な景観形成等につながる。また、生

1 態系と一体となった防災・減災対策に向けた取組を推進する。例えば、気候変動の影響による降雨量
2 の増大及び海面上昇等の対応には、グリーンインフラや Eco-DRR の考え方を取り入れた防災対策の
3 取組を進める。

4

5 **(生物多様性を活かした体験や教育機会の拡大)**

6 多くの人が生物多様性に関する理解や知識を深め、それを行動へと結びつける能力の養成のため、
7 国立公園等の自然公園やビジターセンター、森林、河川、海、公園等のフィールドを活かした体験
8 や教育機会の拡大を図る。砂浜や磯場、防波堤整備により生まれる静穏海域など、海洋性の空間を
9 活用し、海洋性レクリエーション、スポーツ、環境学習、観光等の取組を推進する。

10

11

1 第4節 地域と共生した脱炭素社会の実現へ挑戦する構造転換プロジェクト

2 地球温暖化緩和策をさらに高いフェーズで推進していくには、S+3E の原則の下、エネルギー
3 ミックスや GX の考え方を取り入れながら、再生可能エネルギーの主力電源化を見据え、脱炭素社
4 会への構造転換を図る必要がある。地域や暮らしの脱炭素化に向けた総合的な取組、CO₂ 対策を強
5 力に推進する。

6 併せて、東日本大震災の発生による原子力災害を経験した東北圏だからこそ、安全かつ安定的で
7 地域と共生したエネルギー供給の体制構築を実現すべく、従来型の化石エネルギーと非化石エネル
8 ギーの供給構造のバランスを取りながら、産学官等の連携した技術開発等を含めた多層的な取組を
9 推進する。また、地域づくりにおいてもエネルギー等を地産地消・地域循環させる考えを取り入れな
10 がら、東北圏の有する資源や特性を最大限に活用する。

12 (1) カーボンニュートラルに貢献する社会づくりへの挑戦

13 温室効果ガスの排出抑制と吸収源となる環境の整備を両面から実践していくため、人々の生活や
14 経済活動といったあらゆるシーンにおいて、①環境負荷を低減するグリーン化と省エネ化を推進す
15 る。また、②CO₂ 排出削減・吸収源対策に有効な森林等の整備と活用を積極的に進める。

17 ①環境負荷を低減するグリーン化と省エネ化の推進

18 (業務・家庭部門)

19 人々の SDGs の意識の高まりを追い風とし、エネルギー効率の更なる向上に向けた取組の推進と
20 環境に配慮した生活スタイルへの転換を目指す。エネルギー効率向上の取組として、具体的には、エ
21 ネルギー消費機器の性能向上や ZEH・ZEB の普及促進など住宅・建築物の省エネ化、木造建築物の
22 普及拡大、スマートメーターの導入及び情報利用による需給バランスの調整、省エネ関連の新技術
23 やビジネス需要の創出等といった多方面での取組を推進する。

24 また、生活スタイルの転換のため、電気自動車、自転車、シェアサイクル・電動キックボード等の
25 新たなモビリティの利用・普及に向けた取組を推進し、まちづくりと連携した地域のグリーン化と
26 環境にやさしい生活スタイルの浸透を図る。

28 (運輸部門)

29 鉄道駅、港湾、空港、道路等の施設において、省エネ機器の導入や照明の LED 化を通じた省エネ
30 化を進めるとともに、物流環境負荷が小さくエネルギー効率の高い輸送手段への転換（モーダルシ
31 フト）を始めとした物流体系全体のグリーン化の促進を図る。さらに、次世代自動車の更なる普及拡
32 大を含め、産学官等連携の下に、省エネルギー技術開発の促進に取り組む。また、カーボンニュート
33 ラル、省人化の観点から、海上輸送、鉄道輸送等との連携を強化し、最適なモーダルコンビネーショ
34 ンの実現を目指すとともに、速達性向上による CO₂ 排出抑制に資する道路ネットワークの強化、I
35 TS の推進等の交通流対策や部分改良の機動的・面的実施、TDM 施策等の推進、ダブル連結トラッ
36 ク等による物流の効率化、自転車活用促進や交通拠点の機能強化を通じた公共交通の利用促進を推
37 進する。

1 (産業部門)

2 企業自らが最善の省エネ対策を進める環境整備に向けて、省エネ効率の高い設備への投資に対する支援等といった多様な施策を推進する。

4 農林水産業においては、生物多様性の維持を支える側面を持つことから、「みどりの食料システム
5 戦略」等に基づき、農林水産業の CO₂ ゼロエミッション化、化学肥料・化学農薬の低減など目標の
6 実現に向け、調達から生産、加工・流通、消費における関係者の意欲を引き出すとともに、革新的な
7 技術の開発・生産体系の開発と社会実装の推進に取り組み、環境負荷の低減につなげる。

8 自動車関連産業においては、燃費効率の高いハイブリッド車や有害ガスを出さない燃料電池車等
9 の高度な技術が蓄積されており、このような最新技術の研究開発を東北圏が担えるよう、産学官等
10 が連携し基盤整備を促進する。

11

12 ②カーボンニュートラルの実現に寄与する森林等の整備と活用

14 「都市（まち）の木造化」による木材の利用拡大、木質バイオマスのエネルギー利用、木質系新素材等のマテリアル利用の推進とともに、間伐やエリートツリー等による再造林等の森林整備などによる森林吸収源対策を強力に推進する。

17 主伐・再造林の循環システム確立の後押しにも資する森林由来の J-クレジットの創出拡大・活用
18 を推進するとともに、産学官連携の下、林業の成長産業化を図り、雇用創出による地域活性化に結び付ける。また、都市公園の整備、道路、港湾等の公共施設における緑化、民間緑地の確保による都市
20 緑化等の推進を図る。道路においては、周辺環境や景観に配慮した道路ネットワークの形成や道路
21 空間の創出を目指す。

22 さらに、環境への关心や SDGs、社会貢献活動に対する参加意識の高まりにも対応し、企業や NPO 等による森林の整備や保全活動を促すため、活動内容の提案や情報発信、サポート体制の整備、フィールドや技術等の提供等、企業等が森林づくりに参加しやすい環境を整備する。

25 このほか、二酸化炭素吸収力がより高い海洋域にあるブルーインフラ（藻場・干潟、生物共生型港
26 湾構造物等）を拡大し、森林と同じように CO₂ 吸収源対策となるブルーカーボン生態系の保全・再
27 生・創出を推進する。

28 (2) 地域と共生した多層的なエネルギー供給構造への転換

30 エネルギー源ごとの強みが最大限に発揮されるよう、需給両面における様々な課題の克服を図り
31 つつ、①環境に配慮した安定的なエネルギー供給の実現に向けた取組を加速化させる。また、産学
32 官等の連携により②エネルギーに関する戦略的な取組を推進する。これらの取組により、複数のエ
33 ネルギー源を相互補完的に組み合わせた多層的な供給構造への転換を図る。

35 ①環境に配慮した安定的なエネルギー供給の実現

36 (非化石エネルギーの導入の加速化)

37 化石燃料に依存しないエネルギー源の導入は、GX の加速化に不可欠である。バイオマス、太陽光、
38 風力、水力、地熱等の再生可能エネルギーについては、学校施設、庁舎、公共施設等、地域防災拠点

1 を含む公共部門においても積極的にその導入を図るなど、持続性のある再生可能エネルギーの開発
2 と最大限の導入を進め、多層的なエネルギー構造への転換を図る。一方で、需要と供給の課題から、
3 余剰電力が発生するケースがあることから、新たな産業の創出や他のエネルギー源としての活用策
4 の検討を進める。

5 また、恵まれた森林資源や長い海岸線、山岳地域、全国有数の降雪量といった地域特性を活かし、
6 木質バイオマスや雪冷熱エネルギーの導入を推進するほか、バイオマス発電、廃棄物系バイオマス
7 を利用したバイオガス発電等の活用を推進する。

8 (水力)

9 治水機能の強化のみならず、水力発電の促進の両立に資する「ハイブリッドダム」の取組を推進す
10 る。具体的には、既設ダムへの発電設備の新設・増設やダムの再開発・新規建設を通じた水力発電の
11 推進、既存ダムの発電効率を最大限高める取組を推進し、水力の発電量増加を図る。

12 また、東北圏の直轄管理ダムの有効貯水容量の合計は、他圏域と比較して最も多く、水力発電へ
13 の活用ポテンシャルが高いため、既存ダムの運用高度化を図り、発電ポテンシャルを最大限活用す
14 る。

15 (水素・アンモニア)

16 水素は、利用方法次第では高いエネルギー効率や低い環境負荷等の効果、将来の二次エネルギー
17 の中心的役割を担うことが期待される。本格的な社会実装の実現と利活用に向けた大規模な体制整
18 備を進めるため、改定「水素基本戦略」に基づく対応と、規制・支援一体型での制度整備に基づく取
19 組を需給両面において推進する。

20 また、水素エネルギーを活用した荷役機械の導入等による脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化
21 や水素・アンモニア等の受入環境の整備等を図るカーボンニュートラルポート（CNP）の形成を推
22 進していくこととしており、重要港湾以上の港湾が率先して港湾脱炭素化推進計画を作成できるよ
う支援していく。

23 (天然ガス)

24 東北圏では、秋田県・山形県・新潟県において天然ガスが生産されており、新潟県内パイプライン、東京－新潟パイプライン、秋田パイプライン、仙台－新潟パイプラインが整備されている。エネルギーの安定供給や産出される天然ガスを有効活用する観点からも、日本海・太平洋の2面活用による国内ガス供給インフラ及びエネルギー供給基地・パイプライン等やLNG（液化天然ガス）の輸入基地となる港湾等の整備促進、海外産天然ガス貯蔵における枯渇ガス田の活用を推進する。

25 (分散型エネルギーシステムの構築)

26 地域特性を踏まえながら、自立・分散型のエネルギー供給体制の整備に取り組む。具体的には、木
27 質バイオマス、風力、中小水力、再エネ熱（太陽熱、地中熱、温泉熱、雪氷熱、下水熱等）等といっ
28 た地域に密着した「分散型エネルギー」を有効活用し、各地域の持つ資源を補完し支え合いながら地
29 産地消型のエネルギービジネスとして自立を図る。これにより地域の新たな産業の創出や広域的地

1 域経済の活性化が期待できる。

2 地域内でのエネルギーの有効活用を図るために、コーチェネレーションやデジタル技術等を活用
3 した地域のエネルギー供給網の構築を進め、省エネの観点も含め高度化に向けたエネルギー・マネジ
4 メントの取組を推進する。

5 また、廃棄物処理施設の創エネルギー化を進め、災害時における周辺施設への電気・熱の供給の対
6 応などを可能とする自立・分散型エネルギーセンターとしての活用を図る。

7

8 ②エネルギーに関する戦略的な取組の推進

9 再生可能エネルギー等は、エネルギー自給率の向上や地球温暖化対策に寄与する貴重なエネル
10 ギーであるが、一方で出力の不安定性や高コスト等の課題を抱えており、また、風力や地熱、太陽光
11 発電においては環境、景観への影響を理由とした地域の反発等が懸念される。そのため、コスト低減
12 や性能向上等のための技術開発等について、産学官等が協力して戦略的に取り組むとともに、地域
13 との合意形成を図りながら導入を進めていく。

14 新たな海洋資源として、洋上風力、波力、潮流、海流、海洋温度差等、海域において利用可能な再
15 生可能エネルギーを活用するための技術開発や海洋バイオマスを効率的に利活用する技術開発及び
16 海洋深層水、メタンハイドレート開発やレアアース開発、海底下層部の生命圏の研究を含めた新たな海洋資源の開発に向けた人材及び関連産業の育成や、地元技術の活用に関する取組を重点的に推
17 進する。

18 東北圏は秋田県など日本海側において特に洋上風力発電の導入が進み、全国でも有数の風力発電
19 設備容量を有しているが、生物多様性や景観への影響に配慮し、地域との共生を図りながら、将来的
20 に理想の形となるよう、地域の実情に応じて地産地消型のエネルギー供給の実現に向けて、洋上風
21 力発電や海洋発電の導入促進を支える港湾等の基盤整備や技術開発を進める。

22 また、産業技術総合研究所「福島再生可能エネルギー研究所（FREA）」における水素・太陽光・
23 地熱・地中熱といった再生可能エネルギーの導入を加速するための研究開発、エネルギー貯蔵技術
24 の開発等、再生可能エネルギー産業の振興に資する技術開発を推進する。

25 我が国のエネルギー政策上重要な地域である青森県のむつ小川原開発地区は、国際的な研究拠点
26 や原子力関連の人材育成・活用の場としての活動が活発化するなど、技術的課題解決の場として、各
27 種の実証実験が産学官連携の下に実施されている。我が国が目指す科学技術創造立国の実現に貢献
28 する取組を引き続き推進する。

29 そのほか、エネルギー安定供給確保と地球温暖化防止の両面に資する省エネルギー対策は、経済
30 活性化の効果も期待されることから、関連機器の開発や投資に向けた取組を推進する。

31

32 (3) 地域の持つ資源と特性を最大限活用して循環させる社会の構築

33 廃棄物等を貴重な資源として捉え、その有効活用と再資源化を図るなど、①循環型社会の仕組み
34 づくりと、地産地消型で②地域資源を最大限活用する持続可能で自立した社会の構築を図る。

35

36 ①循環型社会の構築

37 (廃棄物の発生抑制及び循環資源の適正な利用・処分)

1 排出者責任に基づくリサイクルや適正処分の徹底及び拡大生産者責任に基づく製品製造段階から
2 の環境配慮設計を引き続き推進するとともに、地域住民、NPO、産業団体、行政等との連携協力の
3 下に3R（リデュース、リユース、リサイクル）+Renewableをはじめとする循環経済（サーキュ
4 ラーエコノミー）への移行を推進する。市町村等においては、処理を委託する場合においても適正処
5 理の観点を十分踏まえるものとする。リサイクルより優先順位の高い2R（リデュース、リユース）
6 の取組がより進む経済社会システムを構築するための取組を進める。

7 一定の地域内で循環させることができることは、地域の特性や地域に住む人と人のつながりに着目し、適正な規模で循環させることができる仕組みづくりを進め、地域住民、NPO、産業団体、行政等が連携した取組による不法投棄防止対策についても引き続き推進していく。

10 廃棄物処理施設においては省エネ化を進めながら、個々の機器を適正に保全し、かつ機能診断、評
11 価、改善することで設備・機器の長寿命化を図り、同時に、耐用年数に達した設備・機器を、適時、
12 適切な方法で更新することで施設全体の合理的な延命化・長寿命化を図る。さらに、ごみ焼却場の老
13 朽化対策と併せ、計画的な廃棄物処理施設の更新を行うとともに、地域ごとに、広域的な処理体制の
14 確保、整備等を推進して廃棄物処理システムの強靭化を図る。

15 (産業と物流におけるリサイクルの推進)

17 環境産業は、資源制約や地球温暖化問題、廃棄物・リサイクル問題等の環境制約の課題を解決する
18 取組の一つとしての重要性も高まってきている。特に、東北圏では、石炭灰等を活用したセメント工
19 場や製錬工場等のリサイクル関連企業が多く立地しており、これまで蓄積された鉱山技術やそれを
20 活かした製錬所とリサイクル事業との融合による継続的な取組が行われてきている。また、自動車
21 製品や半導体製品の部品等に使用されている非鉄金属のリサイクル拠点も多く、環境産業との関わ
22 りにおいて、大きなポテンシャルを有している。

23 また、静脈物流に係る環境負荷低減と輸送コスト削減を図るために、太平洋側の八戸港、釜石港及び
24 日本海側の能代港、酒田港、姫川港の各リサイクルポートを循環資源の輸送拠点として、圏内外のリ
25 サイクルポート等との連携により、内航海運等を活用した低炭素型静脈物流システムの構築等を進
26 める。併せて、圏域内のリサイクルポートやエコタウン施設の活用により、リサイクル事業の振興と
27 新規立地を促進するとともに、大学・研究機関と圏域内の関連産業との連携により研究開発機能を
28 強化する。さらに、リサイクル原料等の高度利用技術や高品質化技術等の開発を支援することにより、
29 非鉄金属のリサイクルとそれを材料とする各種の部品製造までの一連の良好な循環を目指す。

30 このほか、優れた廃棄物処理・リサイクルに係る制度・技術・設備をベースに、ASEAN等への制
31 度・技術・人材育成等の支援のほか、電気電子機器廃棄物（e-waste）を回収・リサイクルして脱炭
32 素化に必要な重要金属等の資源確保を図り、国際的な資源循環の連鎖を生み出す取組の推進を目指
33 す。

34 (バイオマスの活用)

36 廃棄物系バイオマスの利活用はメタンガス化（バイオガス化）以外に飼料化・肥料化等につなが
37 るため、化学肥料・輸入肥料から国内生産への推進・転換等を図ることができ、農業活動におけるメ
38 リットも大きい。

1 産学官等連携の下、地域主体で、下水汚泥、海洋由来の有機資源等を含めた総合的なバイオマスの
2 高度利用の推進・普及に努める。また、バイオプラスチックなどの新たな技術開発によるバイオマス
3 産業の創出や産業誘致を図るとともに、必要な人材の育成についても推進・支援する。

4

5 **②地域資源を最大限活用する持続可能で自立した社会の構築**

6 SDGs に係る国際目標の年限である 2030 年に向け、地域の環境に配慮しつつ、産学官等連携による循環型社会の形成が必要である。「地域循環共生圏」の考え方を取り入れつつ、地域が主体となって、森・里・川・海の関連からもたらされる地域資源を最大限活用し、地域間で補い支えあいながら課題解決を実践する地域づくりに取り組む。具体的には、地域資源の持続的活用による「ローカル SDGs 事業」の創出と、その事業を生み出し続ける自立した地域（自ら課題を解決し続け、地域づくりを持続できる地域）の実現に向けた取組を推進する。

12 また、地方創生に係る SDGs の取組を推進し、持続可能なまちづくりに取り組む。

13
14

1 第5節 次世代産業の研究・集積による産業振興の推進プロジェクト

2 長期的な視点に立って産業クラスター形成を推進するため、戦略的な企業立地を行うとともに、
3 次世代技術の国際研究開発拠点を集積する。これにより高度技術の開発やものづくり人材の育成を
4 促進し、产学研官連携でイノベーションを創出する。

5 (1) 国際競争力を持つ産業クラスター及びリサーチコンプレックスの形成

6 産業の国際競争力の強化を図るため、①東北圏のものづくり技術を活かした戦略的な産業振興
7 を図る。特に、東北圏の成長産業である自動車産業や半導体産業においては、更なる産業振興を
8 図るため、サプライチェーンの確保や環境負荷軽減など、地域課題に則した取組を進める。また、
9 医療産業は、今後、成長が期待されている産業であり、現在の課題と機会を踏まえた迅速・的確な
10 対応を進め、産業振興を図る。

11 併せて、地域の中堅・中小企業に対する総合的な支援を行い、地域経済の中核を担う中堅・中小
12 企業の潜在的な能力を高めることを推進するほか、②世界最先端の国際研究拠点の形成を促進す
13 るとともに、③産業構造が内包する課題の発展的改善を目指す。

14 ①東北圏のものづくり技術を活かした戦略的な産業振興

15 (自動車産業の振興)

16 東北圏の自動車産業は、日本の自動車産業を支える拠点に成長しつつあり、その波及効果は物
17 流やサービス業等他産業を含む裾野の広い産業であり、東北圏経済の大きな牽引力となっている。

18 サプライチェーンの国内回帰の視点から、進出企業と地場企業が協力し部品生産から完成車の
19 組立てを域内完結できる生産拠点や、世界に通じる企画開発、構成部品開発が行われる研究開発
20 拠点の形成のため、半導体産業など他の関連産業の動向に注視し、機動的かつ柔軟に产学研官と
21 ともに連携することにより、より強固な自動車産業クラスターの形成を戦略的に展開する。

22 また、超高齢化が進む中、交通事故死者の大幅な削減と高齢者が安全・安心に移動するための安
23 全運転支援技術（自動走行システム）の研究・技術開発を行う。併せて、道路にICT（情報通信
24 技術）を取り入れつつ、モディファイさせることによって、道路と車両を高度に協調させながら自
25 動運転の実装と自動運転車両の普及等を実現していく。加えて脱炭素社会の実現に寄与する自動
26 車産業でのカーボンニュートラル対応や次世代自動車等の普及拡大を東北圏が担うことを目指す。

27 なお、次世代自動車等の普及拡大にあたっては、充電機器の「道の駅」や公道への設置や高速道
28 路のSA／PA等への充電機器の設置・増加及び高出力化・複数口化を事業者と連携して促進す
29 るとともに、高規格道路への機能分化やデータに基づくパフォーマンス改善など、低炭素で持続
30 可能な交通環境を実現する。

31 さらに、自動車関連産業を支える鋳造・鍛造・切削加工・表面処理等の基盤技術を有している地
32 場企業の振興、長期的視野に立った技術系・技能系人材の育成等を促進する。

33 (半導体産業の振興)

34 半導体はデジタル社会を支える重要基盤であり、我が国の安全保障にも直結する重要な戦略物
35 質である。全国の半導体関連分野の製造品出荷額のうち東北地域が占めるシェアは約17%（2022

1 年経済構造実態調査)と高く、我が国における重要な生産拠点となっている。加えて、東北大学を
2 始めとする先端的な研究施設が集積し、产学連携による共同研究や共同開発も期待される。一方、
3 低迷期における従業員数減少の影響等による担い手不足や、関連企業の基盤強化等が課題となっ
4 ている。こうした状況をふまえ、将来にわたる半導体の安定供給のため、地域における関連人材育
5 成による裾野拡大や、サプライチェーンの強靭化等を図ることにより、「シリコンコリドー」とし
6 て半導体関連産業の成長を目指す。

7

8 (医療機器産業等の振興)

9 医療機器産業、ヘルスケア関連産業、健康関連産業は、まだ日本の企業の技術力を活かし切れて
10 いない分野であり、今後、世界市場での拡大が見込まれる分野である。東北圏においては、医療機
11 器生産額は福島県が全国第3位、地域ブロックでは中部、近畿に次ぐ生産額となっている。さら
12 に、ふくしま医療機器開発支援センター等の医療機器産業拠点等のリサーチコンプレックス整備
13 が進展している。

14 現在、各県において、医工連携の取組が進められており、医療機器産業への参入も徐々に進みつ
15 つあるが、これを加速するためには、さらに大きな連携の仕組みを構築し、企業同士、企業と大学
16 研究者とのマッチングの機会の拡大、実用化に不可欠な治験・臨床等の機会の拡大を図るなど、現
17 在の課題と機会を踏まえた迅速・的確な対応が必要である。

18

19 (地域の中堅・中小企業に対する支援の充実・強化)

20 地域経済の中核を担う地域の中堅・中小企業による、地域資源を活用した魅力ある地域産業の
21 形成を促進する。中堅・中小企業の潜在的能力を高めることができるよう、事業環境の向上のた
22 めの技術の高度化支援による新事業の創出、異分野間の連携支援、販路開拓の支援、資金調達の円
23 滑化等を図る。また、中堅・中小・ベンチャー企業の独創的な技術や創造的なサービスの供給を活
24 かし、新事業への展開が可能となるような総合的な支援を図るとともに、产学研連携によるスター
25 トアップ支援を強化する。さらに、中堅・中小企業を含む企業全体のデジタル化・DXによる効率
26 化・生産性の向上を推進する。厳しい経営環境下にある建設業については、I C T (情報通信技
27 術)を活用し、建設現場の生産性向上を目指すとともに、経営基盤の強化に向けた経営改革の取組
28 を促進し、技術と経営に優れた企業が成長できる環境整備を図っていく。

29

30 ②世界最先端の国際研究拠点の形成

31 (未来志向のイノベーション創出)

32 次世代放射光施設「NanoTerasu (ナノテラス)」を核としたリサーチコンプレックスの形成を
33 始め、福島イノベーション・コースト構想のさらなる発展のため、福島国際研究教育機構 (F-REI)
34 の設立、その他リサーチコンプレックス等、世界や日本を牽引する拠点形成実現支援とその効果
35 を最大限に發揮・普及させることを目指し、基盤整備に取り組んでいる。先端科学関連の事業や研
36 究が進められており、それらは、医療、生命科学から新機能の材料、部品の創出、情報・通信・計
37 量・計測、環境・エネルギー分野、半導体関連産業まで多岐にわたり応用されている。新たな産業
38 におけるイノベーションの創出にもつながるものとして、慶應義塾大学先端生命科学研究所と鶴

岡市等の取組があり、世界で初めて合成クモ糸纖維の量産化技術の開発に成功し産業化した好事例となっている。引き続き、研究から産業への好事例を参考に横展開を図り、产学研官民の連携を強化し、長期的な視点に立った産業振興を強力に推進する。

また、国際核融合エネルギー研究センター、スマートグリッド型の風力発電所、国家石油備蓄基地、原子力施設といったエネルギー関連施設が立地するむつ小川原開発地区については、新たな研究開発機能や知的財産の集積、教育機関の集積に結び付けるとともに、成長産業等の立地展開を推進する。日本は ITER 計画の準ホスト国となっており、青森県の六ヶ所村には国際核融合エネルギー研究センター IFERC (アイファーク) が整備されている。我が国が ITER 計画の効果的な推進に大きな役割を果たし、核融合研究開発で世界に貢献する主要な役割を担っていくために、次世代核融合炉の六ヶ所村への誘致を見据えながら、道路網の活用によるエネルギーネットワークを構築し、日本における新たな核融合研究開発の拠点づくりを目指す。

③産業構造が内包する課題の発展的改善

(サプライチェーンの国内回帰・産業の多角化)

将来にわたって地域経済を成長させていくには、再生可能エネルギー産業をはじめとした技術・生産分野におけるサプライチェーンの国内回帰を支援する取組や長年のものづくり技術を活かした産業の多様化も重要である。

また、産業での競争力強化を支える基盤技術の高度化を図るため、ものづくり中小企業と高度部材・基盤産業の振興を促進する。

(産業クラスターの発展・国際的な連携)

産業の国際競争力を強化するため、東北圏の産業クラスターと海外クラスターとの機能補完・連携によるビジネス機会の拡大等により地域発のグローバル産業の育成を図るとともに、東アジアとの共生・連携を意識した地域の国際化に向けた支援・環境整備等に取り組む。

産業クラスター形成に当たっては、東北圏のエネルギー・食料供給ポテンシャルを活用し、地域の特性・強みを活かしつつ、受け入れ環境の整備を図り、戦略的な企業立地を図るとともに、地域の雇用機会の創出、求職者への能力開発の取組等を推進する。

(国内外の人材の誘致・育成によるイノベーション創出)

市場環境の変化に対応した大胆な事業の選択と集中や生産性の向上を目指すほか、国際先端科学技術産業の集積と外国人人材を含む雇用の確保・人材の育成を進める。加えて、国内外の人材確保に資する居住環境・子弟教育のための教育環境の整備を図る。

このように、世界最先端の国際研究拠点が形成されることによって、東北圏における各産業が内包する課題が飛躍的に改善されることが見込まれ、加えてクリエイティブで柔軟な発想をもつた人々が集まることによって、更なるイノベーションの創出や社会変容を生み出し、経済の発展や人の流れの増加といった好循環が期待される。

1 第6節 東北圏の資源を活かした農林水産業の収益力向上プロジェクト

2 東北圏の基幹産業であり、かつ、地場産業でもある農林水産業を活性化するため、安全・安心で高
3 品質な東北産農林水産物等の提供や6次産業化による付加価値の高い商品の創出により収益力を向
4 上させる。また、新たな農林水産業技術の開発や多様な担い手の育成・確保と生産基盤・流通基盤の
5 整備により、スピード感をもって力強い持続可能な農林水産業を構築する。

6 (1) 豊かな資源を活かした次世代の農林水産業の展開

7 危機的な人口減少が進行する東北圏においては、①農業の持続的発展と農村の振興に向け、担い
8 手の確保・育成は急務であるほか、新技術開発の推進や、農地管理、農業用水等の基礎的な資源の有
9 効活用の取組を併せて推進する。また、東北圏が有する豊富な資源を活かした②森林・林業・木材産
10 業によるグリーン成長の実現と③水産業の振興に取り組むとともに、④他産業との融合により稼げ
11 る農林水産業を目指す。

12 ①農業の持続的発展と農村の振興

13 (効率的かつ安定的な農業形成の推進)

14 農業が持続的に発展し、役割を十分に發揮していくためには、生産性と収益性が高く、継続的な
15 発展性を有する効率的かつ安定的な農業経営を育成し、こうした農業経営が農業生産の相当部分
16 を担う農業構造を確立することが必要である。よって、農業経営者が活躍できる環境の整備と国
17 産農産物の競争力の強化に向けて、農地集積・集約化、農業生産基盤の整備、需要に応じた生産・
18 供給体制の改革、農業の生産・流通現場の技術革新等の実現等を総合的に推進する。

19 東北圏の強みである食料自給率を今後も維持・向上するために、ICT（情報通信技術）やロ
20 ポット技術を活用したスマート農業の導入、地域管理構想による国土の適正管理を進めるととも
21 に、東北圏での「半農半X」等の多様なライフスタイルの実現を目指す。

22 (担い手の育成・確保)

23 急激な人口減少・少子高齢化の進行による農業者の減少への対応が迫られているため、認定農
24 業者、認定新規就農者、集落営農に対し、農業経営に関する養成講座の開催等の経営発展に向けた
25 支援を重点的に実施する。

26 さらに、将来に向けて世代間バランスのとれた農業就業構造を実現するためには、就農の準備、
27 所得の確保、DXを取り入れた魅力の向上、農業法人等が実施する新規就農者に対する実践研修等
28 を支援するなどにより、農業の内外からの青年層の新規就農を促進する。また、企業の農業参入を
29 促進し、産業界との連携による地域農業の発展を図る。加えて、女性農業者は地域農業の振興や農
30 業経営の発展、6次産業化の展開に重要な役割を担っていることから、女性農業者が一層活躍でき
31 る環境整備を推進する。

32 また、学校給食等における地場産農産物を利用した地産地消、生産者の顔が見えて話ができる
33 直売所での対面販売、農家レストランの開業等、農家所得の向上に結びつくような取組を推進す
34 る。加えて、地域の多様な主体が支える農業や農産物の直接販売、加工・契約栽培等の取組を推進
35 することにより、食料自給率の維持・向上及び持続可能な農業への展開を図る。

1
2 **(新技術開発の推進)**

3 農業の生産性の向上を図る観点から、先端技術を活用したスマート農業の現場実装を推進し、
4 デジタル技術を活用したデータ駆動型の農業経営を進め、スマート農業の実装の加速化による農
5 業の成長産業化と魅力向上を図る。

6 再生可能エネルギー（風力、地熱等）の温熱・電力を利用した農作物の生産、蓄農型太陽光発電
7 や木質バイオマス発電などの導入を推進し、新たな生産システムを構築することで、集約化・ス
8 マート化による生産性向上を図る。

9 また、生産現場の課題に対応した新技術開発や产学研官連携による先端技術等を活用した質の高
10 い実証研究を促進するとともに、試験研究機関等による東北発の品種開発等の取組を促進する。
11 食品の品質や表示に係る消費者の関心が高まっていることから、品種・産地の偽装を防止し消費
12 者との信頼を確保するための品種・産地判別技術等の技術開発を推進する。さらに、流通段階におい
13 ては、農産物の鮮度保持技術や食品の付加価値を高める加工技術の開発等を推進する。

14
15 **(農山漁村発イノベーション等の推進と農林水産物等の輸出促進)**

16 東北圏における農林水産物の高付加価値化を通じた農林漁業の成長産業化を図るために、地
17 域資源を活用した地域ぐるみの6次産業化を発展させて、農林水産物以外の多様な地域資源も活
18 用し、農林漁業者はもちろん、地元の企業なども含めた多様な主体の参画によって新事業や付加
19 価値を創出していく「農山漁村発イノベーション」を推進するとともに、農商工連携や医福食農連
20 携等の取組や地理的表示保護制度の導入等による農林水産物・食品のブランド化を進め、輸出に
21 取り組む優れた事業者に対して表彰を行い、取組を広く紹介し農林水産物の輸出を拡大すること
22 が重要である。また、農林水産物等のさらなる輸出促進を図るために港湾インフラの機能強化
23 が重要であることから、リーファーコンテナへ電源供給を行う施設の整備などを推進する。

24 農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、新事業や付加価値を創出すること
25 によって、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る。また、地域経済活性化に向けて、地域
26 の基幹産業である農林水産業と商業工業等との連携を強化し、相乗効果を発揮していくこととな
27 るよう「中小企業等と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（農商工等連携促
28 進法）」（平成20年法律第38号）に基づく農商工等連携事業計画の作成に取り組む。

29
30 **(農業生産基盤整備)**

31 食料安全保障の確保のために、農業生産の基盤等の維持が必要である。

32 農地や農業用水は、農業生産の基礎的な資源であり、担い手への農地集積・集約化、生産コスト
33 の削減、産地収益力の向上及びスマート農業の実装に資する農地の大区画化や情報通信環境の整
34 備、水田の畑地化・汎用化、畑地や樹園地の高機能化等を推進するほか、農業・農村の強靭化に向
35 けて頻発化・激甚化する災害に対する防災・減災対策や流域治水の取組、災害対応体制を強化す
36 る。

37 また、農業水利施設の老朽化等が進行する中、ドローン、ロボット等も活用して施設の管理水準
38 の向上を図り、施設の点検、機能診断、適期の補修、更新等を行うことにより、施設の長寿命化及

びライフサイクルコストの低減を図るとともに、施設の集約・再編、柔軟かつ効率的な水管管理を可能とする ICT 活用、省エネ化・再エネ利用を推進する。

このほか、農業生産を支えるため、農産物を生産地から消費地に効率的に輸送できる定時性のある格子状骨格道路ネットワーク等や農畜産物等の輸出入に対応した港湾施設等の社会基盤整備を推進する。

さらに、農村の協働力を活かし、農村型地域運営組織（農村 RMO）の設立や、集落等の地域共同活動を通じた農地、農業用水等の適切な保全管理を推進する。

(農地の機能に着目した適切な活用)

農村の有する多面的機能の適切な発揮による恵沢を国民が享受することができるよう、日本型直接支払い制度を活用し、環境保全型農業を普及促進するとともに、地域コミュニティによる農地・農業用水路・農道等の保全活動や生産条件が不利な中山間地域等における営農の継続への取組を推進する。

さらに、中山間地域等の生産条件が不利な地域で増加している荒廃農地については、地域管理構想に基づく国土の適正な利用・管理に徹底して取り組むため、行政・地域・農業者等が地域ぐるみの話し合いにより土地利用構想を策定し、農用地保全に必要な基盤整備等の条件整備、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を進め、荒廃農地の発生防止と有効活用の推進を図る。

また、鳥獣被害は荒廃農地の増加理由の一つとなっているため、被害防止に向け、都市の人材の活用も含めた捕獲従事者の育成・確保や、I C T（情報通信技術）等を用いた効果的かつ効率的な新技術の開発・普及等捕獲活動を強化する取組を推進する。

②豊富な森林資源を活かした森林・林業・木材産業によるグリーン成長

（「グリーン成長」の実現と「デジタル林業戦略拠点」の構築）

都市等における「第2の森林」づくりなど新たな木材需要の創出、「新しい林業」に向けた取組の展開及び木材産業の「国際競争力」と「地場競争力」の強化、森林資源の適正な管理及び利用、人材の育成・確保、新たな山村価値の創造により豊富な森林資源を循環利用するとともに、林業・木材産業が内包する持続性を高めながら成長発展させ、人々が森林の発揮する多面的機能の恩恵を享受できるようにすることを通じて、社会経済生活の向上とカーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」を実現していく。

また、地域一体となってデジタル技術をフル活用し収益性の高い林業を実践する「デジタル林業戦略拠点」の構築に取り組む。

（都市等における「第2の森林づくり」）

中高層建築物や非住宅分野等に木材を利用することで都市に炭素を貯蔵する「第2の森林」づくりによって温暖化防止に寄与し、循環型社会の実現を図っていく。

公共建築物等の木造化や内装等の木質化については、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の趣旨にかんがみ、建築物等への木材の利用促進に努める。そのため、防耐火や構造計算に対応できる部材の開発・普及、JAS 製材の供給体制の強

1 化等に取り組む。

2 また、付加価値の高い木材製品の輸出についても推進する。さらに、木質バイオマスの発電及
3 び熱利用や風力・地熱発電のための林地の適正な活用を通じて再生可能エネルギーの利用も促進
4 する。また、木を用いた伝統工芸品等東北圏でこれまでに培われてきた木の文化を見直すとともに、
5 木の良さの普及を図る。木材利用については、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する
6 法律等の運用を通じ、木材調達に係る合法性確認の徹底を図る。

7 (「新しい林業」に向けた取組の展開及び木材産業の「国際競争力」と「地場競争力」の強化)

8 林業については、原木の安定供給や機械化等の取組にとどまらず、生産性や安全性の抜本的な
9 向上を図っていく。このため、従来の施業方法等を見直し、エリートツリーや自動操作機械等の新
10 技術を取り入れて、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」を
11 目指す取組を展開する。あわせて、長期にわたり経営し得る権利等と規模を確保し、林業従事者の
12 生活を支える所得と労働環境の向上を図る取組を促進する。これらを通じて「長期にわたる持続
13 的な経営」を実現できる林業経営体を育成していく。

14 木材産業については、住宅の品質や構造安全性の確保等を目的とする関係法令、消費者や建築
15 メーカー・プレカット工場など実需者のニーズに的確に対応し、製品を供給していくことが求め
16 られている。

17 このため、主に大規模な製材・合板工場等については、外材や他資材に対抗できる品質性能の確
18 かな製品を低コストで安定供給できる体制を整備して「国際競争力」を高めていく。あわせて、中
19 小地場の製材工場等については、地域における多様な消費者ニーズをくみ取り、大径材も活用し
20 ながら単価の高い板材や平角など多品目を供給できる体制を整備する。これにより、製品の優位
21 性等を向上させて、収益性を有する「地場競争力」を高めていく。

22 地域一体となってデジタル技術をフル活用し収益性の高い林業を実践する「デジタル林業戦略
23 拠点」の構築に取り組む。

24 (森林資源の適正な管理及び利用)

25 人工林資源の循環利用を推進しつつ、我が国の森林を多様で健全な姿へと誘導していく。この
26 ため、林業適地の育成単層林については、適正な伐採と再造林の確保を図る。それ以外の育成単層
27 林は効率的に育成複層林へと誘導していく。あわせて、順応的管理の考え方に基づき、天然生林に
28 ついて適切な保全管理等を図る。また、気候変動に伴う豪雨の増加等に対応するため、国土強靭化
29 に向けた森林整備及び治山対策を加速していく。

30 全ての森林は、豊かな生物多様性を支える重要な構成要素であるとの認識に立ち、森林が多様
31 な生物の生育・生息の場として機能し、持続的な林業生産活動を通じて、空間的にも時間的にも多
32 様な森林が形成されるよう、各般の施策を展開していく。

33 (人材の育成・確保)

34 「緑の雇用」事業等により、林業大学校等で学ぶ青年や新規就業者などを支えるとともに、段階
35 的かつ体系的な人材育成を引き続き推進する。また、OJT（職場内教育）の指導者として活躍で

1 きる現場管理責任者等の育成を進める。

2 また、国有林野における研修フィールドの提供等、林業大学校・農林大学校等への支援・協力に
3 取り組む。

4

5 (新たな山村価値の創造)

6 山村地域には、森林の多くが賦存しており、その土地に根ざした文化や習俗等が引き継がれて
7 いる。また、森林管理を支える林業従事者が居住する生活基盤としても重要な地域であることか
8 ら、人口減少・少子高齢化が進む山村地域での生活を成り立たせていくため、基幹産業たる林業・
9 木材産業のみならず、森林空間を総合的に活用する「森林サービス産業」等の新たな産業を育成す
10 ることなどで、山村の内発的な発展を図る。また、新型コロナウイルス感染症の流行等を契機とし
11 て新たなライフスタイルを求める人々に対し、山村地域の魅力を発信することなどを通じて、山
12 村地域と継続的に関わる「関係人口」の拡大を目指す。さらには、集落維持の下支えとして、地域
13 における農林地の管理や利用等の協働活動を促進する。

14

15 ③豊かな海を守り育てる水産業の振興

16 (資源の回復・管理の推進)

17 資源の合理的利用を図るため、漁獲可能量・漁獲努力可能量制限の活用による資源管理、ハタハ
18 タに代表されるような休漁・漁獲制限に関する取組や違反操業の監視・取締りのための対策を強
19 化する。また、大間のマグロや気仙沼のフカヒレ等にみられるように水産物のブランド化を図る
20 とともに、ホタテガイ、カキ、ワカメの養殖、ヒラメの栽培漁業やサケ・マスふ化放流事業等を推
21 進する。

22

23 (付加価値向上による販路拡大と基盤整備による効率化)

24 水産物を手軽・気軽に食べることやそれを可能にする商品開発等を通じて、販売ニーズや産地
25 情報の共有化、学校、病院、介護施設等の個別ニーズを的確に把握しながら、消費拡大に取り組
26 む。また、他産業との連携による付加価値の高い商品開発を行い、販路の創出・拡大をするととも
27 に、水産物の積極的な輸出展開を図る。水産物・水産加工品等のブランド価値向上に向けた各種商
28 品開発、消費者への情報発信、首都圏等へのPR、イベント開催などにより、水産業の収益力向上
29 に取り組む。

30 漁村における汚水処理施設・情報通信施設等の整備を進め、漁港施設の充実と漁場環境整備を
31 推進するとともに、水産物の海上輸送に対応した港湾施設や水産物を生産地から消費地に効率的
32 に運ぶことができる速達性のある格子状骨格道路ネットワーク等の社会基盤整備を推進する。ま
33 た、第一次産業関係者に加え、多様な関係者との連携を図りながら、ロボット・AI・IoT等を活用
34 したデジタル水産業戦略拠点を創出することで、スマート水産業の導入推進による生産性向上や
35 経営改善を図る。

36

37 (担い手の育成・確保)

38 競争力のある経営体の育成・確保のため、様々なノウハウを有する異業種事業者との連携を深

1 め、或いは新規就業・新規参入を促進し意欲的な人材の確保を図るとともに、水産高校等と協働し
2 て水産業を支える人材育成の取組や就業希望者への就業情報の提供等のサポート体制を整備し、
3 後継者等の確保を図る。

4

5 **④他産業との融合による稼げる農林水産業**

6 農林水産業の競争力を強化する観点から、産学官や異業種の交流によって地域経済の活性化や
7 新技術開発、企業ノウハウやDXの推進によるICT（情報通信技術）を活用した生産・流通シス
8 テムの高度化を促進する。

9 また、食品産業・観光産業等と一体となった農林水産業の6次産業化や農産品のブランド化等、
10 他産業との連携による農林水産業の収益力向上を目指し、加工業務用需要との連携等の「地域内
11 経済ネットワークの取組」を促進するほか、都市と農山漁村が連携した地域資源の活用や農泊・林
12 泊・渚泊といった滞在型ニューツーリズム等を引き続き取り組む。併せて他分野との連携により、
13 新たな価値や雇用の創出が期待される。

1 第7節 「四季の魅力溢れる東北」を体験出来る滞在交流型観光圏の創出プロジェクト

2 東北圏の観光産業は東日本大震災の被災地やコロナ禍で一時落ち込んだが、2023年には外航ク
3 ルーズの寄港数が過去最多を記録し、三陸沿岸道路の全線開通による3.11伝承ロードの振興などに
4 より、回復の傾向にある。今後さらなる観光産業の活性化を図るため、東北圏の「日本のふるさと・
5 原風景」を象徴する観光資源への愛着や誇りを醸成し、地域一体となって発掘・磨き上げ、より長
6 く滞在が可能な観光圏を創出する。これらの取組により、観光産業のみならず圏土全体の経済・社
7 会・環境の好循環につなげる。

8

9 (1) 地域資源の付加価値を高め、新しい需要に対応したビジネスモデルへの転換と観光関連産業
10 の拡大

11 ①東北圏が豊富に有する自然や歴史・文化、食等の多様な地域資源を再認識し、観光関連産業
12 の拡大を図る。また、東北圏が一体となって、圏域外にもわたる②広域連携による観光プロモー
13 ション・情報発信の強化を推進する。併せて、インバウンド拡大に向け、各種観光等キャンペーン
14 の展開による③国際観光需要の拡大とビジネス需要の取り込みを推進することに加え、ハード・
15 ソフト両面で④来訪者の受け入れ環境整備・充実を図る。また、⑤アウトバウンドを推進すること
16 により、イン・アウトを両輪として交流促進を図り、観光関連産業を拡大させる。

17 こうした地域への貢献を実感できるコンテンツを造成し、旅行者の観光行動による恩恵を地域
18 の経済・社会・環境へ還元する好循環を加速するとともに、⑥観光産業の振興による雇用の創出
19 を図る。

20

21 ①地域資源の再認識と「ふるさと磨き」による東北オンリーワンの推進

22 (地域資源の再認識と新たな展開)

23 東北圏は、世界自然遺産・白神山地、糸魚川ユネスコ世界ジオパークを始めとするジオパーク、
24 十和田八幡平国立公園、三陸復興国立公園、磐梯朝日国立公園等の自然環境等に代表される自然
25 資源を豊富に有しているほか、温泉地の数は全国で最も多く、世界文化遺産の平泉に代表される
26 歴史資源や文化資源も豊富に有しているにもかかわらず、地域がその価値を認識していない場合
27 や資源を活かした景観等の形成が十分でない場合がある。これらの資源を観光に利活用していく
28 ため、観光関係者や地域住民を始めとした官民が一体となって自ら地域の魅力を再認識し、観光
29 地の魅力づくりにつなげていく取組を促進する。また、「佐渡島（さど）の金山」等の世界遺産登
30 録に向けた取組を通じた歴史的な文化遺産等の保存・継承の取組を推進する。

31 街道、街並み、農山漁村等の景観や日本の近代化に貢献した文化遺産を活用した地域づくりの
32 ほか、ユネスコ無形文化遺産に登録された「山・鉢・屋台行事」を始めとする歴史的祭礼行事の次
33 代への継承や、五所川原の立佞武多のように地域の歴史伝統を市民の力で復活させ、新たな観光
34 に発展した取組等、地域住民の協力の下、美しい魅力ある観光地づくりを推進する。また、道路や
35 公共施設に新たな価値を付加する「日本風景街道」を活用したり、被災地域でもある三陸の芸能
36 を、精神文化、復興文化と一緒に観光コンテンツとして売り出す取組を推進する。

37 また、東北の強みを活かしたメニューをつくり、観光が移住や定住に向けた入り口となるよう、
38 体験型・滞在型観光の取組を推進する。例えば、国立公園を含めた東北圏の雄大な自然を活かした

1 エコツーリズムや東北圏特有の食文化に触れるガストロノミーツーリズム等の取組を推進する等、
2 来訪者が反復継続して交流したくなる仕組みを創出する。

3

4 (雪を貴重な資源と捉えた有効活用)

5 親雪、利雪の観点から、豊かな土地、自然環境や美しい景観の保全を行いつつ、雪を始めとした
6 冬の産物を冬期間における東北圏の貴重な観光資源ととらえ、国内外観光客の誘致のための情報
7 発信を行う。さらに、冬期のスポーツ施設、公園の整備等を図るとともに、国内外の交流人口拡大
8 に向けた取組としてスキー・スノーボード等のウィンタースポーツ、かまくら・雪燈籠まつり等の
9 伝統行事、地吹雪・雪下ろし等の東北圏の冬の体験等、雪に親しむ機会を創出し、雪と共存・調和
10 した魅力ある地域づくりを推進する。

11

12 (ニューツーリズムへの対応)

13 旅行形態は団体旅行から変化しており、家族、友人、知人等の少人数グループ化、体験型・交流
14 型旅行のニーズの高まり等を踏まえ、地域の自然と食と温泉等を組み合わせたニューツーリズム
15 (ヘルツーリズム、グリーン・ツーリズム、エコツーリズム、リバーツーリズム、ジオツーリズ
16 ム、産業観光、文化観光等) の創出や受け皿づくりの取組を推進する。また、海外の富裕層等への
17 訴求力が高く長期滞在が期待されるアドベンチャーツーリズムの推進を図る。全国・海外に「東北
18 ブランド」として高い評価を得ている東北圏の食材を活かした郷土の食や自然、歴史、温泉等、東
19 北圏の特色ある地域資源を組み合わせて活用した取組を推進する。加えて、インフラ施設と周辺
20 の観光資源を合わせて楽しむインフラツーリズムの取組を推進する。

21

22 (持続可能な観光地域づくり (サステナブルツーリズム))

23 世界的に持続可能な観光 (サステナブルツーリズム) に対する配慮や意識が高まっており、サス
24 テナビリティに関心の高い旅行者は、地域の本質に触れる深い体験価値や、観光を通じた地域への
25 貢献を重視する傾向も強いとされている。こうしたニーズを満たすだけでなく、東北圏の豊富
26 な地域資源を未来に継承していくため、旅行者が自然・文化・歴史・産業等地域の本質を味わいな
27 がら、地域への貢献を実感できるコンテンツを造成するとともに、旅行者の観光行動による恩恵
28 を地域の経済・社会・環境へ還元する好循環を加速していく。

29 いわゆる域内観光は、旅行者が地域資源を再認識出来る機会であり、海外と日本、圏域外といっ
30 た大きな移動を伴う観光のみならず、圏域内や県内・市内といった手軽な観光こそが経済面から
31 見て、新たな観光需要を創出していることから、道の駅やウォーカブルなまちづくりといった新
32 しい取組を積極的に進めていく。

33

34 ②広域連携による観光プロモーション・情報発信の強化

35 東北圏観光の知名度の向上や観光客の誘致等を推進するため、デジタルマーケティングを取り
36 入れ、DXを駆使した仮想旅行 (バーチャルツア) 等を通じて、旅行者の旅行意欲の喚起を図る。
37 また、大都市から地方部への誘客や各地域への周遊を促進するため、観光地域づくり法人 (DMO) に
38 おいては東北圏の広域連携 DMO である東北観光推進機構と連携を図りながら、地域の観光地域づ

1 くりの司令塔となって滞在コンテンツの充実、旅行商品流通環境整備等を図る。加えて、日本政府
2 観光局（JNTO）等と連携して海外の一般消費者や旅行関係者への効果的なPR・プロモーション活
3 動等を東北圏一体で推進し「東北ブランド」として発信していく。加えて、地域が育んだ文化を深
4 く理解し、新しい価値の創造につなげができる人材育成を進めるなど、文化を産業面で活
5 かす視点も重要である。

6 さらに、東日本大震災の教訓を伝える震災伝承施設をネットワーク化した活動の「3.11伝承ロ一
7 ド」をはじめとした伝承活動の推進、防災に関する情報発信、交流促進による地域活性化に取り組
8 む。また、2019年6月に「みちのく潮風トレイル」の全線約1,000kmが開通し、2020年7月に牡
9 鹿半島ビジターセンター等を含む牡鹿地域の観光拠点施設「ホエールタウンおしか」が完成した。
10 これらを活用した多様な主体の連携、交流人口の拡大に向けたシティプロモーションを推進する。

11 また、近年はサイクルツーリズムも各地で盛んに行われており、東日本大震災の記憶を未来に
12 残すこと目的としたツール・ド・東北の開催、猪苗代湖一周サイクリング“イナイチ”を始めと
13 する広域サイクリングルートの整備を進めるほか、日本政府観光局（JNTO）が進める地域インバウ
14 ンド促進の取組や受入環境整備の取組及び観光プロモーションを推進する。

15 ③国際観光及びビジネス需要の取り込みの推進

16 アジア市場に加え欧米豪の成熟した旅行者層や富裕層への積極的なアプローチを行い、国際観
17 光需要の取り込みを目指す。また、企業等の会議や研修旅行及びMICE等の誘致や開催の促進
18 等、ビジネス需要の取り込みを推進する。

19 加えて、拠点となる仙台空港や新潟空港のLCC（格安航空会社）導入促進や新潟空港を含む圏
20 域内各空港による国際定期便・チャーター便の活用により圏域内への回遊創出を図り、北東北や
21 南東北を始め、東北圏に隣接する首都圏、北海道、北陸圏との融合によるインバウンドの取組を推
22 進し、地域連携による広域観光ルートの形成を図る。また、ハード・ソフト両面にわたる空港利用
23 環境の向上に向けた取組や訪日教育旅行を推進する。

24 ④インバウンドを含む来訪者の受入環境整備・充実

25 （来訪者の満足度向上のための観光基盤等の整備）

26 来訪者の満足度向上を図るため、観光案内看板、観光案内所、観光地内のトイレのバリアフリー
27 化等の整備を推進する。さらにこうしたハード整備だけでなく、スマートフォンアプリ等を活用
28 した観光情報の提供、地元ボランティア等による観光案内の推進、無料Wi-Fiの整備や多言語表
29 示の充実などのソフト面での整備にも取り組む。

30 また、高規格道路ネットワークの整備により、ゲートウェイとなる空港・港湾等へのアクセスを
31 強化し、観光資源の魅力を高めていくとともに、オーバーツーリズムが課題となっている観光地
32 のデータを分析し、ハード・ソフト両面において地域と連携した渋滞対策等の取組を進める。

33 歴史的なまちなみや建物・庭園・城趾等の整備、案内表示、幅広歩道や無電柱化等による景観の
34 向上、景観を乱す商業看板等の規制、観光地を散策できるフットパス（散策路）の整備、訪れる
35 人々にうるおいを与える親水空間の整備、堤防緑化等の充実や「みなとオアシス」、空港旅客ターミナル等において、来訪者の満足度向上に資する取組や整備を推進する。海や港の景観、歴史的資

1 産や伝統文化に加え、新鮮な海産物等を提供できる観光資源としての側面を持つ港において、そ
2 の特性を活かしたまちづくりを推進する。

3 さらに、地域資源を活用したアドベンチャーツーリズムによって消費額を拡大し、地域経済の
4 循環を生み出すことや、地方創生を加速させる拠点となる「道の駅」施策等によって、地域にとって持続可能な観光を目指す。高付加価値旅行者の誘致は、その経済効果が極めて高く、また旺盛な
5 知的好奇心を伴う自然経験等を通じ自然、文化、産業等の維持・発展等に貢献することに加え、持
6 続可能な地域の実現や活性化に寄与することから、モデル観光地に関して複数年度にわたってウ
7 リ・ヤド・ヒト・コネの4分野等に関する総合的な施策を講じていく。

9 (冬期間における来訪者の受入環境整備・充実)

10 特に雪国東北は車による移動が多いため、冬期間における受入環境充実の観点では、短期間の集
11 中的な大雪時でも、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限とすることを目指す。
12 そのため、地域の実情に応じて、高規格道路の暫定2車線区間や主要国道の4車線化、高規格道路
13 と直轄国道のダブルネットワーク化、付加車線や登坂車線の設置等を実施することを通じ、大雪の
14 観点からも、基幹的な道路ネットワークの強化を図る。

15 観光者の交通を含む確実な冬期通行を確保するため、計画的・予防的な通行止めや集中除雪等
16 の実施、除雪作業の自動化による効率化、高速道路と一般道路等の道路管理者間及び関係機関との連携等、除雪体制の強化を推進するとともに、立ち往生等の懸念される箇所の事前把握や、AI
17 技術を活用した交通障害自動検知システムの導入等を推進する。また、「道の駅」の防災機能の強
18 化、迅速な道路管理と道路情報の収集・提供の高度化等、ハード・ソフト両面から交通安全対策を
19 推進し、一年を通じて安全・安心な交通ネットワークの形成と公共交通の利便性の確保を図る。

22 (心のこもったおもてなしの提供と人材育成)

23 来訪者を迎えるに当たって、おもてなしの心が重要であることから、宿泊施設等観光施設を始め、交通事業者、地域住民等に至るまで、東北圏ならではの心のこもったサービスの提供を促進する。

24 観光を支える人材を育成する高等教育機関を充実させるとともに、産学官、NPO等の観光を
25 支える人材や、圏域を訪れる観光旅行者に対し、案内や紹介を行うボランティアガイドの育成を
26 推進する。また、DMO等を中心とした多様な主体の連携により、地域の観光に関わる人材の確保・
27 育成に取り組む。

28 歴史資源や文化資源を次世代へ継承し、かつ、観光客に対してその価値を伝える人材確保や人
29 材育成のため、ご当地検定制度等の取組を促進する。

32 (インバウンド受入環境整備)

33 まちあるきに適したコンパクトな街、オーバーツーリズムの懸念がない街、アクセス性が適度
34 に良好である街といった観点などを有する観光地が、国外からの旅行先として選ばれやすい傾向
35 にある。

36 東北圏では、こうした観光地も数多くあることから、今後見込まれる観光需要を適切に取り込

1 んでいくため、外国人観光客が旅行しやすい環境を整備する。特に、言語面での障壁を取り除くた
2 め、「JNTO 認定外国人観光案内所」等外客対応能力の備わった観光案内施設の整備、通訳ガイドの
3 育成、交通・観光施設における表示やアナウンスの多言語化を推進する。

4

5 (来訪者の交通手段の充実)

6 東北圏は、広大な面積を有し観光地間の距離が長いことから、来訪者の利便性向上のために鉄
7 道や道路の高速交通体系が重要となる。冬期は積雪や暴風により交通確保が困難となる箇所が多
8 いことから、二次交通や代替交通の確保も含めた高速交通体系のネットワーク化は、東北圏の観
9 光振興にとって重要である。

10 他圏域との交流・連携を促進するため、新幹線、高速道路、フェリーの活用を推進する。また、
11 東北圏への直接のアクセス改善のため、LCCの就航誘致を含めた航空路線の充実を図る。

12 東北圏の移動の円滑化を支援する道路交通ネットワークの整備・活用、目的地において周囲の
13 環境、景観に配慮した駐車場の確保等を推進するとともに、圏域内の拠点空港・駅等から目的地で
14 ある観光地までの在来線、バス、タクシー、レンタカー、船等による移動手段の確保とその利用促
15 進を図る。あわせて、広域での周遊観光を促進するため、複数の交通機関を相互利用できる周遊型
16 乗車券や共通フリーキップ、ICカード乗車券の導入・拡充等し、来訪者が東北圏の観光地等を円
17 滑に移動できるための環境を整備する。また、地方における誘客促進を図るためのMaaSの社会実
18 装に取り組む。

19

20 (クルーズ需要の増加に対応したハード・ソフト両面の受入環境整備)

21 乗客と地元市民の交流による地域の活性化等、地域にもたらされる効果が大きいとされる東北
22 圏の港湾へのクルーズ船の寄港回数は、コロナ禍以前は増加傾向にあり、2019年は91回であった
23 ものの、コロナ禍の2020年には0回となり、2023年には95回に回復している。今後は地域経済
24 の活性化のためにもクルーズ船の誘致及び受入環境整備が求められている。復興支援道路の開通
25 により、クルーズ船での観光エリアが拡大したこともあり、今後はさらにクルーズ船の誘致を積
26 極的に行うことで、これまで移動が難しかった東北圏の内陸を対象とした観光振興が期待される。
27 そのため、クルーズ船が寄港可能な岸壁の整備や外国人観光客に対応した案内表記の多言語化等
28 といったハード・ソフト両面からの環境整備を推進する。

29

30 ⑤アウトバウンドの推進

31 アウトバウンドの推進は、日本人の国際感覚の向上や国際相互理解の増進に資するだけでなく、
32 航空ネットワークやインバウンドの更なる拡大の寄与することが期待されるため、観光のみなら
33 ずビジネス需要も含めたアウトバウンドの本格的な再開を見据え、イン・アウトを両輪として双
34 方向の交流拡大を図り、出国日本人数の増加を目指す。

35

36 ⑥観光の振興による雇用の創出

37 外国人を含む観光誘客の拡大や、全国モデル「道の駅」に選定された「遠野風の丘（岩手県）」
38 のほか重点「道の駅」等（東北圏17箇所、計画箇所含む）を核とした広域観光の促進等、観光振

- 1 興による雇用拡大を目指す。
- 2 復興祈念公園の教育旅行等への活用により、来訪者への学習機会の提供とともに震災の経験と
3 教訓を伝える地元人材の育成を目指す。
- 4 また、観光産業の DX 等を推進することで、旅行者の利便性向上及び周遊促進、観光産業の生産
5 性向上、観光地経営の高度化による「稼げる地域・稼げる産業」の実現を目指す。
- 6 具体的には、テレワークを活用したワーケーションにより、高付加価値な商品造成を軸にした
7 ビジネスモデル構築を官民連携で推進する。また、ポストコロナを見据えた国内外からの観光客
8 の誘致により、インバウンドの回復を見据えた持続可能な観光地域づくりを推進する。
- 9
- 10

第8節 東北圏の発展を牽引する日本海・太平洋2面活用による交通ネットワークとグローバル・ゲートウェイ機能強化プロジェクト

東北圏におけるあらゆる利便性の向上や生産性の向上を目指すため、日本海・太平洋の2面活用型国土を形成し、圏域内外の拠点を結ぶ高速交通網を強化するとともに、広域連携の強化に取り組む。また、東北圏の経済をさらに発展させ、国際競争力の強化を図る上で、日本海・太平洋2面活用型国土の形成と道路、鉄道、航空等の交通ネットワークを組み合わせ、輸送経路の速達性、選択可能性を向上させる。あわせて、国内外との交流・連携を促進し、物流機能を高度化、効率化させるとともに、グローバル・ゲートウェイ機能強化に向けた取組を推進する。

(1) 圏域全体の交流・連携を支える高速交通網の形成

広大な圏土の中に山脈や峠により都市が分散した構造となっている東北圏において、持続可能な圏域を構築していくため、冬期の厳しい気象条件や険しい地形を克服するとともに、圏域内外の主要都市・拠点施設等を短時間で結び、国土の強靭性の確保、地域間の広域連携、産業経済・東北圏民生活等を支援する①格子状骨格道路ネットワークの整備と効率的活用を図る。また、日本海・太平洋の2面を最大限有効活用するため、②高速鉄道、③国内・④国外航空等、様々なネットワークの強化を図る。

①格子状骨格道路ネットワークの整備と効率的活用

(広域交通ネットワークの代替性・多重性の確保)

東北圏では、「シームレスな拠点連結型国土」の構築に向け、時間距離の短縮や多重性・代替性の確保等を図る質の高い交通やデジタルのネットワーク強化を図る。また、日本海側における高速道路を始めとした東北の主軸となる4縦貫7横断格子状道路ネットワークの整備によるシームレスネットワークの構築等を通じて日本海側と太平洋側の2面を効果的に活用することにより、災害時のリダンダンシーを確保し、広域的な機能の分散と連結の強化を図る。さらに、暫定2車線区間の4車線化や高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道等とのダブルネットワークの強化の推進等により災害に強い国土幹線道路ネットワークを構築する。また、平時には医療、産業、観光等の暮らしを支え、災害時には救急救命、救援物資の輸送、避難等に資する、地域安全保障のエッセンシャルネットワークとしての道路ネットワークの構築を推進する。

(医療を支える格子状骨格道路ネットワーク整備の推進)

医師不足等、深刻な医療問題を抱える東北圏の地域医療体制を充実させるため、患者を医療施設へ搬送するための速達性のある確実な道路ネットワークや救急車退出路等、命を守る道路の整備を推進する。東北圏は、第三次救急医療機関の60分到達圏から外れる地域が多く、救急対応の向上には、地域の医療機関による連携とアクセス整備を行う必要がある。このため、ICTを活用した広域災害救急医療情報等ネットワークや格子状骨格道路ネットワークの整備等を推進する。

また、救急医療用ヘリコプター（ドクターへリ）や消防防災ヘリコプター等を活用した救急医療体制の構築や救急搬送システムの整備の推進、ヘリポートから救急医療機関へのアクセス道路の整備を図り、大規模災害時や大規模な新興感染症まん延時においても、地域全体で安心できる医

1 療体制の構築を図る。

2

3 **(産業の構造転換を見据えた格子状骨格道路ネットワーク整備の推進)**

4 東北圏の豊富で新鮮な食材を圏域内外へ安定供給するため、生産地から消費地を結ぶ、定時性・
5 速達性・安全性の高い道路ネットワークの整備を推進する。さらに、近接する東アジアの経済成長
6 を活かし、環日本海ひいては東北圏全体の国際競争力を高め、東北圏の経済の発展や広域的な地
7 域づくりの推進につなげるため、距離・峠・雪を克服し、圏域の産業活動の動脈となるサービス水
8 準の高い格子状骨格道路ネットワークの整備を推進する。

9 国際競争力向上に向けては、サプライチェーンの国内回帰等を支援する社会基盤の整備を推進
10 する必要がある。東北圏においては、日本海・太平洋の2面活用による産業の構造転換を見据えた
11 物流機能の高度化・効率化による産業の国際競争力の強化及び産業の集積を図る。

12 そのため、シームレスな高規格道路ネットワークの構築に必要な道路・港湾・空港・鉄道等の物
13 流基盤整備を推進するとともに、その利用を促進することで、グローバル企業がビジネスを効率
14 的に進めるための環境整備を進める。また、圏域内の産業集積地間及び産業集積地と主要な都市、
15 港湾・空港を有機的に結ぶ格子状骨格道路ネットワークやバイパス・環状道路等並びに高速道路
16 利用促進のため、I C間隔の短縮を図るスマートインターチェンジ等の整備とE T C専用化、フ
17 リーフロー式E T Cの導入検討を行うとともに、暫定2車線区間の4車線化を推進する。さらに、
18 圏域外の消費地を結ぶとともに産業の製品輸出による海外展開を支援するため、物流拠点整備
19 を促進する。

20 また、近年頻発・激甚化している自然災害への対策として、高規格道路と代替機能を発揮する直
21 轄国道とのダブルネットワークを構築し、防災道の駅の整備や港湾・空港の物流拠点の強化を図
22 る。

23

24 **(既存ネットワークを含む格子状骨格道路ネットワークの効率的活用)**

25 格子状骨格道路ネットワーク等を効率的に活用し、交通の円滑化・事故削減・経済の活性化・東
26 北圏民生活の利便性向上・環境改善等のため、I C T（情報通信技術）等の技術を活かしつつ、今
27 ある道路をより賢く使う取組により、地域の課題を効率的に克服する。

28 また、高規格道路と直接連結するS A／P A等の拠点については、立地希少性を踏まえ、複数機
29 能の集約や上空空間の活用など、土地の高度利用を推進する。太陽光発電などの再生可能エネル
30 ギー創出にも寄与するよう、道路、鉄道、空港等のインフラ空間の積極的な活用を図る。

31 さらに、再生エネルギー等の広域送電需要を踏まえ、広域送電等への道路ネットワークの活用
32 を促進するとともに、技術創造による道路自体の多機能空間への進化を図る。

33

34 **②高速鉄道ネットワークの形成**

35 東北新幹線は東海道新幹線に次ぐ利用者数で堅調に推移していることから、単に首都圏との交
36 流のみならず、その最大輸送力と定時性・信頼性により東北圏と他圏域等との交流を促進し、人々
37 との日常生活や産業・経済・文化活動等、経済波及効果や地球環境対策の面からも大きな効果をも
38 たらしている。また、日本海側と首都圏をつなぐ上越新幹線や北陸新幹線についても、東北新幹線

1 と同様の役割を果たし、大きな効果をもたらしている。さらに、2016年3月に北海道新幹線の新
2 青森・新函館北斗間が開通し、2030年度内に札幌までの開通が予定されていることから、様々な
3 分野での交流により、地域経済の活性化に大きく寄与することが期待される。

4 また、貨物鉄道は、環境に優しく、効率的な輸送が可能な大量輸送機関であり、カーボンニュートラルの実現や2024年問題に伴うトラック輸送の受け皿として、一層重要な役割を担うことが期待されている。

5 一方、東北圏の日本海側等では高速鉄道ネットワーク等の整備が遅れている地域もあることから、今後、より一層の経済波及効果を増大させるために整備・充実を図る。また、在来線の安全確保を図りつつ高速化を推進する。

10 ③国内航空ネットワークの維持拡大

11 コロナ禍からの回復を見据えて、更なる利用促進を図っていくことや、新たな技術を活用した
12 空港施設の高質化が求められている。

13 このため、空港の広報活動の強化、空港利用者サービスの改善、航空需要開拓のためのプロモーション活動等利用促進活動の充実を図るとともに、小型航空機で近距離を結ぶコミューター航空やLCC等の定期便就航の方策等について検討を進める。

14 ④国際化に向けた空港の機能強化

15 今後、国際線旅客数のコロナ禍からの回復が期待されている中、国際化に向けた空港の機能強化による需要拡大およびハード・ソフト両面にわたる空港利用環境の向上が求められている。

16 経済のグローバル化の進展に対応し、圏域内の空港における国際輸送を強化するため、LCCの参入促進、アクセス機能の向上、ユニバーサルデザインの推進、航空企業のコスト競争力向上及び空港利用者サービス機能の充実等、国際化に向けた機能の拡充を図る。

17 また、コロナ禍により減少したインバウンドの回復を見据え、大型化への対応や空港の発着容量拡大、国際航空貨物便の就航支援といった国際間の交通ネットワークの充実を図る。

27 (2) 日本海・太平洋2面活用による国際競争力強化

28 海外との交流・連携の促進や国際競争力の強化により東北圏全体の活性化を図り、「稼ぐ力」を
29 維持・向上させていくため、世界に開かれた①グローバル・ネットワークを構築するとともに、物流需要を的確に見定めつつ、②グローバル・ゲートウェイとしての港湾や空港等の機能を強化する。また、国際物流機能や国際的な業務を支援する機能の高度化と③戦略的・効率的な国際物流の実現により、東北圏が国際交流・連携活動の拠点となる日本海・太平洋2面活用型国土の形成を促進する。

35 ①グローバル・ネットワークの構築

36 (国際海上輸送ネットワークの充実)

37 港湾について、東北圏においては、毎年度、東北国際物流戦略チーム本部会を開催し、港湾の
38 ターミナル機能の高度化を推進するとともに、民の視点や創意工夫を積極的に取り入れた、効率

的な物流や港湾運営の実現に向けた取組を推進している。引き続きこうした取組を進め、日本海側と太平洋側と津軽海峡それぞれの強みや個性を活かした国際海上輸送ネットワークを形成する。

太平洋側港湾においては、京浜港と近接するメリットを活かして、国際コンテナ戦略港湾の京浜港へのフィーダー航路網を充実させ、北米、欧州等の世界とのつながりを強化し、国内外からの貨物の集約を図る。

日本海対岸諸国との間では、東北圏の地理的近接性を活かして、国際コンテナ定期航路等の利用を促進していく。今後、更なる日本海対岸諸国との交流拡大を目指し、日本海横断航路の利用促進やコンテナ、RORO船、フェリー等の徹底活用により、あらゆる輸送形態の可能性を含めた航路開設に向けた取組を推進する。

(国際航空輸送ネットワークの充実)

空港については、観光・ビジネス等の人的交流の促進を図るため、東北圏の各地域が連携し集客力を高め、国際航空ネットワークの利用を推進する。また、定期路線開設を目指した国際チャーター便の就航を促進するとともに、今後急速な発展が見込まれるLCC（格安航空会社）の参入を促進すること等により国際定期航空路線の充実を図る。また、国際航空貨物輸送ネットワークの拡大を図るため、地上集配と航空運送を一括で担い輸送時間の短縮サービスを提供する企業の誘致を検討するなど、戦略的な施策を行う。

(グローバル化を支える国内ネットワークの整備)

港湾・空港と物流拠点間や日本海と太平洋のグローバル・ゲートウェイを効率的に結ぶために、格子状骨格道路ネットワークの整備を推進し、シームレスな高規格道路ネットワークを実現する。

②グローバル・ゲートウェイの機能強化

(グローバル拠点機能の整備)

政令指定都市として、既に一定程度の人口や産業、都市機能等を有する仙台市と新潟市においては、近隣市町村と連携を図り、東北圏の発展を支える広域的な国際拠点港湾としての機能の充実・強化を図る。そのため、産業、観光、文化等地域の強みも踏まえながら、港湾や空港の機能強化や基盤整備、ビジネス等における国際的な業務を支援する機能の強化等のグローバル拠点機能の整備を図る。東北圏のほかの主要地域においても、その特性を踏まえたグローバル拠点として積極的な整備を図る。

(港湾・空港の利便性と効率性の向上)

東北圏のグローバル・ゲートウェイである港湾・空港については、圏域内外の各地域が広域的に活用することにより、集荷力・集客力を高め、利便性と効率性の向上を図る。

港湾においては、コンテナ物流機能の強化に向けて、ダイレクト航路や国際フィーダー航路等、多様な輸送ニーズに対応した物流機能強化に取り組み、国際バルク戦略港湾である小名浜港等を核とした国際物流ネットワークの強化を図る。

また、臨海部に多く立地する金属製錬等の基礎素材型産業や火力発電等のエネルギー産業の物

1 流コスト低減や輸送の効率化を図るため、バルク貨物船の大型化等に対応した国際物流ターミナル
2 の整備や臨海部産業エリアの形成へ向けた取組を推進する。コンテナ等のユニット貨物について
3 ては、東北国際物流戦略チーム本部会において、物流2024年問題、農林水産物・食品の輸出拡大、
4 船舶の大型化等に対応した荷役・輸送機械の高度化、インランドデポの利活用、モーダルシフト、
5 コンテナのラウンドユース、小口混載サービスにより、輸送効率化と港湾・航空サービスの充実を
6 図るため検討を行い、取組を推進している。これに加えて、各港湾での船舶の航行安全、洋上風力
7 発電事業への対応のための整備を推進する。

8 また、脱炭素社会の構築に向けた取組として、港湾管理者による官民連携の「港湾脱炭素化推進
9 計画」の作成を支援する等、カーボンニュートラルポート形成を推進する。

10 また、物流の定時性・安全性・信頼性を確保するため、防波堤等の整備と航路・泊地の増深、維
11 持や浚渫土砂等の処分場の整備を図るとともに、港湾へのアクセス機能の向上を図る。さらに、ク
12 ルーズ需要の増加に対応するため、クルーズ船の寄港を受け入れるための港湾機能の充実を図る。

13 空港においては、LCCの参入促進、アクセス機能の向上、ユニバーサルデザインの推進及び航
14 空需要開拓等により、利用拡大と航空路線の充実を促進するとともに、長期的な視点から、引き続
15 き、適正な航空会社間の競争による多様な運賃設定での航空機利用が可能となるよう環境の整備
16 に努める。

17 なお、国管理空港において、民間能力の活用や航空系事業と非航空系事業の一体的経営を通じ
18 た空港経営改革を推進することとしている。仙台空港においては、コンセッション方式による民
19 間事業の資金・経営能力を活用することで旅客数は増加し、「みちのく観光案内」の設置や旅客サー
20 ビスへのIT技術活用等、空港の活性化が図られている。さらに、仙台空港の増便、運航時間の24
21 時間化等に関する覚書の締結等、空港の国際化に向けた機能強化による利便性向上の取組を進め
22 る。

23 (国際的な業務を支援する機能の高度化推進)

24 東アジア等との国際分業や人的交流等緊密な関係を構築するため、主要都市においては、地域
25 の特性に合わせた都市機能の強化による国際化を促進するとともに、仙台市・新潟市において、国
26 際ビジネスのサポート強化と、MICEの誘致に必要な国際的な業務を支援する機能の高度化を
27 推進する。

28 国際協調の下、国際犯罪等を防ぐため、国際航海船舶が利用する岸壁や停泊地等の港湾施設に
29 おいて、国際条約に対応した保安対策の向上・強化を推進する。また、空港・航空サービスの安全
30 の確保を図るため、定時性及び効率性に配慮しながら、搭乗旅客及び機内持ち込み手荷物検査、航
31 空貨物検査等の適切な実施を確保する。

32 ③戦略的・効率的な国際物流の実現と推進体制の高質化

33 圏域内企業の物流コスト低減による国際競争力の強化を図るため、圏域内の港湾・空港利用を
34 促進する必要がある。このため、他圏域の港湾・空港を利用する荷主や新たに輸出入を始める荷主
35 に対し、圏域内の港湾・空港利用につながる効果的な利用促進活動を展開する。また、LCL(小
36 口混載)貨物輸送の利用促進に取り組むとともに、圏域内における輸出入貨物の拡大等を図るた
37 38

1 め、内陸部の物流拠点として機能するインランドデポの利活用を促進する。

2 特に、国際物流に対応した高規格道路等の道路ネットワークを強化するため、高規格道路等の
3 ICから港湾及び空港への迅速な接続を可能とするアクセス道路等を整備するほか、スマートICの
4 整備等、道路ネットワークの高質化に向けた取組を推進する。

5 また、港湾においては、物流2024年問題や農林水産物・食品の輸出拡大への対応、船舶の大型
6 化やモーダルシフトの受け皿となるための輸送需要等に対応したターミナルの機能強化、コンテ
7 ナのラウンドユースなど、輸送効率化と港湾サービスの充実に向けた取組を推進している。空港
8 においては、旅客便貨物室（ベリースペース）の活用や貨物専用機（フレーター機）就航による貨
9 物量増加を地域として目指す。

10 加えて、国際競争力のある物流拠点の形成に向けて、原材料の調達から製造・販売までのものの
11 流れを合理化した高度な物流機能（ロジスティクス機能）の充実・強化を目指した取組を推進す
12 る。このほか、産学官が連携した「国際物流戦略チーム」等において、圏域内港湾・空港の利用に
13 よる、戦略的・効率的な国際物流の実現に向けた検討を実施していく。

第9節 交通・情報通信ネットワーク強化プロジェクト

貨物輸送の効率化、環境負荷の軽減、情報通信の確保、快適な生活の実現、観光交流の促進を図るため、高速交通ネットワークと一体となって機能する総合的かつスマートな交通・情報通信ネットワークを形成する。

(1) 生活と産業を支える圏域内外を結ぶネットワークの形成

国内物流機能を維持させ、更なる効率化を図るため、①国内物流ネットワークの形成と複合一貫輸送を促進する。また、鉄道路線やバス路線については、航路・港湾機能の充実を推進し、②生活と観光交流を支えるネットワークの形成を図る。

さらに、③情報通信に関しても、地域の特性に応じた適切な技術を活用し、事業者・行政機関・地域住民等の関係者が連携し、ネットワーク形成を推進する。

これらネットワークの形成を土台として、④他圏域とも連携し、魅力ある地域づくりや広域観光交流の推進、移住・二地域居住の促進、また、安全・安心で災害に強い地域づくりを推進する。

①基幹的な国内物流ネットワークの形成と複合一貫輸送の促進

(既存ネットワークの活用)

2024年度からのトラックドライバーの時間外労働の上限規制等により、労働力不足の問題が顕在化する中、将来の国内物流を維持するため、モーダルシフトの受け皿となる内航フェリー・RORO船による輸送効率化が求められている。

そのため、内陸部の産業集積地域と沿岸部の交通の円滑化を契機にした、フェリー・RORO船航路の新規寄港に向けた取組を強化する。また、配船や運航管理のAI化等による内航海運DXの促進や内航海運への需要喚起を図る。

さらに、東北圏は日本海と太平洋に面しているほか、陸奥湾とも面し、北海道と本州の結節点であるとともに、東アジアと北米を結ぶ最短ルートである津軽海峡に接しており、東日本大震災発生時の救援物資の補給・輸送においては、陸奥湾や津軽海峡が活用された。陸奥湾、津軽海峡のこのような地理的特性を活かし、災害に強いサプライチェーン構築の視点も考慮し、圏域内外を結ぶ物流拠点としての機能を強化していく。

加えて、国際競争力の強化に向けてDXを活用した物流ネットワークを構築し、高速海上輸送や航空貨物輸送等を駆使した複合一貫輸送サービスの取組を推進するほか、内航フェリー・RORO船ターミナルの機能強化を図る。

また、施設管理者、交通事業者等の民間事業者、国、地方公共団体等、多様な関係者が連携し、広域的な災害も想定した総合的な交通体系づくりを推進する。

(効率的で環境負荷の小さい貨物輸送の実現)

産業の進出に伴う物流の活発化への対応等、効率的な貨物輸送を実現するため、主要な都市や生産拠点と港湾を体系的に結ぶ道路ネットワークの整備の推進、人手によらない新たな技術によるクリーンな物流システムとして、道路空間を活用した自動物流道路（オートフロー・ロード）を目指すとともに、貨物鉄道の活用、新たな複合一貫輸送ルートの開設等、陸上輸送と海上輸送が

1 シームレスに結ばれた複合一貫輸送体系を構築する。

2 また、CO₂の排出量が少ないなど環境の負荷が小さく、エネルギー効率の高い大量貨物輸送が可
3 能な内航船の利用を促進するため、内陸の貨物と臨海部企業の貨物を集約し、モーダルシフトに
4 向けて海運転換を図るとともに、官民一体となって圏域内外の企業や関係者に対するポートセー
5 ルス・航路情報の周知等を積極的に実施する。また、東北国際物流戦略チーム本部会等による港湾
6 のターミナル機能の高度化の検討を進める。

7 8 (物流基盤の高規格化・高質化推進)

9 フェリーやRORO船等による大量貨物輸送の拠点である港湾については、その機能を十分に
10 発揮できるよう、岸壁や航路・泊地の整備、荷さばき地等のヤードの拡大、防波堤の整備による港
11 内の静穏度の向上等、船舶の大型化等に対応した港湾整備及び荷役等の生産性向上のための情報
12 通信技術や自動技術を活用した次世代高規格ユニットロードターミナルの形成等、港湾施設の高
13 規格化・高質化を推進する。

14 また、道路については、国際コンテナを積載したトレーラー等の貨物車交通の円滑化・効率化の
15 ため、幹線道路ネットワークの構築、高規格道路等のICから港湾等への迅速な接続を可能とする
16 アクセス道路等の整備、交通結節点における大規模物流拠点や中継輸送拠点の形成促進を重点
17 的に進め、圏域内外の港湾との連携強化を図り、基幹的な国内物流ネットワークの形成を図る。

18 さらに、陸上輸送時における製品等の積み荷の安全性と冬期間における定時性を確保するため、
19 港湾に接続する道路ネットワークの適切な維持管理と除排雪、防雪施設整備を推進するとともに、
20 大規模震災直後の緊急支援物資輸送及び復旧期間における物流機能を確保するため、緊急輸送道
21 路と一体となって機能する耐震強化岸壁の整備や、ロジスティクス機能も踏まえた産業活動を支
22 える高度なサプライチェーンの構築を推進する。また、特殊通行車両許可申請手続の簡素化に向
23 けたICT（情報通信技術）を活用した自治体申請システム・個別協議システムの運用を推進す
24 る。

25 26 ②生活と観光交流を支えるネットワークの形成

27 新型コロナウイルス感染症の影響で大きな打撃を受けた観光産業の回復に向けて、日常生活に
28 おける住民の安全で快適な移動や観光交流の促進を支えるため、生活圏域を支える道路ネット
29 ワークの整備や離島航路等の生活の足の安定性確保を推進する。また、マイカーとともに移動で
30 きる中・長距離フェリーやクルーズ船の寄港に対応した港湾機能の充実を推進する。

31 また、仙台空港を拠点とした二次交通対策の取組として、コロナ禍において休止していた山形、
32 酒田・鶴岡を結ぶ空港アクセスバスが令和5年12月に再開された。引き続き、こうした二次交通
33 対策の取組を進めるとともに、地方航空ネットワークの維持・活性化に向けた整備を推進する。

34 さらにシームレスな交通ネットワークの形成に向けた取組として、渋滞ボトルネック対策、バ
35 イパスや環状道路の整備、主要な渋滞箇所における交差点改良、「開かずの踏切」等による渋滞の
36 解消や踏切事故防止のための連続立体交差化、無電柱化等の取組を推進する。特に高規格道路で
37 は、時間的・空間的に偏在する交通需要や渋滞に対して、データを活用したパフォーマンス・マネ
38 ジメントにより、高規格道路ネットワーク全体のサービス向上を推進する。

1 また、人優先の安全・安心な通行空間の整備を目的とした各種交通規制に加え、各移動・交通手段が適切に分離された安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備を推進する。併せて物理的デバイスを適切に組み合わせて交通安全の向上を図るゾーン30プラスの導入を推進する。

5 ③情報通信格差の解消

6 交通、情報、エネルギーのネットワークに関しては、ネットワーク上の流れをICT（情報通信技術）の活用により最大限効率化した新しい時代の「ネットワーク」を形成していくことが必要である。

7 情報通信ネットワークに関しては、強靭なサイバー空間の構築によるサイバーセキュリティの確保を前提に、その高度化を図ることにより、地方における起業や遠隔医療、遠隔教育等様々な可能性をもたらすものであり、都市間距離が長いという東北圏の物理的な距離の隔たりの克服を念頭に置いた整備が必要である。

8 東北圏の超高速プロードバンドの整備状況をみると、いわゆる「ラストワンマイル」の区間がつながっていないためにいまだ利用できない地域がごく一部存在しており、中小企業におけるIT装備率の低さや5G基地局の地域格差といった課題が山積している。このため、未整備地域への情報通信網の一体的かつ効果的な整備を推進するとともに、医療・教育・気象・交通・イベント等の生活に密着した様々な場面や、産業振興、地域の活性化、東日本大震災で被災した地方公共団体が抱える課題解決等に対してICT（情報通信技術）を利活用する機会を創り出す。このため、事業者・行政機関・地域住民等の関係者が連携し、投資効果と地域のニーズや実情を勘案しつつ、光ファイバ網・ケーブルテレビ網・無線アクセスシステム・衛星等、地域の特性に応じた適切な技術を活用した効率的な情報通信ネットワークの形成を推進する。

9 特に条件不利地域における整備等を促進することにより、地方部と都市部の隔たりなく、その整備を加速するほか、課題解決に資するローカル5Gの普及展開を促進する。また、地域課題の解決を図るためにDXの推進、デジタル技術導入・活用に向けたデジタル人材の確保や住民のITリテラシーの向上等も図る。

1 第10節 東北の未来を創る次世代人材育成プロジェクト

2 近年、東北圏においては、女性や若者の圏外転出が大きな課題となっており、圏域の持続・発展
3 に向けて次世代を担う人材の確保が急務となっている。産学官連携等を通じ、地域産業の高付加
4 債値化や対話型コミュニケーションによる人材確保や育成を進めるとともに、東北圏の有する豊
5 かな自然・風土や文化を活かして子どもの学ぶ力を育み、地域の内発的・自発的な発展や、地域の
6 課題を自ら解決するための地域発イノベーションを推進する。

7 (1) 東北圏の将来を担う次世代の多様な人材の創出

8 自立した東北圏を創造するため、①地域づくりの実行力を備えた人材を育成するとともに、今
9 後の新たな成長産業形成のため、②地域の産業を支える人材の育成を図る。

10 また、③医療・福祉、④文化芸術・伝統技能を担うための人材の育成や、⑤外部人材の育成と
11 活用、⑥インフラ・交通物流を支える担い手不足への対応など、多様な人材の集積・活用を図り、
12 地域社会の再生・活性化、サービスの向上を目指す。

13 ①地域づくりの実行力を備えた人材の育成

14 地域社会で発生する問題を解決するために、地域診断、要因分析、行政の施策や地域資源を総合
15 的に活用した対応策の検討・実施を通じて、社会潮流や変化を敏感に感じ取り、地域の思いや願い
16 を一つの形にまとめあげができるような地域づくり実践者の育成を促進する。

17 このため、大学・学術研究機関、中間的な支援組織、N P O、産業団体及び地方公共団体、国の
18 地方支分部局等と地域社会との協働を通じて地域に密着し、地域づくりのノウハウを有する人材
19 の育成を行う。

20 ②地域の産業を支える次世代かつ多様な人材の育成

21 地域の産業を支えるために、農業や食関連分野、観光等における東北圏の特徴や優位性を活か
22 すとともに、豊富なポテンシャルを有する再生可能エネルギー等の分野について、今後の新たな
23 成長産業としていけるような起業家や東北圏のリーディング産業及び地域産業を担っていく人材
24 確保と将来に向けた教育・育成について産学官連携により推進する。

25 また、生産年齢人口の減少が見込まれる中で社会の活力の底上げを図るために、多様な人材
26 の活躍を更に促進していくことが重要である。「共生社会」を支える次世代かつ多様な人材の確保・
27 育成に向けて、学び直し（リスクリング）の機会の充実や就労ニーズに見合った雇用の確保、専門
28 的な知識、スキルを持った個人の副業・兼業、プロボノといった形での地域中小企業・小規模事業
29 者への受入れ等、外部人材活用の人材確保に関する支援を行い、多様な働き方やライフスタイル
30 に対応した若者や女性、高齢者も働きやすい環境整備を推進する。

31 さらに、産業人材や法律家等の専門家、国際的な連携や新たなビジネスの場面で活躍できる人
32 材を育成するための専門教育機関等の設置を図るとともに、世界との人材交流を促進する。加え
33 て、各分野で退職等をした人材を積極的に採用する。

34 全国的に展開されているデジタルの徹底活用の流れをふまえ、東北圏においてもデジタル人材
35 を始めとした「未来をつくる人材」を育成する事業に取り組む必要がある。東北圏においては、

「地方版 IoT 推進ラボ/地域 DX 推進ラボ」が全県で選定されており、産学官民連携での人材育成にも取り組んでいる。こうした経営人材・デジタル人材・グローバル人材等の育成・拡大により、ローカル産業の生産性向上を図り、日本・世界を牽引するクリエイティブな圏域の実現を目指す。

③地域医療・福祉サービスを担う人材の育成

(地域医療を担う人材の育成)

地域医療を支える人材を育成するために、地域医療に係る研修内容を充実させるなど、教育環境を整備するとともに、地域に定住して働く地元出身の医師や看護師の人材育成を図るために、医療関係機関、大学、専修学校及び行政が連携して取り組む。

(福祉サービスを担う人材の育成)

地域住民の中から高齢者等の在宅介護、障害者の地域生活支援、子育て支援等の担い手を育成していくため、行政、社会福祉協議会及びN P O等による社会福祉研修を充実させるとともに、退職者の活用や地域において育成された人材を活用するための仕組みの構築を推進する。

④地域の文化芸術、伝統技能を担う人材の育成

若者の流出や高齢化等によるコミュニティ構成員の高齢化、構成員数の減少等により、地域コミュニティの弱体化が進んでいる。これにより、世代間や地域間の交流が減少し、地域の文化、伝統の伝承が困難となり消滅の危機に直面している地域が生じている。

このことから、地域文化や文化芸術の継承者となり得る子ども世代を対象に、学校や企業との連携等により文化芸術活動に参加し、体験する機会を充実するほか、高齢者との交流機会を増やして地域の伝統文化を伝承することなどにより、将来の担い手を育成する。

また、産学官連携の下で、豊かな発想、感性及び情緒等を表現できる人材育成のための教育の促進や文化芸術の人材発掘等を目的とした各種コンクール、世界の文化芸術関係の識者と交流するイベント等をリアルだけでなくデジタルも活用して開催することにより、東北圏の伝統技能をより多くの人に情報発信するとともに、伝統技能を継承する人材の育成と人材の集積だけでなく観光 DX に対応できる観光デジタル人材の育成と集積を推進し、ノウハウの蓄積を促進する。

⑤外部人材等の育成・活用と情報発信

地域内外の多様な人材を地域づくりに活用するため、地域の出身者、近隣に住む家族等地域にかかわりを持つ人々のほか、地域おこし協力隊や外国人人材等の雇用により、外部人材の活用を図る。また、オンライン学習などにより、持続可能な地域づくりや被災地域の復興に貢献できる人材育成に関わる取組を推進する。

さらに、専門知識を活かして地域の課題に取り組む地域づくり人材等の確保を図る。地域の課題を解決し、地域発イノベーションを創出するためには、地域の現状を把握し将来を見通すことによって、地域に眠る情報や資源を見つけ出すとともに、それを活用できる人材に結び付けることが必要である。このため、このようなコーディネート人材の育成を進めることも重要である。

また、他圏域等で活躍している東北圏出身者に対して、ふるさと大使への就任を要請すること

やデジタルの徹底活用など、東北圏の情報の積極的な発信に努めるとともに、世界と東北圏のつながりを強化するため、東北圏にかかわりのある外国人との人的ネットワークの構築や姉妹都市との交流・連携を促進する。

⑥インフラ・交通物流を支える担い手不足への対応

(インフラを支える担い手の確保)

建設産業においては、近年建設投資の大幅な減少に伴っていわゆるダンピング受注によるしづ寄せが技能労働者の賃金低下をもたらし、若年入職者が大きく減少する一方、高齢化が進み、このままでは熟練工から若手への技能承継がなされずに、将来の建設産業自体の存続が危惧される状況に立ち至っている。このため、建設業等のインフラメンテナンスに携わる現場の担い手・技能人材の確保に向けて、引き続き、東北未来「働き方・人づくり改革プロジェクト」や産学官による潜水士等の担い手の確保・育成に係る連絡調整会議を実施し、中長期的視点に立った総合的な人材の確保・育成に取り組む。また、人口減少・少子高齢化が顕著な東北圏であるからこそ、計画的なインフラメンテナンスの推進が求められていることから、持続可能な地域社会の形成や、デジタルの活用による担い手不足の克服のモデル構築を目指す。

(交通物流における担い手不足への対応)

2024年問題の解決のため、トラックドライバーの働き方改革が急務であり、持続可能な物流を実現すべく、「物流革新に向けた政策パッケージ」に基づき、荷主・物流事業者間等の商慣行の見直し、物流の標準化やDX・GX等による効率化の推進により、物流の生産性を向上させる。また、荷主企業や消費者の行動変容を促す仕組みの導入を進めるべく、抜本的・総合的な対策を一体的に進める。その一環として、物流DX等により、共同輸配送や空きスペースのマッチング等の物流効率化を進めるとともに、離島や山間部等におけるラストワンマイル配送等を担うドローン物流や自動配送ロボットの社会実装を推進する。ドローン物流については、目視外の自動飛行、特にレベル4飛行による物流等の自動化を目指すとともに、ドローンの安全かつ高速の運用が可能となる送配電網等を活用したドローン航路の設定を図るほか、河川上空の活用も促進する。

1 第11節 多様な主体との連携・協働と地域コミュニティによる地域活性化プロジェクト

2 地域コミュニティの衰退は地域社会の活力低下に直結するため、人口減少・少子高齢化が加速
3 すると見込まれることから、地域活動への多様な主体の参画や従来の地域コミュニティそのもの
4 のあり方を見直し、新たなかたちでの地域の活性化を図る必要がある。

5 さらに、インフラの運営・整備については、PPP／PFIによる民間活力の導入を進め、官
6 民協働による効率化を推進する。

7 (1) 多様な主体の協働による地域運営の実現

8 地域社会の活力低下に歯止めをかけるには、地域の実情に応じ、多様な主体が連携・協働し、①
9 住民主体の地域運営社会の実現を図ることが重要である。また、地域運営社会の支援として、②
10 中間支援組織の育成や、多様な主体による地域づくり支援組織③「地域づくりコンソーシアム」
11 によるサポートの仕組み等の構築を促進する。

12 加えて、地域運営では、地域の魅力を最大限発揮するために、④地域資源の再認識とそのポテ
13 ンシャルを十分に発揮させる環境づくりを推進する。

14 ①多様な主体の協働と連携による住民主体の地域運営社会の構築

15 住民主体の地域運営社会の構築に当たっては、地域に住む一人一人の住民自身が、地域における
16 学習や対話を通じて、地域社会に存在する多種多様な課題の存在を認識するとともに、自分が
17 地域社会を支え、また地域社会から恩恵を受けているという、地域社会の構成員としての当事者
18 意識を持つことが必要である。住民主体の地域運営を効率よく進めるために、地域の課題を見つ
19 け出し、解決策を企画し、実行できる人材を行政、大学等の教育機関やNPOとの連携を図り育成
20 する。

21 また、NPO等の活動を通じて、女性、高齢者、障害者等を含め地域の誰もが地域づくりの担い
22 手として参画することを促進する。

23 なお、行政は、地域づくりに参画する様々な主体を、単に不足する担い手の代替としてとらえる
24 のではなく、お互いの持つ特性を活かす形で協力することが極めて重要である。

25 加えて、地域づくり支援面においても、各地域一律ではなく、地域の熱意や創意工夫による自立
26 的な発展を促すプログラムの充実を図るとともに、行政においては、分野横断的な取組が重要で
27 ある。これらの取組を通じて、多様な主体が地域の実情に合わせて、協働の仕組みを選択できるよ
28 うに適切に支援する。また、人口減少社会に対応するだけでなく、コロナ禍により変化した社会を
29 見据えた多様な共助社会の構築への取組検討を進める。

30 ②中間支援組織の育成

31 地域における共助による支え合いの機能を高めるために、地域運営組織を形成し、社会的事業
32 主体の活動環境を整備するとともに、これらの主体を支援するためには中間支援組織の育成が必
33 要である。コミュニティの自立的な活動や地域産業の経営について、組織間のコーディネートや
34 地域と関係人口をつなぐ交流・情報の収集・発信のためのネットワーク化、人材育成等をきめ細や
35 かにサポートする地域に身近にある中間的な支援組織を外部人材や関係人口も活用しながら产学

1 官で育成する。

2 また、中間的な支援組織が持続可能で安定的に活動できる財政的支援の枠組を構築することが
3 重要であり、資金調達手法の仕組みづくりとして、寄附文化の醸成、資金調達手法の多様化や、多
4 様な主体の活動の評価の必要性と評価手法の確立に取り組む。

5 中間支援組織の形態や組織内の活動においては、地域づくりに係るより高度な専門知識や分野
6 横断的な考え方が必要となってきている。適切な役割分担と責任の明確化等を図り、中間支援組
7 織による人材育成の組織的実施やノウハウの共有に取り組む。

9 ③地域づくり支援体制の構築

10 (地域づくりコンソーシアムの創出)

11 多様な主体による地域づくり支援組織「地域づくりコンソーシアム」を創出し、地域運営をサ
12 ポートするネットワークの構築を図り、地域づくりにかかわる人材や情報・ノウハウの共有とス
13 トック、地域づくりの相談窓口の機能を発揮する。住民自治組織・市町村レベルの地域づくりを担
14 う多様な主体や中間的な支援組織と一緒にした活動を通じて、これらの組織を東北圏の地域に
15 根付かせる重要な役割を果たし、引き続き、人口減少社会における共助社会づくりの進展を目指
16 す。

18 (地域づくりを活性化する交流・連携)

19 地域づくりに対する意識向上を図り誰もが地域づくりの当事者である自覚を持つために、圏域
20 内の地域づくりの担い手や他圏域等の同じような目的を有する組織の間で、地域づくりに関する
21 意見交換や情報収集を行い、お互いの現地を視察するなど、交流・連携を促進する。また、圏域内
22 外に積極的な情報発信を行い、交流・連携を進めることが重要であり、旅行会社等との連携やソー
23 シャルメディア等のデジタルを徹底活用した取組を促進する。さらに、関係人口の拡大に向けた
24 ふるさと納税、クラウドファンディング、地場産品購入、SNS、オンライン交流等のデジタルを活
25 用した日常的な関わり等の取組を推進する。このように、デジタルを活用しながら、関係人口との
26 距離を縮め、関わりの深化を図る取組を促進することが重要である。

27 そのほか、東北圏からは、世界でも第一線級のアスリートが多数輩出され、各界をリードする存
28 在となっており、地域の学びの場の整備・誘致のきっかけが見られるため、こうした東北圏との縁
29 を関係人口の創出の切り口と捉え、地域の発展、雇用の増加、人材育成につなげることが重要である。

32 ④地域資源の再認識と地域づくり戦略の立案

33 東北圏は、多様な地域資源のポテンシャルを十分に発揮できていない地域があることから、シ
34 ビックプライドの醸成が、当事者意識を持って具体的な行動を起こす力の向上につながり、意識
35 喚起の取組を促進させて地域資源の再認識につなげる。

36 地域資源を活かした人々の創意工夫や実践の積み重ねにより、観光地域づくり法人（DMO）等を
37 中心とした観光産業の振興、地域の生活に密着したコミュニティビジネスの確立、企業立地にと
38 もなう新たなビジネスの創出等、地域づくり戦略の立案につなげる。また、地域で活躍する農村プ

1 ロデューサーの養成や映画・テレビ等のロケーション撮影の誘致等の実施により、地域の活性化
2 を推進する。

3 この際、地域住民の主体的参画による地域の底力を結集した組織づくりや、外部から的人材派
4 遣等について、多様な主体が連携して支援を行う。

5 特に、経営、管理、I C T（情報通信技術）等の分野で仕事を通じて培ったスキルや知識、経験
6 等を有する人材の助言・指導を参考にしながら、コーディネーター役を圏域内外から募るととも
7 に、若者から高齢者までの幅広い世代の参加を募り、多様な主体が支える仕組みの構築を促進す
8 る。

9 行政経営についても多様な主体の発意と協働の取組により、指定管理者制度、P P P／P F I
10 等の民間の資金や技術、ノウハウを活用し、インフラの機能連携や用途変更、統廃合による効果的
11 の・効率的なインフラの管理・運営・整備を進める。

13 （2）地域を支えるコミュニティの活性化

14 地域コミュニティは住民による地域づくりの基礎となるものであり、地域の文化、伝統を継承
15 する役割をもち、地域の個性や住民の地域に対する愛着を醸成するものである。東北圏は、人口減
16 少・少子高齢化の進行等で地域コミュニティの衰退が懸念されることから、より一層共助社会を
17 支えられるよう新たな仕組みや方法を取り入れながら、①コミュニティの活性化を推進する。

19 ①共助社会を支えるコミュニティの活性化

20 （コミュニティの再生）

21 東北圏においては、地域コミュニティ形成に資する方々の交流会開催等により、情報共有や参
22 加者の交流が図られている。また、被災者支援総合交付金を活用して、各地において様々なコミュ
23 ニティ形成に向けた取組が図られている。

24 今後もコミュニティの活性化を図るため、被災地における自治会活動の支援や伝統文化行事の
25 再開を始めとして、リアルだけでなくデジタルも徹底活用してコミュニティ再生に資するイベン
26 トの実施や交流スペースの確保に向けた支援を行い、地域住民同士の交流を促進する。単なる再
27 生だけでなくデジタルを徹底活用した次世代につなぐ新しいコミュニティの姿を模索するととも
28 に、コミュニティ活動をリード・サポートする人材の育成を積極的に推進する。

29 また、東日本大震災の復興・再生において、N P O等の民間団体は大きな役割を果たしており、
30 被災地のコミュニティを支える力ともなっていることから、被災地以外の地域においても、N P
31 O等との連携を積極的に行い、コミュニティ活動の充実強化を図る。加えて、N P O等の民間団体
32 が自由に活動できる環境を整備する。

34 （ダイバーシティに配慮した安全・安心の確保）

35 高齢者、障害者の見守り活動、子育て支援はコミュニティの大きな役割であるが、東日本大震災
36 によりコミュニティが喪失した地域では、高齢者、障害者や子ども等の心の復興が大きな課題で
37 ある。

38 地域において、住民、行政、医療・介護・福祉の関係者等が協力し、高齢者介護、障害者支援、

1 子育て支援等を行う体制の整備を進めるとともに、支援を要する方々の自立した生活を確保することの重要性について、推進員養成研修会や出前講座の実施等により、地域の誰もが理解を深めて支え合う、「心のバリアフリー」に関する施策を推進する。

2 加えて、外国人住民も安全で安心して暮らせる地域社会にするため、医療、保健、福祉、教育、
3 地域の防災等の情報について、言語や習慣等の違いに配慮した多言語表記や広報等デジタルを徹
4 底活用してサービスの充実に努める。

5

6 (共助社会づくりにおける多様な主体の形成)

7 多様な主体の育成と活躍を目指すため、医療、福祉、給食、見守り、子育て等の多様な日常生活
8 支援サービス産業の育成や地域の課題を発見し、解決するソーシャルビジネスの起業推進、多様
9 な担い手による自由な活動の確保といった取組を通じて、自助、共助の取組と公助による支援を
10 今後より一層充実させていく。

1 第12節 人口減少社会に対応した東北圏民総活躍プロジェクト

2 人口減少が進む中で、東北圏から首都圏等への人口流出、特に女性や若者の流出を食い止める
3 「ダム機能」を構築するとともに、一度首都圏等に出た若者等を東北圏に呼び戻すことが重要である。そのためにも、出産や子育てがしやすい環境整備、若い世代の所得向上や雇用機会の創出を図るとともに、高齢者の社会参画の促進も含め東北圏民誰もが活躍できる魅力ある東北圏を構築していく。

7 東北圏が全国に先駆けて「地方分散のトップランナー」となるべく、「デュアルライフ東北」を
8 実現する。また、移住や二地域居住は、今あるつながりを拡充・強化することから始めて、多様な
9 暮らし方・働き方を支援する各種取組や関係機関への働きかけを行う。

10 「デュアルライフ東北」の実現に向けて、エイジレスなベースの上に女性や若者、高齢者など東
11 北圏で暮らす全ての人が活躍できるような環境整備を進める。

13 (1) 女性、若者、高齢者の活躍を支える環境づくり

14 ①女性の社会参画、②若者の地元への環流や定着、③子育て家庭への支援、④高齢者の活躍など誰もが地域や社会の一員として自己実現に挑戦できるような土壌をつくり、失敗しても再チャレンジできる環境づくりに取り組む。

18 ①女性の社会参画

19 女性の社会参画を推進するため、家庭、職場、保育が近接するまちづくりの促進、結婚や出産後
20 も仕事を続けられる休暇制度や勤務制度の導入等により女性の起業支援や就業支援を進める。

21 女性が働きやすい職場環境の整備として、女性の健康に関する理解促進に関する研修、女性の
22 健康に関するオンライン健康相談、テクノロジーを活用した妊娠・出産、不妊治療及び更年期障害
23 等と仕事の両立サポート等のフェムテックサービスの普及を促進する。

24 また、二地域居住等の普及促進と機運の向上を図るためライフスタイルに応じた働き方を選択
25 できるようなフレックスタイム制の導入、場所にとらわれない柔軟な働き方を可能とするテレ
26 ワークの普及促進等、男女がともに仕事と子育てを両立し、安心して子どもを産み育てることが
27 できる環境整備を推進する。

29 ②若者の地元への環流・定着

30 進学や就職を機に、東北圏から東京への転出者がそのまま東京に留まる「東京一極滞留」を解消
31 し、東北圏への人の流れの創出により、東京一極集中のは正を図る必要がある。

32 若者の流出防止と東北圏への流入・定着及び都市部からの人材回帰に向け、地方大学等への進
33 学、企業の地方拠点の強化、地元企業への就職や都市部大学から地方企業への就職を促進し、地元
34 での雇用確保と定住促進を図る。また、学校と地域が連携・協働し地域の人材につながるキャリア
35 教育や地域の誇りを持てる教育を推進する。若者が活躍できる拠点づくりと集落の再生・活性化
36 を推進するほか、結婚・妊娠・出産・子育て等の切れ目のない支援を行う。さらに、リスクを恐
37 れず起業に挑戦する若者等への支援を行うとともに、一度起業に失敗しても、再チャレンジでき
38 る環境を整備する。

1 **③子育て家庭への支援**

2 妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対応して総合的相談支援を提供するワンス
3 トップ拠点の整備やデジタル化を進め、専門職等が必要なサービスをコーディネートして妊産婦
4 等に対し切れ目のない支援の実施を図る。また、地域において子育て親子の交流等を促進する子
5 育て支援拠点の設置を推進し、子育てについての相談、情報の提供、助言そのほかの援助を行う。

6 さらに、地域社会全体で子育てを支える仕組みを構築し、良好な保育環境を確保するため、多様
7 なニーズに対応する保育サービスを促進する。加えて、学校教育と連携した継続的な子育て支援
8 体制を構築するとともに、既存のサービスや施設等に設置されている子育て応援機能を強化する。

9 これらの取組とあわせて、職場環境の改善、整備や育児等で一旦離職した者への再就職、再就業
10 支援の取組を推進する。

11 **④高齢者の活躍**

12 企業退職者等の元気な高齢者の社会参加の推進や、先達としてのノウハウの若い世代への還元
13 等を目指した取組を推進する。具体的には、高齢者等が社会参画して活躍できる働き方のための
14 継続雇用制度導入や定年の引上げ等の高齢者の就業支援等を進め、高齢者の希望を実現し、社会
15 に貢献する「生涯現役」の「高齢者参画社会」の実現を目指す。

16 また、若い世代にとって、歴史・文化に精通した高齢者から話を聞く社会学習等は、多世代間が
17 つながっていることと地域独自の魅力を再認識し、シビックプライドを育む機会となる。こういつ
18 た多世代間のつながりの重要性を考える機会を多数つくり出し、子どもから高齢者まで、多様な
19 世代が豊かで安心して暮らすことのできる地域を目指す。

20 **(2) デュアルライフ東北の実現**

21 人口減少の加速化や少子高齢化など全国でも特に深刻な問題を抱える東北圏にとって、このビ
22 ンチをチャンスに変える大きな転機と捉え、今こそ東北圏が全国に先駆けて「地方分散のトップ
23 ランナー」となるべく、①副業・兼業・プロボノ等による多様な人材を受け入れる。また、②移住
24 や二地域居住は、今あるつながりを拡充・強化することから始めて、多様な暮らし方・働き方を支
25 援する各種取組や関係機関への働きかけを行う。

26 このような「デュアルライフ東北」の実現に向けて、エイジレスなベースの上に女性や若者、高
27 齢者など東北圏で暮らす誰もが活躍できるような環境整備を進める。

28 **①副業・兼業・プロボノ等による首都圏等の多様な人材の受け入れ**

29 労働力不足の深刻化が懸念される地域企業において、雇用のミスマッチを解消し、多様な人材
30 を確保し、企業価値の向上につなげていくことが重要である。そのため、従来のU I Jターンや二
31 地域居住のみならず、リモートワークと副業・兼業・プロボノなどを組み合わせることにより、東
32 北圏と首都圏等の二拠点に暮らしや働きの場・機会を持ち、双方の機能や魅力を享受、満喫するよ
33 うな暮らし方や働き方を可能とする取組を推進する。

34 **②多様な働く場の創出によるU I Jターンの促進**

1 コロナ禍を経験してデジタル技術を活用した場所に縛られない新しい働き方が急速に浸透し、
2 新たな地方移住の動きが見られる。東北圏は首都圏と隣接し、高速交通ネットワークも整備され、
3 また豊かな自然や多様な文化等の地域資源を有しており、移住や二地域居住先としての条件を十
4 分備えている。このような東北圏の魅力を発信しながら、U I J ターンの取組を促進する。

5 特に若者や子育て世帯の移住促進にあたっては、多様な働く場の創出が重要であり、I C T 産
6 業を始めとした世界最先端の国際科学技術産業の集積による産業の振興の他、伝統工芸やものづ
7 くり、農業と別の仕事を組み合わせた「半農半X」など各地域の特性を活かした雇用の促進やテレ
8 ワーク・ワーケーションなど場所に縛られない新たな暮らし方・働き方を推進する。併せて、育児
9 や教育の環境整備、地域コミュニティの活性化等、地域おこし協力隊の積極的な活用を始め、あら
10 ゆる関係者を巻き込み、D X の観点も踏まえ、理解醸成を図りながら促進する。

11 多様なライフスタイルを可能とする首都圏と東北圏または東北圏内における都市部と地方部等
12 の二地域居住等を促進し、地方への人の流れを創出・拡大することにより、人口減少が進む地域の
13 活性化を促進する。どこでも誰もが二地域居住等を実施できるよう、官民が連携し、空き家を活用
14 した施設整備など二地域居住を支援する環境整備を推進するとともに、支援策や事例等を広く情
15 報発信し、普及促進と機運の向上を図る。

1 第13節 誰もが恩恵を享受できる東北圏版地域生活圏形成プロジェクト

2 東北圏では、人口減少・少子高齢化の進行による地域の活力低下や財政制約などにより、地域社会の存続に大きな影響が生じる。このような状況の中で、様々なリスクを乗り越え、持続可能な社会を実現するために、全ての広域連携プロジェクトを包含するかたちで、あらゆる世代がデジタルの恩恵を享受出来るような仕組みづくりや、分野の垣根を越えて、民の力を取り入れた官民連携に取り組み、生活者目線に寄り添った東北圏版地域生活圏を形成する。

7 (1) 地域が互いに支え合う広域連携の枠組みの構築

8 人口減少・少子高齢化の進行に伴い、生活サービスの質が低下することを回避するため、①コン
9 パクトでシームレスなまちづくりを推進しつつ、②広域的な都市間連携の構築を図り、官民連携
10 による協力体制やデジタルという新たな手法を通じて、暮らしに不可欠な生活サービスの維持・
11 確保を目指す。

12 ①コンパクト+ネットワークを深化・発展させたシームレスな東北圏の形成

13 東北圏は全国と比較して都市間距離が長く、低密度に拡散した人口分布となっており、人口減少と相まって生活サービスの利便性を低下させるおそれがある。中小規模の都市や農山漁村が、将来にわたり快適な生活環境を確保していくためには、それぞれの地域において価値や魅力を高めながら、都市機能が集積する中心都市との連携を強化するとともに、都市の周辺に広がる農山漁村との有機的な共生と、中小規模の都市間相互にそれぞれの都市機能を補完・分担することにより、効率的・効果的なサービスの提供を図ることが必要である。

14 まちづくりにおいては、コンパクトな市街地を形成しつつ、市街地と農山漁村地域との連携や近隣市町村間との連携の視点も重視した「東北発コンパクトシティ」の取組を推進するほか、従来、交通システム、行政システム、医療システム等、行政区画の制約や交通手段の不便さ等により区切られていたサービスが継ぎ目無く展開されるシームレスな圏域づくりが求められる。

25 ②広域的な都市間連携のための枠組み構築

26 都市間距離が長い東北圏においては、東北の主軸となる4縦貫7横断の高規格道路からなる格子状ネットワークの整備などによるシームレスな拠点連結型国土の骨格を支える国内幹線交通体系の高質化やデジタルのネットワーク強化を通じリアルにおいて質の高い交通を確保するため、デジタルを活用したサービスの実装の拡充・補完を通じて、圏土全体におけるシームレスな連結を強化し、広域的な都市間連携を図る必要がある。

27 そのため、既存の広域的枠組みである連携中枢都市圏や定住自立圏とも連携しながら、広域交通ネットワーク化と交通結節点の機能強化を図る。また、地方部における生活圏人口の維持に不可欠な高規格道路を「地域安全保障のエッセンシャルネットワーク」と位置づけ、早期形成を目指す。「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を踏まえ、都市計画や行政手続き、生活の質の向上に寄与する様々な分野の各種デジタル化の推進を図り、シームレスな東北圏を形成する。

38 (2) 地域生活圏を支える持続的なモビリティ社会の実現

1 地域の足である公共交通について、事業者の経営状況を注視しつつ人口減少下においても持続
2 可能な交通の①地域公共交通の「リ・デザイン」の取組や②地域限定型移動サービスの実現等に
3 より地域をつなぐ持続的なモビリティ社会の実現を図る。

4

5 ①地域公共交通のリ・デザインによる持続可能性の向上

6 日々の生活に必要不可欠な地域の移動手段を確保するため、地域公共交通に係る事業者の経営
7 状況を注視しつつ、法制度や予算・税制措置等のあらゆる政策ツールを活用し、交通 DX・GX の
8 推進や、教育・医療・福祉・介護・エネルギー等を含む地域の関係者の連携・協働（共創）を通じ、
9 利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通ネットワークへの「リ・デザイン」（再構築）の
10 取組を進める。

11 人口減少の進行が著しい東北圏であるからこそ自動運転等の交通 DX を取り入れ、人口減少下に
12 おいても持続可能な地域づくりに率先して取り組む。また、都市間距離が長い東北圏において地
13 域公共交通の GX 対応車両への転換等の GX の取組を行うことは、環境負荷の低減の効果が大きい
14 ことが期待されカーボンニュートラルの実現にも寄与することから、さらに推進する。

15 地域の足となる鉄道路線やバス路線については、公共交通機関がそれぞれの特性に応じて役割
16 分担し有機的かつ効率的なシームレスな交通ネットワークの形成を目指すため、地域住民や N P
17 O 等多様な主体が連携し、サポート活動の展開や利用者の意見を取り入れた運行を行うとともに、
18 バス路線の再編やデマンド交通の運行、MaaS の実装、LRT、BRT 等の公共交通の導入や利用促進
19 等、多様な交通手段を適切に組み合わせることにより、活性化及び維持・存続を図る。

20

21 ②地域限定型から始める新たな移動サービスの実現

22 広大な圏土を誇る東北圏において、豊かな暮らしを実現するためには、移動・配送の自動化の推
23 進が重要である。これまで東北圏において実施してきた中山間地域における道の駅等を拠点とした
24 自動運転サービスや BRT 専用区間ににおけるバスの自動運転サービス、高速道路や港湾における
25 トランクの自動運転サービスの実証実験及び導入等を踏まえ、東北圏における地域限定型の自動
26 運転技術の導入を加速化する。さらに、ヒトやモノの円滑な移動・配送の確保に向けてデジタル技
27 術を活用した新たなモビリティサービスの実用化を図るため、レベル 4 での自動運転サービスの
28 実装と高速道路 S A / P A 等における自動運転車両の拠点施設の整備を加速化するとともに、高
29 速道路の電腦化を図り、道路と車両が高度に協調することによって、自動運転の早期実現・社会実
30 装を目指す。

31 また、東北圏に集積が加速しているロボット関連産業の技術を導入しながら持続可能な物流を
32 実現すべく、物流 DX 等により、共同輸配送や空きスペースのマッチング等の物流効率化を進める。
33 さらに、ラストワンマイル配送等を担うドローン物流や自動配送ロボットの社会実装を推進する
34 とともに、走行空間、拠点等の整備や、官民連携して必要となるバリアフリー情報や地図情報等の
35 データ収集・利活用を通じて、多様なモビリティと共に存した走行環境の構築に向けた取組を推進
36 し、地域をつなぐ持続的なモビリティ社会の実現を図る。また、移動手段の提供が十分でない地域
37 等においては、ライドシェアなど多様な交通手段のあり方について、柔軟に検討する。

1 (3) 「東北圏まるごとデジタル」で誰もが安心・便利な暮らし方・働き方の実現

2 コロナ禍で新たな暮らし方・働き方が広がり、社会経済システムがデジタルを抜きには成立し
3 えないデジタル社会の浸透が急激に進展している。一方で、東北圏は、デジタル社会の効用を発揮
4 していく上での環境整備が十分とは言えない状況があることから、まずは①デジタル基盤の整備
5 を図る。また、DXの推進により②デジタルを活用したまちづくりによる賑わい創出や、③地域医
6 療を支える遠隔医療、④スマート農林水産業の導入による東北の基幹産業である農林水産業の高
7 度化を図る。これらを踏まえ、場所に縛られない新たな暮らし方・働き方に向け、⑤移住・二地域
8 居住を推進するとともに、⑥条件不利地域への支援にも取り組み、東北圏の安心・便利で豊かな
9 暮らしの実現を図る。

10

11 ①デジタル基盤の整備・活用

12 コロナ禍を経てテレワークを始めとするデジタルを活用した暮らし方・働き方が浸透した中、
13 東北圏のデジタル化が遅れている原因として、人材不足や知識不足が指摘されているほか、IT環境の低さや5G基地局の地域格差などが挙げられる。そのため、国内企業のデジタル人材を全面的に活用・育成した上で、デジタルに精通した高度な外部人材も活用しながら、地域で出来るレベルで考えるデジタル人材育成とデジタル化を試みるということが重要である。また、光ファイバ、5G等のデジタルインフラ、データ連携基盤の整備を進め、デジタル技術をリアルの地域空間の中で実装するための基盤整備も不可欠であり、こうした観点から、各企業・各産業では、自動運転やドローン、自動配送ロボットによる物流等の実用化に不可欠なセンサー、乗り換え・積み替え拠点等のデジタルライフラインの整備等を進める。

21 デジタル化の遅れが懸念される東北圏においては、地方公共団体が率先してデジタル化に取り
22 組み、基幹業務等のシステムの統一・標準化、行政手続のオンライン化、マイナンバーカードの普及
23 及び利用の促進、AI・RPAの利用推進、情報セキュリティ対策を徹底する。また、「窓口DXaaS」
24 のガバメントクラウド上の提供等による「書かないワンストップ窓口」の横展開の促進等の「デジ
25 タル・ガバメント」を推進し、デジタル社会の構築に向けた取組を着実に進めていく。

26

27 ②都市・まちづくりのDXの推進

28 人口減少・少子高齢化が進行する東北圏においては、空き地・空き店舗の増加により、いわゆる
29 シャッター商店街に代表されるような中心市街地の空洞化など、地域の構造的な変容や活力低下
30 が懸念されている。高齢者や若者世代、女性も含めた誰もが生き生きと安心して暮らし続けてい
31 けるよう、公共施設の統廃合、再配置等を効果的に推進するとともに、地域経営の視点から地域の
32 価値を高めるために、官民の不動産を有効に活用する取組が重要である。

33 多様な暮らしを支える人を中心のまちづくりを実現するため、3D都市モデルを生成してまちを
34 可視化・オープンデータ化する「PLATEAU」のデジタル技術を活用しつつ、空き地・空き店舗や官
35 民の不動産情報等を集約したデータの見える化、都市空間再編のシミュレーションなど建築・都
36 市のDXを推進し、多世代が交流するまちづくりを推進する。

37 また、集約型公共交通ターミナル（バスタ）の整備・マネジメントを通じて、滞在性・回遊性を
38 高めることで多世代が交流するコミュニティ空間を形成し、まちなかの賑わいを創出する。さら

に、「歩行者利便増進道路（ほこみち）制度」を普及しながら、同時に、DX化により利便性の向上が図られる多様なモビリティ、MaaS、自動運転にも対応しつつ、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進し、大都市、大学等の多様な主体との連携による未来空間のイノベーション創出の取組を推進する。

加えて、地方都市の環状道路等では、高規格道路整備と合わせ、地域との協働や経済的手法を含めた交通行動の変更を促すTDMの推進や、道路データプラットフォームの構築等を推進する道路システムのDX「xROAD」の取組、歩道や自転車道、バス専用レーン、賑わいのための空間等、車線削減を含めた道路空間の再配分等により、中心市街地等の渋滞ピークの平準化、事故の削減も目指す。

③医療と福祉サービスの更なる充実

（医師確保対策の推進と地域医療の再編による医療提供体制の構築）

国、大学、県が連携し、東北圏における必要な医師数の確保に努めるとともに、医師の地域医療機関への定着に向けた取組を推進する。

特に、医療サービスの平準化のため、医師の派遣や医師の確保対策、医師の再雇用、女性医師に対する業務負担の軽減、タスク・シフト／シェアや復帰支援等を推進する。

その上で、医療サービスの水準を確保することが喫緊の課題であり、国、地方公共団体、大学及び医療機関において、今後の地域医療の再編を早急に検討していく必要がある。

医師不足が顕著な小児科及び精神科、がん医療や緩和ケア対策等については、拠点病院の強化や開業医の救急外来への参加、助産師の活用等を図る。

（遠隔医療等の新たな技術の展開）

東北圏は、全国と比較して高齢化率が高く、今後ますます進行することが予測されており、高齢者の経験を活かすためにも、高齢者の社会参加、きめ細かな生活支援、生活習慣病予防や食育の啓発等を通じて、高齢者が長く健康に暮らすことができるための取組を進める。また、若者、女性、高齢者等の多様な世代が安心して暮らせるよう、中長期的な人口動態の変化とそれに伴う各県における地域ごとの将来の医療需要を見据えた地域医療構想の取組を支援しつつ、ICT（情報通信技術）、ロボット、遠隔診療（オンライン診療）の普及を含めた質の高い医療の効率的な提供体制を確保し、対面と遠隔のベストミックスによる効率的で質の高い地域医療の実現を図るとともに、遠隔医療等を積極的に活用して離島・半島・中山間地域等の条件不利地域における医療サービスの向上を図る。

（少子高齢化等に対応した福祉サービスの充実）

要介護者等の住み慣れた地域での生活を支えるため、在宅における介護サービスの質と量を確保するとともに、NPO等の介護支援等在宅介護体制の充実を図り、また、老人福祉施設の適切な配置と施設間の連携を推進する。ひとり暮らしの高齢者等が安心して暮らせるように、高齢者向け住宅の整備を図るとともに、ICT（情報通信技術）の活用による生活支援を推進する。さらに、担い手不足への対応としては、生活援助員による日常の生活相談、安否確認、緊急時における連絡

等生活支援サービスの活用を推進するとともに、医療機関等を交え、地域住民、町内会、商店会及びN P O等、地域の多様な主体の協働による見守り等の取組を推進する。また、地域で安心して暮らし続けられるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図る。その際、公的不動産や空き家の活用も進める。これらの取組は、都市政策、住宅政策、交通政策と医療・福祉・介護政策が連携して総合的に行う。加えて、まちづくりにおいては、サービス付き高齢者向け住宅、子育て世帯向け住宅及び子育て、医療・福祉・介護・健康、コミュニティ等のサービス拠点施設の整備等により、多様な世代が安心して健康に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅・シティ」の実現を図り、ユニバーサルデザインの考え方を積極的に導入する。

④暮らしと仕事を支える「デジ活」中山間地域の実現

人口減少下においても農林水産業の持続的発展を実現するため、ロボット技術や I C T（情報通信技術）を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する「スマート農林水産業」を取り入れるなど、農山漁村等の基幹産業である農林水産業の仕事づくりを軸として、教育、医療・福祉・介護、物流など、様々な産業分野と連携しながら、地域資源とデジタル技術を活用しつつ、社会課題解決に取り組む「デジ活」中山間地域における地域づくりを推進する。併せてスマート農林水産業の実装の加速化による農林水産業の成長産業化に向けた取組や農林水産物の安定的・持続的な供給体制の構築を促進する。

⑤移住・二地域居住等の推進による東北圏への人の流れの創出・拡大

コロナ禍によるテレワークの普及は地方への人の流れの創出・拡大につながり、また、近年、若者世代を含め、地方への移住希望者の数は増加しており、新たな地方・田園への回帰につながる意識の変化が見られる。

東北圏の魅力である広大な圏土に豊かな自然と広がる美しい農村風景を活かしつつ、地方創生テレワークを推進する。また、空き家や所有者不明土地を活用したサテライトオフィスの整備、移住・二地域居住等を推進することや環境整備等により、東北圏への人の流れの創出・拡大を目指す。加えて、東北圏を第2のふるさととして四季を楽しみ、夏山冬里の交流を深め、いわゆる「よしみ」という名の自治体間の友好都市などのつながりを活かし、人の往来を活発化させる。

さらに、圏域内の交流を深めるとともに、これらのきっかけとなる地域の関係人口の拡大や外部人材の活用を目指す。

⑥条件不利地域への支援

東北圏は、宮城県の牡鹿諸島、浦戸諸島、山形県の飛島、新潟県の栗島、佐渡島の離島地域と津軽、下北、男鹿等の半島地域を有している。また、過疎化の進行が著しいうえに、東北圏の面積の約85%が豪雪地帯の指定を受けているなど、地理的、気候的な特性から、経済的・社会的に不利な条件に置かれており、災害時には、交通や情報の途絶も懸念される。

一方で、これらの地域は、生物多様性の保全、自然環境の保全、国土の保全等の上で重要な役割を果たしているほか、地域特有の個性や魅力、伝統文化を有し、観光資源ともなっている。特に離

島地域は、排他的経済水域を含み国土の保全・管理上の重要な拠点でもある。

このため、都市との交流や連携、グリーン・ツーリズム等をきっかけとした地域の活性化、航路の維持等、地域の維持・再生に向けた取組を推進する。具体的には、生物多様性の保全に配慮した農林水産業の生産基盤、集落排水施設等の生活基盤、道路、港湾等の交通・情報通信基盤、国土保全施設、医療・福祉・教育体制等の整備及び維持する。

(4) 東北圏の荒廃を防ぐより良い最適解を導く地域の実現

人口減少・少子高齢化の加速等を背景に、低未利用地、空き地・空き家の増加などの国土の管理水準の悪化や非効率な土地利用の増大が従来以上に懸念されており、加えて気候変動の影響による自然災害の激甚化・頻発化も懸念されている。これらの地域課題の解決に向けて、①最適な圏土の利用・管理の推進、②防災 DX の推進を図り、多様な主体の参画による③官民パートナーシップを形成し、地方の暮らしの一層の魅力向上を図る。

1 最適な圏土の利用・管理のための市町村の管理構想の策定

(圏土に関する情報の開示・共有と活発な議論)

広大な圏土を持つ一方で、人口減少が激しい東北圏において、今後、どのように誰が圏土の利用・管理を行うのかという点について、喫緊の課題となっている。手入れが不十分な森林、田畠や農地の荒廃、顕在化する空き家や空き地など、担い手不足や費用対効果等の面から、ますます放置する以外の選択という困難に直面している。この課題に対し、圏土に関する情報、とりわけ各自治体における国土利用情報、都市計画、森林計画、農業振興計画、環境保全計画など、あらゆる土地に関する情報について開示し、地域住民と情報を共有することが必要である。

さらに、現状、国土形成計画と対になる国土利用計画においても、東北圏では策定率が 26%と低く、自らの土地の利用という側面に対してさえ、如何に関心が低いかと言うことを物語っている。今後、地域の将来については地域自らで決めることが最優先されるよう、まずは地域における議論を活発化させ、具体的な時間軸を持って、どのように使って管理・維持するか、または将来的に自然に帰すかということについて理解を深めていく必要がある。

(より一步踏み込んだ地域管理構想への進化)

適正な国土利用・管理を推進するに当たってはより詳細な情報となる、人口、高齢化率、農地の耕作者、森林関連情報、災害リスク、土地利用状況、交通インフラ整備状況、都市計画情報など、分野横断的な地域の情報を一元的に把握し、対策を検討する必要がある。地域においては、これらの現状把握・将来予測により、地域の共通する何よりも優先すべき考え方として、目指すべき将来像と土地の利用や管理のあり方について、住民との合意形成を図り、その具体的な成果として「地域管理構想」を策定していく。

地域管理構想の策定及び実現にあたっては、行政機関のみならず、住民や地域団体等のほか、地域の実情に応じて、農村型地域運営組織(農村 RMO)、地域おこし協力隊、集落支援員、関係人口、外部人材、大学・研究機関、民間企業等の多様な主体が参画するとともに、国土の状況把握・見え

1 る化(電子国土基本図、国土数値情報等の国土の基本的な情報の GIS データ化、オープン化等)、
2 まちづくり、農林業等の課題に応じたデジタル技術の開発・実装などの国土利用・管理 DX も推進
3 する。

4
5 地域管理構想が将来のあり方となる共通の道標として活用されるべく、顕在化し課題となつて
6 いる低未利用土地や空き地・空き家等の利活用の円滑化と適正な管理の確保、荒廃農地や手入れ
7 が不十分な森林の発生防止・解消等に対し、具体的に積極的に関わりを持って取り組んでいく。

9 ②防災 DX の推進による地域防災力の向上

10 東北圏においても水災害、雪害等が激甚化・頻発化していることに加え、東日本大震災を経験し
11 た東北圏であるからこそ、巨大地震・津波などの自然災害から東北圏民の命と暮らしを守る安全・
12 安心な圏土づくりを図り、国内外に誇れる防災先進圏域の実現を目指す必要がある。

13 実現に向けては、災害リスクの高い地域における人口集中による災害に対する脆弱性を軽減す
14 るため、災害ハザードエリアにおける開発抑制の効果をより高める取組を進め、より安全な地域
15 への居住誘導を推進する。また、3D都市モデルを生成してまちを可視化・オープンデータ化する
16 「PLATEAU」のデジタル技術を活用して浸水域や避難行動のシミュレーションを行うなどの防災 DX
17 を推進する。加えて災害時等にドローン・センサー等を活用し情報収集を行う防災 IoT、AI 等を
18 駆使する革新技術の創出・社会実装等を推進する。

19 老朽化するインフラにより国土の荒廃を招くことがないよう、また、これまで整備したインフ
20 ラが長期的、持続的に事前防災として効果を発揮するよう、センサーやドローン等を用いた点検、
21 点検・補修データの利活用などの新技術を活用した DX を推進し、予防保全型インフラメンテナン
22 スへの転換を加速する。また、市区町村におけるメンテナンスに携わる担い手不足に対応するた
23 め、市町村の枠を超えた広域・包括的なメンテナンス体制を構築するなど、産学官民のあらゆる主
24 体が連携して持続可能なインフラメンテナンスの実現に向けた取組を推進する。

25 (本質的な地域防災力の向上)

26 防災 DX で得られる新たな情報や様々なメリットは、地域防災力の向上へ直結し、自らの地域は
27 自らが守らなければならないという意識をさらに醸成する。防災 DX は、簡便に早く自らの地域情
28 報を把握でき、その情報をすぐに共有できることから、いわゆる町医者と言える機能を有し、積極
29 的に活用・浸透させていく必要がある。

30 加えて、暮らしの安全・安心の確保は行政による取組を基本としつつも、住民がコミュニティづ
31 くりを通じて行政と協働しつつ、これに民間事業者等が関わり、各々自らができるることを主体的
32 に取り組むことで、相互に役割や機能を補完し合う意識と共に地域で支え合う絆が育まれること
33 が相乗効果として期待される。

34 さらに、地域における意識が防災という観点から医療・福祉・介護・教育等あらゆる生活の場面
35 へ広がることになり、支援体制のあり方を議論しながら支援を必要とする方々の自立した生活を
36 確保することの重要性について、地域の誰もが理解を深めて支え合う「心のバリアフリー」を進化
37 させた包摂社会の実現を図っていく。

1
2 ③官民パートナーシップによる地域経営主体の形成

3 「デジタルとリアルが融合した地域生活圏の形成」は、未曾有の人口減少・少子高齢化等による
4 危機的な状況に直面する地方における暮らしの利便性を維持・向上させ、持続可能で活力ある地
5 域づくりを目指すものである。そのためには新たな発想からの地域マネジメントが不可欠であり、
6 市町村界にとらわれず、地域の生活や経済の実態に応じて、デジタルの徹底活用により、地域空間
7 の質的向上を図るボトムアップの取組を様々な官民パートナーシップを通じて実践する必要があ
8 る。

9 地域課題の解決には、住民やN P O等の地域団体、企業や大学等の多様な主体と行政が連携し
10 て、地域を共に創る発想により取り組むことが不可欠であり、さらには関係人口の拡大・深化等を
11 推進することが求められる。

12 東北圏においては、東日本大震災の復興を契機に築かれた多くの関係人口があり、デジタルを
13 活用したオンライン交流や二地域居住等の多様な関わり方が可能であるため、裾野が広く、多彩
14 な人材になりうることから、基礎的な地域活動の維持に貢献するだけでなく、東北圏の新たな価
15 値を生み出すことが期待される。

16 デジタルというツールで地域と関係人口とが一体感を持ったつながりを生み、持続可能な地域
17 を共に創る認識の共有をベースに、地域課題の解決と地域の魅力向上に向けて「共」の視点での新
18 たな発想からの地域経営を支える官民パートナーシップの形成を推進し、暮らしに必要なサービ
19 スが持続的に提供される地域生活圏を作っていく。

1 **第14節 他圏域との連携プロジェクト（※他圏域との調整の上、作成）**

2 広域的な機能の分散と連結強化の観点から、シームレスな広域交通ネットワークの充実・強化を
3 通じて、他圏域とのヒト、モノ、カネ、情報の対流促進による新たな価値の創造、競争力強化、地域
4 活性化、防災力強化を目指す。

5

6 (1) くらし

7 ○○

8

9 (2) 産業

10 ○○

11

12 (3) エネルギー

13 ○○

14

15 (4) 交通・物流

16 ○○

17

18 (5) 観光

19 ○○

20

21 (6) 文化・歴史

22 ○○

23

24 (7) 環境

25 ○○

26

27 (8) 防災

28 ○○

29

30

1 第5章 計画の推進に向けて

2 第1節 計画の効果的推進

3 1. 計画の推進

4 東北圏広域地方計画の推進に当たっては、東北圏を取り巻く内外の経済社会情勢の変化等に柔軟に対応するとともに、計画の実効性を確保していく必要がある。このため、東北圏広域地方計画協議会の構成機関を始め、住民、NPO、企業、学術研究機関等の関係機関等が十分に連携・協働を図りつつ、計画が描く地域の将来像の実現に向けた各種施策の展開・具体化を推進していく。

5 プロジェクトの着実な推進に向けて、プロジェクトごとに担当する協議会構成機関を定め、協議会事務局と連携を図りながら、各種施策の展開・具体化、進捗状況の検証等を行う。

10 2. 重点的・効率的な施策の実施

11 厳しい財政事情を踏まえつつ、今後10年間で着実に東北圏の将来像を実現していくため、関係機関等においては、投資効果の早期発現とコストの縮減、選択と集中を図り、重点的・効率的に各種施策を実施していく。

15 3. 計画のフォローアップ

16 本計画の実効性を高めるため、本計画の内容や東北圏の実情を踏まえ、毎年度、協議会において、各プロジェクトの推進状況を検証するとともに、推進に向けた課題への対応等について検討し、その結果も踏まえ、プロジェクトを始め計画の一層の推進を図る。

20 また、全国計画の政策評価等にあわせて、本計画の実施状況を評価し、その結果に応じて計画の見直し等必要な措置を行う。

22 なお、これらの実施に当たっては、地域の関係主体の連携・協働を図るため、協議会の構成機関を始め関係機関等により、各種施策の数値目標を共有し、その更新等も踏まえて、十分議論しながら推進する。

25 第2節 他計画との連携

27 本計画を効果的に実施するため、国土利用に関する諸計画や社会資本整備重点計画及び同計画に基づく東北ブロックにおける社会資本整備重点計画、地方公共団体の策定する総合計画、デジタル田園都市国家構想総合戦略、国土強靭化地域計画等と緊密な連携を図る。